平成26年3月 大竹市議会定例会(第1回)議事日程

平成26年3月10日10時開会

日	程	議案番号	件名名	74 _0 0 71	付 記
第	1	議案第 1号	平成26年度大竹市一般会計予算		
第	2	議案第 2号	平成26年度大竹市国民健康保険特別会計	予算	一般質問及び
第	3	議案第 3号	平成26年度大竹市漁業集落排水特別会計	予算	総 括 質 疑
第	4	議案第 4号	平成26年度大竹市農業集落排水特別会計	予算	
第	5	議案第 5号	平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別	会計予	
			算	_	一 (一 括)
第	6	議案第 6号	平成26年度大竹市土地造成特別会計予算		
第	7	議案第 7号	平成26年度大竹市介護保険特別会計予算		
第	8	議案第 8号	平成26年度大竹市後期高齢者医療特別会	計予算	予算特別委
第	9	議案第 9号	平成26年度大竹市水道事業会計予算		設置・付託
第]	0 1	議案第10号	平成26年度大竹市工業用水道事業会計予	算	
第1	l 1	議案第11号	平成26年度大竹市公共下水道事業会計予	算 一	
第]	1 2	報告第 4号	専決処分の報告について (事故による損害	害賠償	報告
			額の決定)		
第]	1 3	議案第17号	大竹市消防長及び消防署長の資格を定め	る条例 一	(原案可決)
			の制定について		
第]	1 4	議案第19号	一般職の職員の給与に関する条例の一部	改正に	(原案可決)
			ついて		
第]	l 5	議案第20号	大竹市手数料条例の一部改正について		(原案可決)
第]	16	議案第21号	大竹市特別会計条例の一部改正について		(原案可決)
第]	17	議案第26号	大竹市社会教育委員条例の一部改正につ	ハて	(原案可決)
第]	18	議案第27号	大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金	の支給	(原案可決)
			に関する条例の一部改正について	_	一総 務 文 教
第]	19	議案第28号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定	管理者	(原案可決)
			の指定について		
第2	2 0	議案第31号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定に	ついて	(原案可決)
第2	2 1	議案第34号	広島県市町総合事務組合の共同処理する	事務の	(原案可決)
			変更及び広島県市町総合事務組合規約の	変更に	
			ついて		
第2	2 2	議案第35号	平成25年度大竹市一般会計補正予算(第	4号) —	(原案可決)
第2	2 3	議案第13号	大竹市公衆便所の設置及び管理条例の制	定につ 一	(原案可決)
			いて		
第2	2 4	議案第14号	大竹市漁港管理条例の制定について		(原案可決)
第2	2 5	議案第15号	大竹市漁港区域内占用料等徴収条例の制	定につ	(原案可決)

				いて							-生	活環均	竞	
	第26	議案第1	6号	大竹戸	 市海岸保全	区域内占用	料等徴収	条例0)制定	<u> </u>		原案可決)		
				につい	17									
	第27	議案第1	8号	大竹下	市地区集会	所設置及び	管理条例	の一普	『改』	=	()	原案可決)		
				につい	いて									
	第28	議案第2	2 号	大竹市	市国民健康	保険条例の	一部改正	につい	いて		()	原案可決)		
	第29	議案第2	3号	大竹市	卡休日診療	所設置及び	管理条例	の一音	『改』	=	()	原案可決)		
				につい	いて									
	第30	議案第2	4 号	大竹下	卡道路占用	料徴収条例	の一部改	正につ	ついて	-	()	原案可決)		
	第31	議案第2	5号	大竹市	大竹市公園条例の一部改正について						()	(原案可決)		
	第32	議案第2	9号	大竹市	市地区集会	所の指定管	理者の指	定につ	ついて	-	()	(原案可決)		
	第33	議案第3	0号	大竹市	方コミュニ	ティサロン	の指定管	理者の)指定	<u> </u>	()	(原案可決)		
				につい	いて									
	第34	議案第3	3 2 号	大竹市	大竹市松ケ原こども館の指定管理者の指定につ						()	原案可決)		
				いて										
	第35	議案第3	3号	市道路	各線の認定	について					()	原案可決)		
	第36	議案第3	6号			市国民健康	保険特別	l会計 補	非正子	,	()	原案可決)		
				算(第1号)										
+	第37	議案第3	7号	平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特 ― (原案可決)										
					计補正予算					_				
	第38	平成26年請	顧第1号			ル見直し議	論に対す	る意見	1書採	E		采 択)		
	択について 総務文教													
		付した事												
	○日程第 1 議案第1号から日程第11 議案第11号(一般質問・総括質疑・継続)													
〇出席議員(16人)														
		1番					2番				涉			
		3番	網名		孝		4番	藤	井		馨			
		5番	乃 身				6番	児	玉	朋	也			
		7番	北水		隆		8番	Щ	崎	年	_			
		9番	細川		子		10番	日	域		究			
	1	1番	上 里	予 克	己		12番	原	田		博			

〇欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

13番 二階堂

15番 西川健三

市		長	入	山	欣	郎
副	市	長	大	原		豊
教	音	長	大	石		泰

博

14番 田中実穂

山 本 孝 三

16番

総 務 部 長 市民生活部長 康 福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長 設 部 建 長 上 下 水 道 局 長 防 長 消 総務課長併任選挙 管理委員会事務局長 画財 企 政 課 長 興 課 自 治 振 長 環境整 備課 長 社 会 健 康課 長 保険介護課 長 監 理 課 長 都 市 計 画 課 長 上下水道局業務課長 総務学事課長 消防本部消防課長

 太
 田
 勲
 男

 青
 森
 浩

 正
 木
 犬
 治

 長谷川
 寿
 男

 稲
 田
 正
 文

 西
 岡
 ず

 米
 中
 和
 成

吉岡 和範 吉田 茂文 野田 英之 政 岡 修 佐 伯 隆文 香川晶則 栢 英 彦 重 本 隆 男 野 崎 光 弘 國本 美之

福 重 邦 彦 三 浦 暁 雄

〇出席した事務局職員

議会事務局長議事係長

平成26年3月大竹市議会定例会(第1回) 一般質問及び総括質疑通告表

8番 山 崎 年 一 議員

質問方式:一問一答

教育委員会制度改革について市長・教育長の所見を問う

現在国会では、「教育委員会制度改革」について議論されています。今回の「改革案」は、教育の自主性を守るために創られた教育委員会制度の根幹を変え、国や首長など、政治家による教育支配を拡大しようとする危険なものと認識していますが、市長・教育長の所見を問います。

新聞各紙も有識者も、総じて「改革」に反対しており、教育委員会が首長の下請け機関となり、首長は公選ですから首長が替わるたびに、教育が変わる危険があります。教育の公平性・中立性が守れないと思いますが市長の見解を伺います。

「改革案」では、教育長は首長が直接任命し罷免するとしています。教育長は首長の 直属の部下となりこの部分でも教育が政治に従属する構図が浮かび上がります。「政治 的中立性の懸念から教育委員会に執行権限を残すべきだ」との意見があります。どのよ うに判断されていますか。

文部科学大臣の教育委員会に対する権限を強化しようとしています。現行法では教育権の侵害が明瞭な場合しか「是正要求」は出せませんが、「改革案」ではそれ以外でも出せるとしています。竹富町の教科書問題が大きなかかわりとされていますが、文部科学省は「是正要求」を3月上旬にも出そうとしていると報道されています。この「是正要求」についてどのような見解をお持ちでしょうか。

大願寺地区福祉施設用地が住宅に変更されることについて市長のご所見を問います。

2月21日に生活環境委員協議会において、大願寺地区の福祉施設用地の約3分の1が 住宅に変更された計画図面が示されました。福祉施設用地の3分の1が削減されること で、大竹市の福祉政策を大きく後退させることになると思いますが、福祉施設用地が住 宅地に変更されたことに対する市長のご所見を伺います。

現地は大竹市が売却したもので、開発事業者の計画では福祉施設用地として福祉施設・寄宿舎・保育所などが建設予定とされ、雇用も150人程度が見込まれるなど、将来の高齢化社会を見据えた開発が提案されていました。現地を売却した市長として、このような事態になったことに責任を感じられませんか伺います。

大願寺地区の売却については、現在訴訟が提起され審理中であります。このような時に売却されたときと条件が大幅に変更され、また、開発計画が変更されることについて市長としてどの様な見識をお持ちですか。

3番網谷芳孝議員

質問方式:一問一答

晴海臨海公園の将来の計画について

2

昨年より晴海臨海公園では、野球場・テニスコートなど着々と工事の方も進んでおり、

+

1

-44-

野球関係者・テニス関係者にとりましては、待ち遠しい限りだと思います。ただ最近では、サッカー人口・サッカーファンも、野球に匹敵するくらいの人口数と思われます。

そのようなことからも、市内はもちろんのこと近隣・他の地域からも人の集まりやすい野球場・テニスコートなどの施設が完成し、それに加えて将来サッカー専用球場が出来れば、晴海臨海公園はもちろんのこと、大竹市全体の活性化の一端を担うのではと思います。

そのようなことからも、将来的にもサッカー専用球場の建設の考えはありませんか何います。

3

5番 乃 美 晴 一 議員

質問方式:一問一答

第五次総合計画の後に待つ、人口減少社会への対応

2025年を目途に地域包括ケアシステムを進めていますが、その後日本全国で大人口減少社会がくると予想されています。対策は種々ありますが、今から出来る対策について伺います。

行財政システム改善推進本部会議の検討状況について

市役所業務を見直し、やらなくてよい業務を見出そうとしている上記会議の検討状況を伺います。

大竹市消防団の活性化について

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことによる本市 消防団行政の今後について伺います。

4

16番 山 本 孝 三 議員

質問方式:一問一答

介護保険制度について

・医療・介護「総合確保推進法」案について法が目指すものは 被保険者への負担はどうなりますか 市としての対応について

国保事業について

・広域化について

広域化に向けての「協議」はどういう状況か

市町村間の格差解消の方策は

「広域化」によって国保事業はより良くなるのでしょうか

ジェネリック医薬品の普及について

自然エネルギーの活用について

CO₂削減の取り組み大竹市の目標達成状況

・再生可能エネルギー活用・推進方策について

5 10番 日 域 究 議員

質問方式:一問一答

大願寺の借金はなぜ減らないか。

市長は、借金が減ったかのように宣伝されますが、肝心の大願寺由来の借金は8年間で20億円程度しか減っていません。ダイエットでも脂肪が減らずに水分だけ減って体重が落ちたのでは、意味が違います。なぜ、大願寺の借金が減らないのか、わかりやすい説明をお願いします。

正しいと思うなら、堂々と説明を。

大願寺住宅用地の売却に関し、その諸手続に問題が散見されます。大竹市不動産評価 審議会の決定は、結局どうなるのか。事業者選定委員会は、正しく行われたのでしょう か。情報公開を求めても、対応があまりにも消極的です。後ろめたさがあるように感じ ますが、いかがですか。

6

14番 田 中 実 穂 議員

質問方式:一問一答

新年度予算から健康増進事業について

- 1. 特定健康診査、特定保健指導の拡充 無料化と健診勧奨への具体的な取り組みについて
- 2. がん検診事業の拡充 大腸がん検診の無料化と他のがん検診の勧奨は?
- 3. 西医療センターのPET検査の実態と分析は?

地域包括ケアシステムへの取り組みについて

高齢者が住み慣れた地域で、医療、介護、住まい、福祉サービスを一体で受けられる 社会保障の取り組みです。国はこの社会保障の重点化、効率化から方向性は打ち出して いるが、全国一律という訳にはいきません。高齢者を取りまく環境は自治体によって異 なります。市町村の取り組みによって大きな差が生じると考えられます。

本市の取り組みについて伺います。

7

+

12番原田 博議員

質問方式:一問一答

平成26年度予算案の位置づけ、これからのまちづくり、財政運営への展望を問う

国債や借入金などを合わせた『国の借金』は、2014年度末に1,144兆円になる見通しです。税収だけでは足りない分、消費税UPや、国債の発行でやりくりをしている、その結果、国民一人当たり896万円もの借金を負うことに対し、誰も責任をとらない、とれない仕組み、天文学的数値、借金の積み重ねに、懸念を感じます。

さて、トヨタ自動車、JT、三菱商事など我が国を代表します企業は、この26年3月期の通期業績予想を上方修正に相次いではいますが、反面、経済が大事といいながらも、2013年度の貿易収支は、比較できる以降、最大の赤字額11兆4千億円を計上しました。

一方、わがまちプラン第五次大竹市総合計画前期基本計画、第6章行政・社会の仕組みづくり、第2節健全な行財政運営の推進、1、計画的で効率的な行財政運営、主な取り組み、総合計画の着実な実施には、基本計画に定められた方針に沿って、また、将来負担比率や全会計借入金残高の数値目標を勘案し、総合計画を計画的に実施するよう、

-46-

向こう3年間で重点的に取り組む施策を示す総合計画実施計画を策定します。また、実施計画と予算・決算、事務事業評価・施策評価を連動させた新しいPDCAサイクルを確立させるとあります。

そのような状況下ではありますが、平成26年度当初予算案が示されました。その中身は、先に紹介しましたように、総合計画を基軸とした事業を継続して行うことを基本方針として編成されたものです。更には、普通建設事業など大規模な事業については、米軍岩国基地再編交付金をはじめとする財源を有効に活用しつつ、将来的に安定したまちづくりのための財政の枠組みを保つ行政運営を行うことが基本方向です。

それは、子育て支援、高齢者施策、社会福祉支援が、必要だから、市民が求めているからとの大義のもとに、その財源を借入金の発行、市債の増額に求めていくとの手法は、決して将来のまちづくりとは言えません。わたしは、財政規律を重視したまちづくり、施策の実行であるべきだと考えます。

また、本市に立地しています企業は、超円高の時代に生産拠点を海外に移したため、 円安でも輸出があまり伸びなくなった面もあり、世間やメディアで言われているような 状況ではありません。

つまりは、来期業績が経営の見込み通り、上場企業全体で金融危機を超えて最高益を 更新し、潤沢に積みあがった資金の使い道は、成長のためにM&A「企業の合併・買 収」であり、その対象地域は、消費市場として成長するアジアで積極的な事業展開を狙 う企業が多いことであり、平成21年度決算の固定資産税39億8千万円が、今予算では32 億2千万円と実に7億6千万円の減額は、本市での投下資本、企業の設備投資が現実的 に減っていることを如実に表しています。わたしたちは、この際に、この実情を十分に 認識しておくことが必要です。

それでは、そのような現状から、本市が抱えています様々な課題について、どう取り 組んでいくのか、それらの解決に向け、どう向き合っていくのかが、問われる話でもあ ります。

しかも、未来に向けてのまちづくりは、止めることはできません。止めてはいけません。発展的に、持続可能な、継続的な取り組みが求められています。

終わりに、25年度予算は、総合計画を実行していくための仕掛け予算、そして、26年度予算は、新規事業が少ないが、その仕掛けを淡々と実施、実現していくための予算です。

更には、財政が厳しい中、いろいろな財源を活用するなど、着実に歩んでいく、20年、30年先を見据えた長期的展望に立った予算だと認識しています。

ついては、平成26年度予算案の位置づけ、これからのまちづくり、財政運営への展望 を問います。

○議長(寺岡公章) 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。 ~~~~~~~

10時00分 開議

会議録署名議員の指名

○議長(寺岡公章) この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番、網谷芳孝議員、 4番、藤井 馨議員を指名いたします。

本日の議事日程、一般質問及び総括質疑通告表、議案審査報告について、請願審査報告 についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(寺岡公章) 配付漏れなしと認めます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~

# 日程第1~日程第11〔一括上程〕

議案第 1号 平成26年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 平成26年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成26年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 4号 平成26年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 5号 平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 平成26年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 平成26年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成26年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成26年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 平成26年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 平成26年度大竹市公共下水道事業会計予算

〇議長(寺岡公章) 日程第1、議案第1号平成26年度大竹市一般会計予算から、日程第11、 議案第11号平成26年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。 3月3日の議事を継続いたします。

これより、市政に対する一般質問及び来年度予算に対する総括質疑に入るわけですが、 この際、念のため御説明いたします。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとらず、質問時間は答弁を除いて 1時間以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、 執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、 質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来の例により、5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたします ので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

8番、山崎年一議員。

# [8番 山崎年一議員 登壇]

**〇8番(山崎年一)** 私は風の山崎です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

私は、初めに現在国会で議論されております教育委員会制度改革について、2点目に大願寺地区福祉施設用地について問います。質問に入ります前に、原稿で字句の読みかえをさせていただきますことをあらかじめ御了承ください。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

初めに、現在国会で議論されております教育委員会制度改革について市長・教育長に問います。現在国会では教育制度にかかわる大きな制度改革が議論されております。国と地方の教育行政のあり方が見直されようとしているときこそ多くの人たちが教育のあり方についていま一度考えることが必要と考え、今回の一般質問で取り上げさせていただきました。

日々の教育委員会改革のマスコミ報道を見ておりますと、日々刻々と変わる改革の内容に、私も一般質問の原稿を毎日書きかえなければならないほど目まぐるしく改革案が変更されています。混迷する改革案は、改革は理不尽、強引さゆえの横暴な姿が国民の皆様に見えているから変更せざるを得ないのではないでしょうか。

今回の教育委員会制度改革の中身は、安倍総理の目指されている方向が変わったというものではありません。世論やマスコミの批判、良識派と言われる人々の声や首長主導への改革案に与党内からも強い懸念が示されていたからであります。我が子を思う親たち、子供たちを慈しむ親たちの願いは首長の政治的な考え方で教育が左右されない教育、住民目線で子供の命を大切にする教育ではないでしょうか。

初めに問います。今回の教育委員会制度改革案は教育の自主性を守るためにつくられた 教育委員会制度の根幹を改め、国・首長などの政治家による教育支配を拡大しようとする 危険なものであると認識していますが、市長・教育長の基本的な所見をお伺いいたします。

第90代内閣総理大臣に任命され平成18年9月26日から翌年8月27日まで11カ月続いた第 1次安倍内閣は、平成18年12月に成立いたしました改正教育基本法を踏襲し、愛国心教育 の旗を高く掲げ、また美しい国日本という言葉で国民を牽引されようとされましたが、健 康を害され、任期途中で辞任をされました。その後5人の内閣総理大臣が誕生しましたが、 平成24年12月26日に発足した第2次安倍内閣は、再び教育再生のかけ声のもとでさまざま な教育制度改革を目指しています。

今回の教育委員会制度改革は、滋賀県の大津中学校2年生のいじめ自殺事件や桜宮高校バスケットボール部の教師による体罰自殺事件など、教育現場での不祥事が全国で多発したことを突破口として取り組まれました。

私たちの町大竹市に隣接した廿日市市でも女子中学生がいじめを受けて自殺したとされ、 最近では鹿児島県において中学校2年の女子生徒が自殺し、背景にいじめがあったと報じ られております。残念なことにいずれの事件も教育委員会や学校現場の対応の不備が指摘 され、教育委員会改革に一定の賛意が上げられております。また2月24日には三原の高校 1年生の野球部員が自宅で自死され、県教委もいじめが原因となった可能性があると見て

調査しているとの報道であります。学校教育現場や児童生徒間の間で体罰やいじめの被害を受けられ亡くなられた方々に、また遺族の皆様に心から哀悼の意を表明し、御冥福をお祈りいたします。

さて、平成24年11月27日に文部科学省が発表したいじめの実態調査によりますと、24年4月から五、六カ月間でいじめの認知件数が14万4,000件に上った。結果を受けたいじめ問題に関する児童生徒の実態把握、緊急調査を踏まえた取り組みの徹底についての文部科学省の通知では、教育委員会の取り組みについて実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を求めるなど11項目、また学校現場については学校全体で組織的に対応する教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応するなど7項目にわたって指摘や指導がなされております。

このように教育委員会と学校のさらなる取り組みの強化が求められています。教育委員会と教育現場の対応が批判を受ける中で、安倍首相は現在の教育委員会制度をいじめ問題などの機敏な対応や最終的な判断ができない、誰も責任をとらないところに大きな課題があると指摘し、教育委員会の制度改革に本格的に乗り出したのであります。

また下村博文文部科学大臣は、衆議院予算委員会で、教育長と教育委員長を兼務する新 しいポスト、当時では代表教育委員(仮称)を設置する改革案の意義を強調し、首長の権 限を抜本的に強化する方向であることは間違いないと説明をしております。

本年2月18日の朝日新聞は、15、16日に実施した朝日新聞社の全国定例世論調査で、安倍政権は教育委員会制度を見直し、首長の権限を強めて政治主導の教育に変えようとしている。そこで地方の教育行政に首長の政治的な考え方が反映される仕組みがよいのか、首長の政治的な考え方に左右されない仕組みがよいのかと尋ねたところ、首長の政治的な考え方が反映される仕組みが22%だったのに対し、首長の政治的な考え方に左右されない仕組みは59%に上った。安倍内閣支持層でも58%が首長の政治的な考え方に左右されない仕組みが望ましいと答え、全体の傾向と同じである。政治家が学校の学習内容をゆがめることのないよう一定の歯どめが必要かという質問では、歯どめが必要が実に75%に達した。有権者が教育と政治の間に一定の線引きが必要だと考えていることがうかがわれます。教育委員会は、住民から成る教育委員の合議によって教育行政を執行する機関です。私たち日本国は、戦前からの軍部に依存した教育の反省から、平和憲法にのっとり教育の自主性をこれまで守り続けてまいりました。こう朝日新聞は結んでいるのであります。

後で見ていきますが、このアンケート調査は国民を対象としたもので、国民目線からも今回の制度改革に反対されていることが示されています。同じく2月20日付の朝日新聞の社説でも、教育の場に政治を極力持ち込むべきではない。教育委員会は教育を行政任せにせず、住民代表が参画するための制度だ。問題はその仕組みが形骸化していたことにある。教育に民意を反映させるためにこそ、これ以上教育委員会の力をそぐべきでない。相次ぐいじめ・体罰問題は教育委員会の動きの鈍さをあぶり出し、教育村の論理で身内の学校を守ろうとし、都合の悪い事実を隠す体質が問われた。市民は政治家に口を出してほしいのではない。委員や事務方がきちんと学校を点検し、責任を持って問題を解決してもらいたいのだ。と述べております。

同じく二十日付の毎日新聞の社説でも、教育委員会制度は1956年に委員の公選制から首長による任命制に切りかわった。今回の改革案では教育委員会は残るとはいえ本質的に首長が教育行政の実権を把握すると言っても過言ではなく、現在の教育委員会制度は根底から変貌することになる。改革論議はいじめや体罰問題で教育委員会の対応が鈍く、責任の曖昧さを露呈したところから進められてきた。選挙で選ばれた首長が監督し、指導力を発揮する仕組みは有用な面が確かにある。他面、政治色を持ち込んだり、選挙のたびに方針が変更したりして公教育の現場を不安定化する懸念がある。改革について十分に国民的議論が高まっているとは言えない。これを実施すれば、どのような状況がもたらされるのか、プラスマイナスを含めた想定も不十分だ。何のための改革か、現行制度の変更で問題は改善するのか、今国会で関連法案を通す前にそれらを広く議論して提示する必要があると痛烈に批判をしています。

同じく2月21日の中国新聞の社説でも、新たに設置する総合教育政策会議は首長、代表教育委員、識者たちで構成し、重要な教育施策を審議するとあるが、首長と代表教育委員の考えが対立した場合どうなるのか。教育委員と役割分担や権限の違いなども見えにくい。首長の権限の範囲も不透明だ。政治的中立性の確保も見通せない。今回の案では、代表教育委員の任免権は首長が持つ。これでは首長の発言権が強まり、教育委員会の独立が有名無実化しかねない。その時々の首長の意向によって教育方針がくるくる変わることがあっては混乱を招く。このように社説で訴えております。

同じく、もう一紙御紹介いたしますが、佐賀新聞は論説で、そもそもの責任所在の明確 化がなぜ首長の権限強化につながるのかがわかりにくい。代表教育委員の設置に加え、い じめ問題は事務局の強化などで対応できないか。現制度は、戦前の教育が軍国教育と呼ば れるように政治に引きずられた過去を反省して、政治と距離をとるために導入された。そ の趣旨は制度改革の名のもとに簡単に改めるわけにはいかない。

また、元明治大学の教授、三上昭彦氏は、首長に教育行政の権限を集中させれば、政治的・行政的介入が一層強まる。教育委員は当初公選制であった。その後委員は任命制にされ、権限も大幅に縮小されてしまった。それが教育委員会の形骸化の根本的な要因だと指摘されています。

今見てまいりましたように、全国紙も地方紙も有識者も、総じて今回の教育委員会制度 改革に批判的であります。冒頭に今回の改革案は国・首長などの政治家による教育支配を 拡大しようとする危険なものであると申し上げました。振り返って、滋賀県大津市のいじ め事件での第三者調査委員会の報告では、教育委員会が役割を発揮できなかった要因は、 教育委員会のチェック機能が働かず、教育長以下事務局の独走を許したことにあると指摘 しております。教育長と教育委員長を一本化すれば、チェック機能はさらに弱まることは 確実であります。

そこで2点目に伺います。このような制度改革では教育委員会が首長の下請機関となり、 首長の意思で教育が変わることが懸念されます。また首長は公選ですから、首長がかわる たびに教育が首長の意思で変わる危険性があり、教育の中立性、公平性が守れないと思い ますが、入山市長の所見を伺います。

3点目に、改正案では教育長について首長が直接任命・罷免するとしています。現行法では教育長は教育委員会が互選し任命しますが、この仕組みが変わり、教育長は首長の直属の部下になります。教育が政治に従属する構図が浮かび上がります。政治的中立性の懸念から、教育委員会に執行権限を残すべきだとの意見があります。教育長としてどのように判断されていますか、伺います。

4点目に教育長に伺います。文部科学大臣の教育委員会に対する是正要求などの権限を 強化しようとしています。現行法では教育権の侵害が明瞭な場合しか是正要求が出せない ものが、改革案ではそれ以外の場合でも出せるとしております。この問題では竹富町の教 科書問題が大きなかかわりを持っていると言われておりますが、竹富町の是正要求とはど のようなもので、どのような見解を持たれていますか伺います。

以上4点についてよろしくお願いいたします。

次に、大願寺地区の福祉施設用地が住宅に変更されることについて、市長の福祉に対する取り組みについて伺います。

大願寺地区の福祉施設用地の開発については、昨年9月議会、12月議会と市長に質問をしてまいりました。先日2月21日の生活環境委員協議会においては、福祉施設用地が大幅に変更され、約3分の2が住宅として開発される図面が資料として提出されました。残り約3分の1については引き続き福祉施設用地としていますが、広大な福祉施設用地が削減されたことは大竹市の福祉政策を大きく後退させたものと言わざるを得ません。この福祉施設用地が住宅地に変更されたことに対する市長の御所見を伺います。

なお、協議会資料では、平成26年2月20日付で公共施設管理者の大竹市が同意した書類 に添付されていたとされています。

現地は大竹市が開発用地として売却したもので、当初の計画では福祉施設用地として保育所、福祉施設、寄宿舎などが建設予定とされ、雇用も150人程度が提案されるなど、将来の高齢化社会を見据えた開発が提案されていました。福祉施設用地が住宅地に変更されることは、高齢化社会を迎えた大竹市民にとって大きな痛手となります。現地を売却した大竹市長として、このような事態になったことについてどう感じていらっしゃいますか伺います。

次に、大願寺地区の売却については、現在訴訟が提起され審理中であります。このようなときに当初の売却条件が大幅に変更されることについて、市長としてどのような見識をお持ちなのか問います。

以上、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

## 〇議長(寺岡公章) 市長。

# 〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長(入山欣郎) 初めに、東日本大震災から3年が経過しようとしております。最近は テレビ報道等もよくされており、我々にとっても災害を振り返る機会にもなっていると思 います。それ以上に復旧のおくれを指摘する内容が多くなっているように思います。また、 避難した土地で生活を始め、年月を経て、帰らないという苦渋の決断をされた方と、今も 時遅しと帰ることを待ち焦がれている方、二通りの選択により、通じ合っているはずの心

にすれ違いが生じてしまうなど、年がたてばたつほど災害復興住宅など施設だけでなく人の心もまた違った傷を負い、手当てがだんだん難しくなってきているように感じております。まさに多くの異なった御意見を行政として早くに判断し、提案をするという使命と決断をするという、議決をするという議会の大切さが問われているように思います。復興は国家的事業であり、日本国民の願いでもあろうと思います。被災された皆さんの平穏な生活が一日も早く戻りますよう、またお亡くなりになられました方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

私は、よいまちをつくるためには教育が最も大切だということをいつも口癖のように言い続けております。わがまちプランにおきましても、大竹を愛する人づくりを全ての基本とする推進力としての目標として掲げており、当時策定作業には教育委員会も主体的にかかわってくださいました。大変興味深く、また国として、また大竹市として難しい問題を捉えての御質問であろうかと思います。ありがとうございます。

山崎議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の教育委員会制度改革の御質問については、後ほど教育長からも答弁がございます。

教育行政とは、不当な支配に服することなく、憲法や教育基本法を初めとした法に基づき、国と地方公共団体の適切な役割分担と相互の協力のもと、公正かつ適切に行われるべきものと考えております。

教育委員会制度改革につきましては、今国会での成立を目指し、現在国において活発な 議論が行われているところでございますが、このたびの改革案の内容については、現在の 報道によれば、教育委員会をこれまでと同様に地方公共団体の執行機関とすることで、教 育行政の最終権限が教育委員会に残される形になっています。当初の報道にありました首 長を地方教育行政の執行機関に位置づけるという案と比べますと、教育行政の政治的中立 性に一定の配慮がなされたものと考えます。

引き続き教育委員会制度改革の行方を注視していく必要はございますが、わがまちプランの大竹を愛する人づくりという基本目標の実現に向けて、今後も教育委員会と相互に連携、協力し、それぞれの権限に属するものの中で施策を展開していきたいと考えております。

次に2点目の大願寺地区宅地造成地の開発計画についての御質問にお答えいたします。 大願寺地区造成地につきましては、平成23年度にエポックワン有限会社及びアオイ不動 産有限会社の2社により構成されたグループに売却いたしました。現在、南側の4へクタ ールの土地につきましては、4へクタール以上の良好な住宅団地を整備し販売していただ くという売り払い募集要項での条件をしっかり守っていただき、既に多くの住宅が建ち並 び、小方学園と一体となった新しい町並みが形成されつつあります。大変喜ばしいこと、 またありがたいことと思っております。

さて、売買契約締結後およそ2年余り、更地のままになっておりました北側の約1~クタールの土地につきましては、山崎議員から昨年の9月議会及び12月議会と2度にわたって、売却した市として、この土地の事業計画を進めるようにアプローチすべきではないか

との御意見をいただいておりました。状況の確認や早期の開発のお願いもする中、本年2月12日付で、都市計画法第32条に基づく協議書が土地の所有者であるエポックワン有限会社から提出されました。2月21日の生活環境委員協議会で、この協議書に添付されておりました土地利用計画図の写し等を配付し、情報提供させていただいたところでございます。

市としましては、小方小・中学校と一体となった良好な住宅団地の整備により人口増にもつなげていくというのが当初からの最大の目的であり、エポックワン有限会社におかれても、当初からの開発の基本理念である生涯安心できる居住空間を何とか実現したいという思いからのこのたびの開発計画だと伺っております。

現在のところ施設の内容やサービス内容につきましてはまだ不明でございますが、現在 計画されておられる開発計画内容につきましては、生涯安心できる居住空間の基本理念か ら逸脱したものでなく、現時点ででき得る範囲の中で、当時の提案内容に沿うような形の 開発となっていると考えております。

あの地に対する御質問を3度いただきました。山崎議員の小方ケ丘に対する熱いお気持ちを改めて受けとめさせていただきました。私も、小方ケ丘が小方小・中学校と一体となった良好な住宅団地として整備され、その整備によって市街地の活性化と定住化の促進を図りたいという明確な思いを持っております。今回の開発につきましての見解は分かれるところとなりましたが、まちづくりに対する熱い気持ち、そして福祉に対する熱い気持ちという点では山崎議員と同じでございます。

現在係争中の土地ではございますが、議員が以前から御心配されていたように更地のまま放置しておくのではなく、購入されたエポックワン有限会社が当初からの基本理念の実現に取り組まれていることに対しまして、心から感謝を申し上げます。

以上で、山崎議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

〇議長(寺岡公章) 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

**〇教育長(大石 泰)** おはようございます。山崎議員の教育委員会制度改革についての御質問にお答えいたします。

現在、国においては、今国会での成立を目指して教育委員会の制度改革について議論がされているところでございます。議員御指摘のとおり今回の教育委員会制度改革については危惧する声もありますが、改革案の内容については当初報道されていたものと随分変わってきているように捉えております。

現在の報道では、教育委員会は教育行政の最終的な権限を持つ執行機関となっており、教育の中立性等については一定の配慮がなされているものと考えております。教育委員会の重要な役割としては、首長から一定の独立性を保ち、教育の政治的中立性の確保、継続的で安定した教育の維持確保などが挙げられております。今回の教育委員会制度改革については、現行教育委員会制度の課題として挙げられております対応の遅さや責任の所在の曖昧さなどを改善することを目的としていると聞いておりますが、教育委員会としては教育委員会の重要な使命である教育の中立性、公平性、独立性について強く堅持されるよう望むものでございます。

教育長と教育委員長の統合につきましては、常勤、非常勤という勤務形態の問題、責任 の所在の明確化ということから意義あるものと考えております。改革の方向性や任命形態 がまだ明確になっておりませんが、教育委員会といたしましては、首長からの独立性を保 つことは極めて大切だというふうに考えております。今後も教育委員会制度改革の行方を 注視していきたいと考えております。

続きまして、文部科学省の是正要求についてでございますが、竹富町の教科書問題については、近隣市区町村でつくる採択地区内では同じ教科書を使うことを定めている義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に違反していることについて是正要求をしているものと捉えております。教育委員会制度改革後の教育行政がどのようになるのか現段階ではっきりと見通すことは難しいですが、これからも憲法や教育基本法を初めとした法に基づいて、子供一人一人が主役となる教育を行ってまいります。教育委員会としての主体性、独自性を保ちながらも市長と連携し、市民に信頼される教育委員会を目指して努めてまいりたいと考えております。

以上で、山崎議員の御質問に対する答弁を終わります。

- 〇議長(寺岡公章) 8番、山崎年一議員。
- ○8番(山崎年一) ありがとうございます。教育委員会制度が審議中といいましょうか改革案の途中であるということで、なかなか御答弁もはっきりしたことはいただけないという部分もあろうかと思うんでありますが、教育の中立性、公平性、独立性については守っていきたいということでありました。私は今回の中立性、公平性、独立性と、特に独立性という部分については非常に懸念を持っておるということで、今回質問をさせていただいております。

それで、まず入山市長にお伺いをしたいんでありますが、今回の教育委員会制度改革については、本年2月24日に、全国知事会の会長で京都府知事の山田啓二様が教育委員会制度改革に対する意見書を文部科学省と自民党、公明党に提出をされております。そのとき急なことでございますので新聞の切り抜きを持ってまいりましたので、ちょっと朗読をさせていただきます。

教育委員制度改革で国関与を最小限に、知事会が意見書ということで、全国知事会は24日、自民・公明両党が協議している教育委員会制度改革案に対する意見書を両党と文部科学省に提出した。国の関与について地方分権の観点から最小限とする必要があると強調している。国の関与拡大をめぐって自民党の改革案は、文科省が地方の教育委員会に是正の要求・指示を出す要件を緩和する方向性を盛り込んだ。これに対し公明党からは慎重論が出ており、両党の協議が続いている。意見書は首長を教育行政の最高責任者とすることや、国の関与強化を行わないことを改めて主張、地方の自治事務に対する関与は限定的であるべきだという基本原則を逸脱することがあってはならないという申し入れをしたようであります。要は地方分権の観点から最小限とする必要があると、国の関与拡大について、首長を教育行政の最高責任者とすることや国の関与強化を行わないことを主張し、地方自治事務に対する関与は限定的であるべきだという基本原則を逸脱することがあってはならないと指摘されております。地方の意見を十分に踏まえた上で検討を進めるよう改めて留意

願いたいとされております。

全国知事会のこのような申し入れに対して、大竹市長はどのように考えていらっしゃる でしょうか。大変この部分は先ほどの御答弁とちょっと違う部分があるのかなということ で非常に大事な部分ではないかと思いますんですが、よろしくお願いいたします。

#### ○議長(寺岡公章) 市長。

**〇市長(入山欣郎)** まさに国のありよう、教育のありよう、根幹的な問題で、この国にと りまして最重点事項だというふうに認識をいたしております。今、国の教育に対する関与 という大きな問題、中央集権国家であるのか地方分権国家であるのかという大きな議論が 日本中に巻き起こっております。今、一方の意見で、2000年にわたって中央集権国家をつ くり上げてきたこの日本が戦国乱世の世の中のような形になったらいいんかというような 意見、それから地域地域で自主独立にやっていくほうがこの国はさらに活性化されるとい う御意見の中で、教育論を含めてこういうことが議論されております。

私は教育こそがまさに国をつくる、そしてこの地域をつくる一番基本的な政策だという ことをいつも言い続けております。ただ、首長になった、市長になったわがままでこのこ とを決めていくということに対しては、私は非常に危険を感じております。そういう意味 で自分自身は謙虚に、先ほども申し上げましたように、それぞれの権限に属する中で施策 を展開するということ、この制度をきちっと守っていく、その方向のほうが正しいという ふうに認識をいたしておりますが、ただ地方の一小さい町の市長でございます。そういう 意味で、この意見が全国に通用するかどうかということもしっかり全国での議論を注視し ながら自分自身の考えもまとめてまいりたいというふうに考えているような次第でござい ます。以上でございます。

## ○議長(寺岡公章) 8番、山崎議員。

**〇8番(山崎年一)** ありがとうございます。なかなか一地方の首長として大変難しいとい うお話もございました。しかしながらそれぞれの権限がそれぞれの権限を行使する中で教 育行政を守っていきたいというお話であったかと思うんでありますが、その現在の改革案 では権限を行使することが結局教育委員会制度の改革をおくらせるということになりはし ないかという、私は心配をしておるんであります。特に首長は4年に1回公選で改選され るわけでありますから、首長がかわることで教育の公平性、中立性、独立性が保たれなく なる場合が往々にしてあり得るということで懸念をしております。

続きまして、教育委員会制度改革について教育長に伺いをいたします。中央教育審議会 第30回教育制度分科会に提出された資料がございます。25年8月22日のものでありますが、 今後の教育委員会制度のあり方に関する全国市区町村長、市区町村教育委員長アンケート 調査の結果の概要となっておりまして、アンケートの結果の資料は事務局に提出をしてあ りますので、この資料をもとに質問をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうござ いますでしょうか。

調査されましたのは、東京大学大学院の教育学研究科准教授の村上祐介先生であります。 調査の概要として、時期が平成25年3月下旬から6月中旬となっています。対象は全ての 市、特別区の首長及び教育長、合計1,120自治体。方法は調査票を各自治体に郵送し、回

収が首長が672通、回収率60%、教育長が702通、回収率62.7%であります。このアンケートは812自治体に配布されていますから大竹市にも配布があったものと思いますが、まず大竹市としてこの調査に回答されたのかどうかということをお聞きします。

続いてアンケートでは、1 に教育委員会制度に関する現状認識を首長、教育長に問うています。教育委員会が首長部局から独立していることが首長にとって制約となっているかという質問に対して、首長の51.3%、教育長の59.1%がそう思わないと答えているのであります。首長部局から独立していることが首長にとって制約となっているかという質問に対して、首長の51%、教育長の59%がそうは思わない。教育委員会が合議制であることが首長にとって制約となっているかという質問では、首長の62.3%、教育長の65.8%がそうは思わないと答えています。教育委員の任命に議会の同意を要することが首長にとって制約となっているかとの質問については、首長の61.6%、教育長の60.9%がそうは思わないと答えております。教育委員会が合議制であるために事務執行が遅滞しがちであるとの問いに、首長の62.1%、教育長の75.5%がそうは思わないと答えています。要するに首長も教育長もそうは思わないというのが過半数を占めておる。現状の教育委員会制度を肯定されているということが、このアンケート結果では明らかになっております。

次に、市町村教育委員会制度は制度の趣旨によってよく機能しているかでは、首長の過半数強、教育長の3分の2がよく機能していると答えられています。貴自治体の教育委員会は制度の趣旨に沿ってよく機能しているは、首長の7割、教育長の8割強がよく機能していると答えられています。アンケート調査では首長と教育長が連携されて教育行政を円滑に運営・執行されていることがうかがえます。このアンケートの結果を認識された上で、この結果をどう評価されるか、このアンケート結果を認識された上で、このアンケートを教育長としてどう評価されるかということを伺いたいんであります。突然の質問で申しわけございません。

# 〇議長(寺岡公章) 教育長。

○教育長(大石 泰) まず1点目について、このアンケートについて回答しているかという御質問でしたけども、回答しております。5月中旬であったと思いますけども、私がアンケートに答えて返送しているところでございます。

次に、このアンケート結果についてどう思うかということですけども、私も実は今山崎 議員が、教育長として教育委員会が首長部局から独立していることが制約を受けているか とか、また合議制であることが制約となっているかと、そういったような質問に対して教 育長の回答がかなり過半数を占めているというような報告がございました。私も実はこの 過半数のほうに同意をしたところでございます。ただし、今の現行教育委員会制度として、 先ほども申し上げましたが責任の所在の曖昧さとか、また対応の遅さとかいうようなこと が指摘されておりますけども、これは方法論である程度解決できるものであるというふう にも捉えております。しかしながら多少形式的なところがございますので、ある程度の改 善というのは必要になってこようかというふうに考えております。以上でございます。

#### 〇議長(寺岡公章) 8番。

○8番(山崎年一) ありがとうございます。今までのところアンケートを見てみますと、

やはり現状を肯定されているアンケートの答えのほうが多いというふうに私も判断をして おります。

それでは続きまして、今後の教育委員会制度のあり方についてのアンケートを見てみます。教育委員会制度のあり方に関して制度改革の選択肢についての賛否を首長、教育長に尋ねたところ、合議制の執行機関としての教育委員会制度を維持しつつ制度的改善を図るに対しては、首長の57.2%、教育長の67.4%が賛成。教育委員会を諮問機関として、教育長を教育行政の責任者とするに対しては、首長の57.6%、教育長の50.1%が賛成。教育委員会の制度を廃止してその事務を市町村長が行うには、首長の10.5%、教育長の2.2%が賛成にとどまり、首長の58.4%、教育長の84.7%が反対と回答しています。この部分でも、首長と教育長も現状を肯定しながら、合議制の執行機関としての教育委員会制度を維持しつつ制度的な改善を図る方向を求めていらっしゃるということを、私はこのアンケート評価の中で自分で評価をいたしました。先ほどから申し上げておりますように、首長も教育長も総じて今回の制度改革については批判的だということがこのアンケート調査では見てとれるというふうに思います。

そこで伺います。今回の制度改革について安倍総理、なぜこの批判的な世論に反抗して、 反抗してって大変失礼です、批判的な世論に反して改革という方向で突き進んでいかれる。 なぜこういうことが行われるのかということが私は疑問なんであります。首長も教育長も 総じて、現行制度を改革する中で教育委員会制度を改革したいとおっしゃっているわけで す。それをなぜ安倍総理はこのような改革を推し進めようとしていらっしゃるのか。その 問いについてお考えがありましたらお願いをいたします。

# 〇議長(寺岡公章) 教育長。

+

- ○教育長(大石 泰) なかなか私個人が安倍首相の考えについて言及をするというのは極めて難しいわけですけども、ただ教育委員会制度の持つ大切な役割、教育の政治的中立性、そして継続的で安定した教育の維持・確保、また地域住民の意向の反映、こういった教育委員会制度が抱えている重要なものというのは堅持していく、固持していくということは極めて大切であろうというふうに考えております。しかしながら、先ほどの繰り返しになりますが、一方で対応の遅さであるとか責任の所在の曖昧さであるとかというようなところが指摘されておりますので、そういう改善も目指しているというふうに考えております。以上でございます。
- 〇議長(寺岡公章) 山崎議員。
- **〇8番(山崎年一)** 4回目ですか。
- 〇議長(寺岡公章) これが最後です。
- ○8番(山崎年一) それでは、今回の制度改革、これは学校等におけるいじめなどの不祥事に対して教育委員会の対応のまずさが指摘され、国民の怒りの声を取り上げながら進めてこられたと思います。そのような流れの中で、昨年9月28日にいじめ防止対策推進法が施行され、各自治体に基本方針の策定を努力義務づけました。本市においても本年度末ぐらいまでには作成したいということであったと記憶しておりますが、この基本方針の策定の状況についてお伺いをしたいということです。今回のアンケートをいろいろ見てきまし

-58-

\_

たように、政府のこのような改革案というのは教育委員会から実質的な権限を奪い、形骸 化させるものではないか、教育内容に対する政治的介入は避けられるべきだと思います。

国民は、首長の政治的な考え方で教育を左右することをやめてほしいというアンケートで答えを出しました。教育委員会はいじめや体罰に責任を持って対応をしてほしいと思っております。このような多くの国民の願いに沿った改革こそが求められていると思います。教育の自主性を踏みにじる方向はぜひともストップさせたいというふうに私は考えるわけでございますが、地方の首長や教育長も国や文部科学大臣に積極的にこのような声を上げられるべきではないかと思います。先ほどからいろいろお話を伺っておりますが、なかなかそういう方向にはならないようでございますので、最後に教育委員会の制度と仕組みということで、一番問題になっている点を少し挙げてみたいと思います。

教育委員会制度の仕組みで、教育委員会は首長から独立した行政委員会として全ての都 道府県及び市区町村に設置されているわけでありますよね。教育委員会、教育委員長が主 催する会議で教育行政における主要事項や教育方針を決定し、それに基づいて教育長が具 体の事務を執行する。教育委員は非常勤で原則5人、任期は4年で再任可、教育委員長は 教育委員会を代表し、教育委員のうちから教育委員会が選挙、任期は1年で再任可、教育 長は常勤で、教育委員のうちから教育委員会が任命するとなっております。

問題なのは政治的中立性の確保ということであります。教育は、その内容が中立・公正であることが極めて重要、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要である。次に継続性・安定性の確保ということで、特に義務教育について学習期間に通じて一貫した方針のもとで安定的に行われることが必要だ。次に地域住民の意向の反映という、教育は地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要であるということでありますが、この教育委員会制度の仕組みが今回の改革案、途中ではありますがほぼ先は見えております。この案について、今申し上げました教育委員会の制度の趣旨が維持できるのかどうか。今回の改革案、自民党の安倍総理の求めていらっしゃる改革案で、今申し上げました政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、これが確保できるんかどうかということをどういうふうに勘案してらっしゃるかをお伺いします。

# 〇議長(寺岡公章) 教育長。

○教育長(大石 泰) まず1点目のいじめ防止対策推進法にかかわってのお答えですけども、現在国のほうからその基本方針が出て、また県のほうもその策定に取りかかっているところでございます。そういった、市としては国・県を受けて今検討を進めて、今年度中には明確にしたいというふうに考えているところでございます。

次に教育委員会制度改革についてでございますが、地域住民の意向の反映、そして政治的中立性の確保、継続的で安定した教育の維持・確保、これら非常に教育委員会が持つ重要な役割が確保できるかということでしたけども、これをやはり固持していく、堅持していくということは極めて大切であろうというふうに考えております。以上でございます。

#### 〇議長(寺岡公章) 8番、山崎議員。

**〇8番(山崎年一)** ありがとうございました。大変難しい質問を差し上げまして申しわけ

ございません。我が子を思う親たち、子供たちを慈しむ親たちの思いは、首長の政治的な考え方で教育が左右されない教育行政ではないでしょうか。住民目線で子供の命を守り、仕事をしてくれる教育行政です。保護者は教育の右傾化は望んでいません。我が町の頼りになる教育委員会をつくる、その取り組みを始めなければならないときに私たちはいるのではないでしょうか。このことをお話をさせていただいて次の質問に入ります。

2点目の大願寺地区福祉施設用地についてでございます。

先ほど市長から大変質問しにくい御答弁をいただきました。非常に私としても困っておる状況でございますが、9月議会、12月議会、そして今回と大願寺地区の売却や土地利用について質問してきました。明らかになった問題点を整理しながら少し見てみたいと思うんでありますが、市長は今までの答弁の中では大願寺は売却したものだ、4~クタール以上の住宅地という条件をクリアしていたから売却したということであります。私が申し上げておるのは、土地の売却はプロポーザルという企画提案型の公募で売却したものであるが、当然約1~クタールについても開発計画があったものだ。だからこの開発計画に沿ったもので土地利用をするべきではないかというのが私の言い分であります。

2点目は土地利用でありますが、市長のお言葉では、土地は売却したので、約1~クタールの空き地がどのように利用されるかは売却を受けた開発業者が決めるものということでありました。私は、売却はプロポーザルという企画提案型の公募で選定委員会の審査により決めたものでありますから、事業計画では福祉施設用地であったというものであります。

3点目に、約1~クタールの土地に事業計画があったかなかったかということでありますが、市民の財産の土地を6~クタール売却し、売却面積の4分の1は空き地となっていたものであります。私は有効利用をしろと言いましたが、何も住宅地にしろとか、あるいは利用目的でないほかの商業施設にしろとかそういうことを言ったわけではありません。あくまでも土地には、プロポーザルで売却したわけでありますから事業計画があったはずだと、そういった意味で有効利用をしてほしいという質問をしてきたわけであります。今回住宅地に転用されることは市民に対する裏切り行為であるというのが私の主張で、そもそも売却面積の4分の1が福祉施設用地だからこそ売却価格が抑えられたんではないかと、私はそういう思いを持っております。これを2年2カ月で住宅地に変更し、一般分譲するということは、これは道義的にも許されるものではない。現に大願寺地区の分譲広告では、当地は福祉施設用地として掲載をされておりました。

また、現地は23年12月に売却された、24年の3月議会では、入山市長は私の一般質問に本会議の答弁で、昨年の12月定例市議会におきまして財産の処分について議決をいただき、きょうまで開発行為の許可のための準備を行ってまいりました。現在の状況といたしましては、2月15日に開発行為の事前協議書が提出され、広島県と申請者の間で開発における技術的な確認などについて協議がなされているところでございます。この事前協議書に掲載されている開発の目的は分譲住宅及び福祉施設となっており、プロポーザル時点における計画と変更はございません。今後の流れといたしましては、この事前協議が整い次第、都市計画法第32条に基づき開発完了後に道路、下水道、公園などの公共施設の管理者とな

+

-60-

る大竹市の同意を得るための協議が行われます。と、こういう説明をされております。この御答弁はどういうことでなされたのかを教えてください。これは平成24年3月議会のちょうど1年と1日前であったと記憶しておりますが、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(寺岡公章) 建設部長。
- ○建設部長(長谷川寿男) プロポーザル方式によりますプレゼンテーションの際に説明があった事業計画書によりますと、高齢者福祉事業の建設予定を確かにされておりました。その後、山崎議員がおっしゃいましたように、それに基づき県のほうの開発行為の許可の申請をなされたものでございます。当時その開発許可につきましては都市計画法の中の29条にございますような開発の用途、それから建物の予定などについて書くようになっております。そのときには福祉施設及び分譲住宅というふうになっていたものでございます。ただ、いわゆる事業計画書と申しますのは、エポックワン有限会社が大願寺地区造成地の開発の基本理念であります生涯安心できる居住空間をわかりやすく示すために提出されたものでございます。

今回計画されております施設の内容やサービスの内容につきましては、先ほど答弁いたしましたようにまだ明らかにされておりませんが、当該地の第1期工事からわずか2年後の整備であるという点、それから高齢者用の住宅を建設されるという予定から、エポックワン有限会社の提案でありました当初から現在及び将来必要となる高齢者のための施設を兼ね備えた地域をつくるという発想での整備であると考えております。

売買契約書におきましても子育て支援事業、それから高齢者の福祉事業を加えるか、別に覚書を締結すべきとの御意見もございましたけども、いずれの施設も本市の介護保険事業計画等にかかわることでございまして、実現が確実でないものは明文化するということはできないという理由で契約書の中には明記しておりません。何回も申し上げますけども、プロポーザル方式の際におきまして提出された事業計画書というのは基本理念ということでございまして、それによって業者を選定したものでございます。したがいまして、その当時の説明を根拠にした是正等を求めることはできないと考えております。以上でございます。

- 〇議長(寺岡公章) 8番、山崎議員。
- ○8番(山崎年一) 私が質問したのは、契約された以後の手続がどうとか認可がどうとかそういうことを言っとるんじゃないんであります。大竹市としてプロポーザルをして事業計画をもって売却をした。その売却した土地が事業計画でプロポーザルをしたこと以外に変更されるということについてどう思われますかということを聞いとるんであります。大願寺地区の土地売却についての質問はたびたび私も取り上げてまいりました。どうも質問する趣旨と答弁がかみ合っていない。なぜ何度も質問しとるのにかみ合わない。質問の趣旨が伝わらないのか、質問の仕方が悪いのか。質問が理解されないのか理解できるが答弁できないのか。きょうはぜひ私の質問したことに御答弁をいただきたいということをお願いして質問を続けます。

先ほどの24年3月9日の本会議一般質問での市長の答弁であります。一般質問に対する 議員の質問に対しての市長みずからの答弁でありますから、この答弁には2つの大きな問

題が含まれています。 1点目は、開発の目的は分譲住宅及び福祉施設となっているという 答弁を本会議のこの議場でいただいたんであります。 2年と1日前に。市長みずから認め られています。いつ福祉施設としての事業計画が変更されたんですか。私たちは一切知り ません。開発の目的は分譲住宅及び福祉施設となっていると、こう説明をされたんであり

2点目は答弁の最初の部分、福祉施設となっており、プロポーザル時点における計画と変更ありません、こうも答えられておる。要するに県に申請しております、福祉施設ということになっておってプロポーザルの時点と何ら変更ないんだ。要するにプロポーザル時点の福祉施設の計画はあったんである。選定委員会においてプロポーザルをされたのであります。事業計画を検討して選定されたということです。だから私は福祉施設の事業の実施を求めたんで、プロポーザルではどのような事業計画があったのかということを伺います。それを住宅に変更することを誰がいつ認められたのか。この3つの点、いいですか、これにきちっと答えてください。市長みずから認められとる、いつ、福祉施設として事業計画は変更されたのか。どのような事業計画があったのか。住宅地に変更することを誰がいつ認められたのか。その3つの点について、済みません、よろしくお願いいたします。

〇議長(寺岡公章) 暫時休憩いたします。

~~~~~

11時10分 休憩 11時35分 再開

~~~~~

O議長(寺岡公章) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 山崎議員の質問に対する答弁を求めます。 監理課長。

ますから当然このことについてお答えを求めておる。

○監理課長(香川晶則) 山崎議員の質問に対してお答えする前に、まずプランを選定をするコンペ方式というものと、私どもが選定をさせていただいた業者を選定するプロポーザル方式の違いについて御説明をしておきたいと思います。何度も議会のほうでも御説明したとは思うんですけれども、こういう計画を実施するよというものを選定するコンペ方式とは違いまして、生涯安心できる居住空間を開発の基本理念とする業者をプロポーザル方式で選定したわけでございます。

したがいまして、いつ変更されたのかという御質問ですけれども、これは実際には開発 行為のいわゆる法律関係で申し上げれば都市計画法第29条の申請ができてからになると思 いますが、先ほど山崎議員の御質問にありましたように、大竹市に対してプロポーザルの ときにプレゼンテーションをしたときの内容といつ変更されたのかというような意味合い にとらせていただければ、先日の都市計画法第32条の公共施設の同意というときに変更と 申し上げますか、変わった開発の内容に変わったということでございます。

市長の昨年の一般質問の答弁と変わったことにつきましてでございますが、あの時点では開発申請は、おっしゃるとおり住宅用地と福祉施設用地で開発申請をされたものじゃないかと思います。その後、大竹市のほうでも特別養護老人ホームにつきましても後飯谷地

区に1つできましたものですから、大竹市内ではもう特別養護老人ホームをつくることはできなくなってしまいました。先ほど部長の答えにさせていただきましたように、介護保険事業計画というものをまた変更しなくてはできませんけれども、現在のところまだ変更になっておりません。もう一つは、保育所をつくりたいというお話につきましても、保育所再編計画がまだ未定でございますので、この部分で実現性がなかなか難しいということから、このたびエポックワン有限会社におかれましては再度新しく、あの土地につきまして開発申請をされるということになったものでございます。

それから、そのことについていつ誰が決めたのかということでございますが、これは市 長の答弁にもございましたように、あのときプレゼンテーションで御説明いただいた、当 初から現在及び将来必要になる高齢者のための施設を兼ね備えた地域をつくるという発想 での整備と大きく逸脱したものではないと考えておりますので、いつ誰が認めたのかとい うことにつきましては、基本的には変わったというふうな形で認めているわけではござい ません。以上でございます。

# 〇議長(寺岡公章) 8番、山崎議員。

○8番(山崎年一) いろいろ理屈をつけて話をされました。私が言うのは、市長が一般質問のこの本会議場で発言したことを言うとるんで、別にその後のことをどうこう言うとるんじゃなくて、市長はこう言われたんだからこれが正しいんであろうと。いや、福祉施設の用地を変更したとか、住宅地に変えたとか、そんなことは議会にひとつも諮っちゃおらんじゃないですか。何で議会でそういうことで議決をされたことでありますから、それは議会に諮って承認を得るんが当たり前じゃないですか。しかも1.5~クタールの土地が空き地として残っとる。そのことについて私は指摘をしたわけであります。そしたら有効利用せえ言うたけえ住宅にするじゃパチンコ屋つくるじゃ言われたんじゃ困るんで。私が言うのは、事業計画があったんだから有効利用しなさい、事業計画のとおりにしなさいというのが私の主張であります。

それでいろいろ今るる言われましたので、ひもといてみます。確かにここにあるエポックワンと有限会社アオイ不動産の事業計画、プレゼンテーションに使われた資料だと思うんでありますが、この中では、先ほど市長さんが言われたように生涯安心できる居住空間の整備ということを言われている。これの言っとる生涯安心できる居住空間の整備というのは、子育て支援、教育の充実、高齢者の福祉事業の充実、雇用の創出、これでこの団地を将来安心できる地域にするんだというのがこの事業計画で、その都合のええところだけをとって生涯安心できる居住空間をつくる、このために努力をしとるんだと言われても実際に、じゃあ、この開発業者がうたった子育て支援とか教育の充実、高齢者福祉事業の充実、雇用の創出はなされていないというのが私が言っとることであります。

しかも、プレゼンテーションをされたときの事業実施や選定委員会の議事録があります。これは情報公開でとったものでありますが、大竹市大願寺地区土地売払い事業の実施者選定委員会の議事録である。この議事録は3ページあります。3ページありますが、1ページはいわゆる福祉施設のことを議論しとるんです。いいですか、3ページ中一部、3分の1は福祉施設の議論をしとるの。いいですか、委員、プレゼンテーションはしきりに老人

施設をメーンとして建てたいと言っていた。プレゼンテーションではしきりに、この応募 者が老人施設をメーンとして建てたいと言うとった。この施設が建てられるのか。介護保 険計画に位置づける必要がある。現在計画見直しの作業中であり、老人施設についてはど のくらいの病床数が盛り込めるのか検討していきたい。特別養護老人ホーム、特養の入所 待機者が200人との話を聞いているが、施設は不足しているのではないか。待機者数は確 かに200人いるがそれだけの人数が本当に施設入所を望んでいるわけではない。施設をふ やせば保険料に転嫁されるのでむやみにつくるわけにはいかない。計画的に施設サービス を整備するための介護保険計画であり、その中で29床の特養、地域密着型は必要と考えて いるが、これについては設置希望者がいない。業者は29床で採算が合わないので地域性、 県西部を見込んで80から100床の申し入れがしてきているが、広域といってもほかの自治 体からの入居があれば、住所地特例で出身自治体の保険料が上がる。保険料の上昇に苦慮 している地方公共団体もあり、本市の都合だけで話を進めるわけにはいかない。施設の総 ベッド数の目安である参酌標準からすると多少の余裕はあるが、施設の設置となると近隣 市町との整備が必要であり、また県も負担が増すことになるので県との話し合いも必要に なる。表面的には200人の待機者がいる。真に施設入所を希望する者が何人いるのかわか らないのか。今回の応募者からこの件についての話は聞いており、協力できるものは協力 するが約束はできないと伝えている。プレゼンテーションでは、20歳から30歳のパートタ イマーを雇ってその人が団地内に住む計画だ。その計画の実行性があるのか見きわめるの がこの委員会の役割ではないか。いつかは老人施設ができるというストーリーでは成り立 つのか。応募者から市に幾つもの要望が出ており、老人施設についてもこちらが29床なら 構わないと言って80床を提案されるし、保育所もかなり認可が必要になる。市が現段階で 明確な返事ができないために、きょうこのような説明になったのではないか。当面施設用 地として考えておいて、方向性が決まり次第保育所なり老人施設なりにするという開発行 為申請が可能か。用途を限定しないといけないというので難しい。この土地を何に使うか という程度の用途なので、例えば老人施設という位置づけであればそれでもいい。県の住 宅課が取り組んでいる高齢者向けケアつき住宅という10%補助を受けられる制度があるが、 このケアつき住宅の建設は可能か。地区計画には位置づけている。施設については市と協 議して進めることになる。

+

こういうふうに、たった3ページしかない選定委員会の議事録が1ページはこの福祉施設用地についての議論がされておる。明らかにこのことから見ても福祉施設用地が計画に上っていたし、事業者の提案書については明らかに福祉施設ということがうたわれておる。しかも、その翌年の議会の一般質問の私の答弁でも市長さんはそう言われた。ですから、このことがあったということは事実である。そこにはお互いに議論はないと思う。だから問題は、せっかくこの土地をそういう事業目的で売却したのに、なぜ変更される、しかも市民にとって一番大きい福祉の土地を3分の2も削ってとるというようなことは市民に対して裏切り行為ではないですかというのを私は言うとる。こんなことが許されるわけないじゃないですか。そのことについてどう思うかを答えてください。

先日の生活環境委員会では大変許されん発言があったということで、私はこの場で抗議

を申し上げたいんでありますが、土地の利用計画をしなさいということは何も私が住宅地にしなさいとか言ったということじゃないんであります。あくまでも事業計画はあったんでありますから、そのことについて利用計画。じゃあ、100%、やれ保育所つくって、やれ老人福祉施設をつくって寄宿舎をつくって、そういうことを言うとるんじゃない。ただ利用計画についてはそれは実行すべきじゃないという意味で利用計画を出せ、進めるべきだということを言ったわけで、何も住宅地にするということは市民にとっては裏切り行為でありますから、私はそういうことを認めるという意味で言ったんじゃない。このことはきちっと言っておきます。

先ほど言いましたように、この土地についてはそういう方向で今まで進めてこられたものが今回住宅地にされるということでありますから、私たちとしては納得がいかない。恐らく市民の皆さんも納得がいかないと思うんであります。確かに一部分、3分の1については福祉施設用地ということでありますが、さりとてこれもいつ建設されるやらわかりゃあせん。また同じようにほったらかされて、またぐずぐず言われると住宅地にまた3分の1ぐらい削られる。いわゆるなし崩し的に市民の福祉を切り崩していくということに私はつながると思うんで。私はこういうふうに市民が一番今求めております福祉施設を、その用地を削るということに異議を申し上げております。このことについて行政担当者としてどのように考えられるのかお伺いをします。

#### 〇議長(寺岡公章) 市長。

○市長(入山欣郎) 本来なら今の議論をここの議場でしっかりすべきことでありますが、 悲しいことに訴訟という形になっております。本当に悲しいことであります。真摯に議論 すべき議会ではっきりとしたことが言えないということ、非常に悲しく思います。また、 本来この土地は住宅地ということでございまして、行政としては全てが住宅地になってほ しいというのが本来の目的であったということも、このことだけははっきりとしているこ とでございますので申し上げたいというふうに思います。

それから、一般質問でございますので、ちょっともう一回確認をしたいと思います。議員のほうで子育て支援、また教育の充実、福祉施設、今現在の状況の中で大竹市の中で欠けている部分がございましたら、具体的にどういう施設が欠けているというふうに思われているでしょうか。このことについては行政としてこれからもしっかりと推進をしてまいりたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

# 〇議長(寺岡公章) 8番。

○8番(山崎年一) まず、欠けている福祉施設は何かということであります。私はどの施設が欠けているからそれをやれと言っとるんじゃないんです。事業計画であったものを実施されるべきじゃないかと。なぜこんな事業計画をつくったんですか。私は、どこが欠けとる、ここが欠けとると言っとるんじゃない、事業計画をつくったんだからプレゼンテーションをしたんだから、そのことを実行させるべきじゃないかというのを言っとる。どの施設が欠けとるとか欠けとらんとか、私は一言も言っちゃあおりません。あくまでも私が言っとるのは、市が決めて本会議場で入山市長が答弁したことじゃないですか。そのことについて正当性を主張してくださいと言っとる。それを、やれ手続がどうじゃとかやり方

4

が変わったけえじゃとか、そういうことで福祉施設の用地が必要ないとは言いませんが、 現在資格といいましょうか認可のところに行かんから変えたということのようであります が、今入山市長の反問権について、私が言ったことに違うことに反問されても困ります。 私はどの施設が不足しとるとかオーバーだとか言っとるんじゃない。あくまでも市が決め たことを実行すべきだと。なぜ実行できんことをプレゼンテーションで認めたんかという ことを言っとるんで、そこにきちっと答えてくださいよ。私がどの施設が欠けとるとか少 ないとか、そんなことは一つも思うちゃおらんし言うてもおらん。そのことを言って、今 の質問に答えてください。

- 〇議長(寺岡公章) 市長。
- ○市長(入山欣郎) 先ほどからも申し上げますように、売買契約書に子育て支援事業、保育園等、高齢者福祉事業、介護老人福祉施設等の建設を加えたらどうかという御意見の中で、このときにはっきりここのところで別に覚書で締結すべきとの御意見がございましたが、このことについて約束すべきことではないということで契約書には加えませんとはっきりと明言させていただいたわけでございます。契約書にもない以上、このことを約束したことでないということ、このことも議会でも説明させていただいたとおりでございます。ぜひそのことも御理解をいただきたいというふうに思います。契約書に締結するということは約束するということでございますので、その約束はできませんということをはっきりと申し上げたわけでございますので、どうか御理解をいただきたいというふうに思います。
- 十 **〇議長(寺岡公章)** 制限回数に達しております。
  - ○8番(山崎年一) ありがとうございました。失礼します。
  - ○議長(寺岡公章) 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いた します。

再開は午後1時を予定いたしております。よろしくお願いいたします。

~~~~~

11時53分 休憩

13時00分 再開

~~~~~

**〇副議長(上野克己)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、随時、副議長において議事を運営いたします。よろしくお願いをいた します。

一般質問を続行いたします。

続いて3番、網谷芳孝議員。

# 〔3番 網谷芳孝議員 登壇〕

○3番(網谷芳孝) 皆さん、こんにちは。先ほどの山崎議員の大変すばらしい質問で勉強 させていただきましてありがとうございます。私の場合は簡単ですので、少し時間をいた だきたいと思います。

3番、新生クラブ、網谷でございます。今着々と工事が進んでおります晴海臨海公園の 将来の計画について質問させていただきます。東日本大震災から3年の月日がたちますが、

-66-

大変な災害でございました。まだまだ遠い復興には道半ばだと思います。これからも国民 の息の長い支援が必要ではないかと思われます。それでは本題に入らせていただきます。

今、日本の子供たちの多くが憧れ、目標としているプロスポーツの代表的なスポーツといえば野球、またはサッカーではないかと私は思います。その子供たちの憧れ、目標とするプロスポーツの団体は、広島県にはプロ野球、プロサッカーのそれぞれ1つずつの団体があります。言うまでもございませんが、広島東洋カープ、サンフレッチェ広島と、日本のプロ球界当初からの創立であります球団が両球界とも1団体ずつ広島県にはございます。我々県民としましては大変誇りに思う次第でございます。また昨年は、十数年ぶりでありますが広島東洋カープのAクラス入り、またはサンフレッチェ広島に至りましては2年連続優勝という大変大きな快挙をなし遂げました。広島県民としましては大変大きな喜びときずなを感じたのではないかと思います。広島の地域に所属するプロスポーツの団体が野球、サッカーと1つずつ2つもあるということは、全国の都道府県の中でも数少ない県だと私は思います。郷土を愛する、またはきずなを深めるという意味でも、広島県はすばらしい環境にある県であると私は思います。

そのようなすばらしい環境にあります広島県の一番西に位置する本市にとりましても、 立地条件の整った晴海臨海公園につきましては、昨年より大変立派で本格的な野球場が建 設されております。少年野球、中学・高校・社会人野球連盟など、市内はもちろんのこと 市内外のそれぞれの大会など野球場を使用する野球に携わる市民、または近隣他地区から も使用され、プレーをされる方にとりましてはもちろんのこと観戦される方にとりまして も臨場感あふれる迫力あるプレーが堪能できるのではないかと思います。そのようなこと からも、本格的な野球場が多くの方から愛され、有意義な存在になればと思います。

さて、そこで、子供たちの多くのプロスポーツに対しての憧れ、目標としましてはプロ野球、プロサッカーではないかと先ほど申しましたが、私なりに調査しました結果、大竹市内の小中学校の野球、サッカー、部活またはクラブに所属する児童生徒の数は、ほぼ同数ぐらいでございました。そのようなことから、サッカーに携わる児童生徒、社会人チーム関係者、または観戦者にとりましても、隣には大変立派な野球場を尻目に少し寂しさを感じるのではないかと思います。財政的には大変厳しいものは重々承知していますが、昭和49年制定の大竹市市民憲章の中にもスポーツに親しみ健康で活気にあふれるまちをつくりましょうと、すばらしい市民憲章が制定されております。本格的な野球場・テニスコートを建設され、それにサッカー専用球場が建設されることになれば、交通アクセスの整った近隣地区にはないすばらしいスポーツ施設の整った場所になり、にぎわいに満ちた晴海臨海公園になるのではないかと思います。

第五次大竹市総合計画に示されていますとおり人口減少の緩和、または定住促進などに 結びつくような、まずは市内はもちろんのこと近隣、ほかの地区からの人の集まりやすい 環境の整備、そのようなことを行ってはいかがでしょうか。そのようなことからも、野球 場だけでは―――のような気がいたします。まずは第一に人の集まりやすい環境の整備 を考えるのが必要ではないかと思います。そのようなことからも、本市のまちづくりの一 環とし、将来的な展望なども見据えながら費用対効果、または財政面などいろいろな問題

も生じてきますが、先ほど冒頭にも申しましたとおり本県広島県は野球、サッカーのプロ球団、他県には数少ない県ではございます。広島県全体から見ましても、スポーツに対する意識は広島県民は相当強いものがあるものと思われます。本市の小学校、中学校、児童生徒のサッカー、野球の部活・クラブに所属している人数は、先ほども申しましたとおりほぼ同じくらいなことでございますので、野球場建設はすばらしいことだけにサッカー関係者サイドから見れば少し複雑な思いが募るのではないかと思います。

そのようなことからも、近い将来、サッカー専用の球場建設に向けては考えはございませんか。よろしく、簡単ではございますがわかりやすい答弁をお願いいたします。以上をもちまして登壇での質問を終わります。

# 〇副議長(上野克己) 市長。

## [市長 入山欣郎 登壇]

○市長(入山欣郎) 晴海臨海公園は、わがまちプランの将来像である笑顔・元気、かがやく大竹を多くの市民の皆様が体現できる場であってほしいと思います。市外からも多くの方が楽しく集える場所として、さらなる魅力増進を求められての御質問ありがとうございます。

それでは、網谷議員の晴海臨海公園の将来の計画の御質問にお答えいたします。

晴海臨海公園は、隣接する商業地区と一体となって、市内外の子供からお年寄りまで多くの皆様がスポーツやレクリエーションなどを楽しめる公園として整備を進めております。現在は第1期工事として、平成25年度と平成26年度の2カ年で公園の南側約4ヘクタールの整備を行っております。残りの公園整備につきましては、今後予定されている市の他の事業と調整を図りながら、整備に必要な財源を確保した上で順次整備を進めてまいりたいと考えております。

網谷議員御提案の残りの公園整備区域へのサッカー専用球場の建設につきましては、公園の整備計画に当たり、各種スポーツ団体からも御意見、御要望をお聞きいたしました。サッカー関係者からは、晴海臨海公園は大竹インターチェンジからも近いことから、周辺市町はもとより、より広域から多くのチームが集まりやすいこと、また今後整備されると、一般のサッカーグラウンドが最大で4面確保できますので、このように一度に試合ができる場所は近隣にないことも聞いております。また、野球関係者からは一般利用で1面、少年野球では大会時には現在整備工事中の球技場を含め3面の確保、グラウンドゴルフ団体からは2面の確保をそれぞれ希望するとの御意見でございました。

このため現在の公園の利用の状況も踏まえ、残りの公園整備区域の中心部には南北に240メートル、東西に180メートルの多目的広場を整備し、これを4つに区分けし、西側を芝生のグラウンド、東側を土のグラウンドとした上でサッカーや少年野球、グラウンドゴルフなどの多種多様のスポーツが相互利用でき、さらにはイベントなどにも利用できるよう整備することとしております。また公園北側には、ゆめタウンや県の商業用地とも結びついたスポーツ以外での利用、特に家族連れでも利用しやすい芝生広場や子ども広場を整備する計画としていますので、現時点で独立した形でのサッカー専用エリアを確保することは難しいと考えております。

また、現在整備工事を行っている球技場の芝生部分は、Jリーグの公式試合で使っているピッチの広さとまではいきませんが、一般の方や少年サッカーで利用できる広さを備えており、完成後には野球のみならずサッカーなどにも利用していただけるものと思っております。

私は野球場という専用の言葉ではなくて、いつも球技場という言葉を使わせていただき、幅広く使っていただくことを目的とした運動場をつくりたいというふうに考えております。 今後も晴海臨海公園がより一層多くの方が市内外から訪れ、楽しい時間や生き生きとした 交流が生まれる、まさに笑顔や元気が輝く場所となるよう努めてまいります。以上で、網 谷議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

- O副議長(上野克己) 3番、網谷議員。
- ○3番(網谷芳孝) やっぱり、私一議員と市長さんの見解はかなり違うのを認識いたしました。確かに大竹市民全体が使用するというのはわかります。ただ、私が聞いた範囲では、職員の方ともお話ししたんですが、野球場の大変すばらしいのができた、そのために私もこういう発想が出たわけでございます。そのようなことから、答弁の中にもありましたが、いろいろな関係の方から、サッカー関係の方が言われるには、練習場、試合の数が少なくなるということも伺っておりますが、ただ専用球場ということになりますと、やっぱり関係者の方は期待の度が大きいのかなと思います。それができるなら1区画ぐらいは少なくなってもという返事がございまして、意見の私が聞くのとちょっと真逆のような感じになりました。

それから、いろいろな意見を聞くうちに費用対効果という言葉をちょっと聞いたことがございますが、私が希望しているのはそんなに大きな大それたものを希望しとるわけではございません。ただ、このグラウンドがサッカー専用球場だなという、それくらいの認識がわかればいいぐらいのことと思いまして、費用対効果からいえば事業費のことを出されると思いますが、今野球場のほう、球場と市長は言われたんですが、野球場のほうのことの事業費を聞きますと3億6,000万円ですか、ということを聞きまして、私の素人考えでは1割もあればどうかなという、本当のアバウトの計算でございますが、それくらいのことを思っております。

そのようなことから、大竹っ子の野球少年が隣に余りにも立派な野球場ができまして少年野球の方が本当にすばらしいところでプレーされるのを見まして、ちょっと違和感があるんではないかと。それから今球場の中にサッカーコートができるようなことも市長が言われましたが、そのようなことではする本人といたしまして、子供たちにしましても関係者にしましても、僕、素人から見ましても納得いかないかなと思いまして、ついついできれば1つぐらい、1つぐらいといったら失礼なんですが、練習場が少なくなるかもわかりませんが、ちゃんとしたものができれば、子供たちも本当に喜ぶんじゃないかなというふうに感じましたことをお伝えいたします。

そのようなことから、できれば大変いろいろ事業費もかかることでございますが、将来 的には小方駅建設ということもございますし、それから晴海臨海公園全体からいいまして もこの一角がいろんな意味で他地区から人の集まりやすい、集まって、もちろん買い物も

できる、それからすぐ隣には船着き場、阿多田方面の観光、こういうのが一体としていい プランになるんじゃないかなと、もちろん交通アクセスは最高のところでございます。そ のようなことから、本当に近隣にない広さがある、施設が整備できる広さがあるので、一 般質問として伺いました。また何かコメントがあれば、お願いします。

- 〇副議長(上野克己) 市長。
- ○市長(入山欣郎) 当初より計画で野球場、主には少年野球が使うということで両翼100メートル、センター122メートルの球場の大きさは要らないというような議論もございました。その中で、私はぜひサッカーも中でやっていただきたいということで、Jリーグ規格でいきますとサッカーは105メートルの68メートルでございますが、一般の方々が使われるサッカーコート、また少年が使うサッカーコートであれば90メートルの50メートルで十分の広さがあるという中で、それが十分とれるだけの広さということで両翼が100メートル、センター122メートルという広大な地域になっているということで、ずっと私は言葉の中で一貫して球技場という名前を言い続けさせていただいておりますが、どうしても見るのに野球場という言葉になってしまいますが、どうか幅広く使えるスポーツで使える、またイベントにも使える場所だということもぜひ御理解いただきたいと。

それからマウンドがありますので、そういう格好で90メートルの50メートルのサッカーということになりますが、将来的によその球場のようにマウンドを移動式にいたしますと、もう十分に大きなサッカーグラウンドもとれるということもぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。サッカーの関係者の方々から、メーンの大きな専用のサッカー競技場ということもたびたびお聞きしております。ただ、今の時点では、ひとつ幅広く多目的で使えるスペースだということで御理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

- O副議長(上野克己) 3番、網谷議員。
- ○3番(網谷芳孝) ちょっと先ほども申しましたが、市長の見解と気持ちの上で私の一議員と市長の全体の幅の考えの相違があるのは間違いないんですが、そういうことで、できればサッカー少年、サッカー関係者も期待しておるのは確かでございますので、心の隅ででもちょっと置いていただければと思います。終わります。ありがとうございました。
- **〇副議長(上野克己)** 続いて5番、乃美晴一議員。

#### [5番 乃美晴一議員 登壇]

○5番(乃美晴一) 民政クラブの乃美です。きょうはちょっと風邪を引いておりますので、お聞き苦しい点がございましたら御容赦をいただきたいというふうに思います。本日は今後必ず到来するであろう人口減少社会への対応、行財政システム改善推進本部の会議の現状、大竹市消防団の活性化の3点について質問いたします。簡潔な御答弁をよろしくお願い申し上げます。

本議会に26年度当初予算が計上されています。市長は予算説明の中で、総合計画を基軸 とした既に取り組んでいる事業を継続していくことを基本的方針として編成したと言われ たように、大きな歳出増はなく、堅実な予算編成であると私も考えます。また、なお同じ 説明の中で、20年、30年後の大竹市のあるべき姿を想像し、現実を直視しながらどうやっ

て近づいていくのかを皆さんと一緒に考え、向かい風の厳しさから逃げることなく着実に 進んでいくことが今ある私たち市民の使命であるとも言われています。

まずは第五次総合計画を現実のものとし、私たちの子供、孫といった未来にどのような 仕組みを残せるのか皆さんで考えるのは、私たち政治にかかわる人間の基本的使命である と私は認識しています。第五次総合計画は2020年に終了いたします。残りはわずか6年で す。主要指標の達成に向けて、今後さまざまな手法を検討していかなくてはなりません。 その方法はまた次回に譲りたいというふうに思います。

1点目の質問は、今後到来する人口減少社会への対応についてです。日本の人口減少は2005年から始まっています。死亡者数が出生数を上回るという現象です。9年前から日本の人口は減り続けています。第五次総合計画以降、日本、大竹市が直面する大きな課題として2025年問題があります。今も進行中である高齢化社会のピークと一般的に言われ、日本の高度経済成長を支えてきた団塊の世代が後期高齢者となる年です。この問題に関しては近い将来として実感し、政府、基礎自治体ともに地域包括ケアシステムの構築に力を注いでいます。

大竹市でも高齢者ケアにかかわる異業種で連携を深める事業がスタートしています。ここまでは順調な立ち上がりだと評価をいたしております。年初、生活環境委員会の先進地調査として、東京都北区で地域包括ケアの進展度合いを調査してまいりました。多くの人口、高齢者を抱える都会でありながら医師との連携も取り組み始めるなど、進歩した状況を勉強させていただきました。今後本市も医師との連携が鍵になると感じています。我々議会としても今後医師会との連携を考えていかなければならないというふうに考えています。

2025年を通過点として人口減少は加速していくとの報告が、国立社会保障・人口問題研究所よりなされています。本市も、広島県都市計画区域マスタープランの人口フレームでは2020年には2万6,000人程度と予想されていますが、その後の予想数値は、さきの研究所の予測では2040年に1万9,000人になると言われています。その時点で15歳から64歳、いわゆる生産人口年齢は9,000人、65歳以上は8,500人というふうになっています。この年を日本全体で見れば、毎年100万人の人口が減るという状況に陥っています。広島市規模の人口が1年で日本からいなくなります。当然社会保障は現状の状態で維持できるはずはありません。税、その他何らかの負担で私たちの子供や子孫が負担しなくてはなりません。100万人減少することは、2060年までの予想では20年間継続します。想像を超えた範囲で日本から人がいなくなります。2040年といえば26年後のことです。遠くない将来の状況がとんでもなく暗いものとなっています。

その原因はさまざまな要素が複雑に絡み合っていますが、一つの要因に世帯構造の変化が挙げられます。全国の数字ですが、ひとり暮らし高齢者世帯は2005年386万世帯でした。2035年は762万世帯と予想されています。しかも子供のいないひとり暮らし世帯の増加が挙げられます。例えば生涯未婚率、50歳のときの未婚率ですが、これを1995年に9%であった男性の未婚率が2035年では29%と推計されています。このことを考えても、今後も結婚しない男女の割合は増加の一途をたどります。これは結婚しないのではなく、結婚でき

ない男性が増加する傾向にあることを示しています。

今、雇用者の中で約4割が非正規雇用として働いているとの統計が出ています。非正規雇用の多くは若年層に集中をしています。このような厳しい雇用環境の中で、安心して結婚し、子供を産み育てるという発想にいくものでしょうか。それは東京、大阪といった都会だけで起きている問題でしょうか。身近な人に当てはまることはありませんか。このように働きたくても働く場所がない人の吸収に地方が一役買えることはありませんか。

大手企業が活況になり、大型の雇用が求められた過去の時代ならば大きな心配はなかったかもしれません。今は労働集約型でなくても企業の誘致は可能です。 I Tインフラの整った環境なら、世界とつながることができます。大竹市の若者にもチャンスのある町として、都会に発信できる環境を整えてみませんか。これは人口減少対策の一つの今できる方法の一つです。これ以外にも本市でできる対策はあるのかもしれません。このことを市民みんなでみんなのこととして議論できる場を提供することも可能です。今後の人口減少社会の到来に対する認識と、本市のこれからの取り組み方針を伺います。

次に、市役所職員で取り組まれている行財政システム改善推進本部会議の進捗状況を伺います。過去、予算委員会、決算委員会などを通じて市役所で必要ではない業務をやっていませんかと何度も取り上げてきた経緯があります。職員の人数を減らすためにはこれ以上業務をふやすことはできないし、今の業務量自体を減らすことが必要であることを訴えてきました。また先ほどお話ししたように、強烈な人口減少社会になってもやらなくてはならない事務は存在します。果たしてそうでしょうか。人は必要な業務ではないと仕事をしません。その業務を行っている人は必要だからやっています。それはその業務が必要だと錯覚しているだけかもしれません。自分の業務が必要かと尋ねたら必要だと答えるでしょう。とこれまで指摘してきました。そこで全庁的に事業の見直しをする行財政システム推進本部会議が設置されましたが、これまでの検討内容は知らされていません。今回の事務の見直しについて、今の状況を伺います。

最後に本市消防団の活性化について、お伺いをいたします。御存じのとおり、本市消防団は団長を先頭に12分団330名を定員として活動をしています。東日本大震災の際の消防団の活躍は言うまでもありません。が、254名のとうとい命が奪われました。謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

震災以降、国は消防団の存在を改めて見直し、補正予算で無線機、投光器等を整備してくれました。そして昨年12月13日公布の消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が、同日付で一部を除き施行されました。この法律は文字どおり消防団を中核にし、消防団の強化策なども盛り込まれています。消防団の強化については消防団への加入促進、公務員と消防団員との兼職に関する特例、事業者の協力、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善、消防団員の教育訓練の改善及び標準化などが挙げられています。これらへの対応を順を追って伺います。

1点目、加入促進については現在310名が活動中であり、20人の定員未達となっています。広報3月号でも大々的に加入促進PRもされ、市内各所に団員募集のポスターを掲示していただくなど鋭意努力されていますが、300人前後でここ数年推移している状態です。

また今の消防団は各分団に定員はありますが、総枠330名の確保に向け、分団の定員を超えるところもあると伺っています。また消防団員の各団員の個人的な勧誘活動も行われています。何とか皆さんで知恵を出していただきたいものと思っています。

次に、公務員の入団促進です。現在、本市公務員でも消防団に加入して活動している団員は数名いらっしゃいます。法では、公務員が消防団として活動することは地域防災の推進を図る上で理解が得られ、職員にとっても防災行政の理解促進につながるとされています。

次に事業者の協力ですが、これは本市も昨年消防団協力事業所表示制度を導入し、その際、各事業所へさらなる協力の配慮を求めておりますので、これまでの御努力に敬意を表します。法では、地方自治体には勤務者に対して防災意識の高揚や防災活動に積極的に参加しやすい環境づくりが求められています。

次に、消防団員の処遇改善です。消防団員には市・町の条例で制定する報酬を払わなくてはなりません。本市の報酬は、団員の多くを占める一般団員で年額1万8,500円です。 法は24年度の交付税単価である3万6,500円を例にし、条例単価との乖離が大きい市町は引き上げを要求しています。

次に、装備の改善です。先ほど申しましたとおり、過去予算措置はされてきましたが、 団員の安全対策、救助活動等の新たな役割への対応、情報通信機器の充実の観点から消防 団の装備の基準を消防庁で見直している最中ではありますが、現段階では救助活動で対応 できる機材は持ち合わせていません。

最後に団員への訓練強化の改善ですが、これも今後の検討課題とされています。現在、市消防団は団本部に広島県指導員2名、大竹市指導員3名、各分団に分団指導員1名で訓練に当たっています。またこれら指導員分団幹部は、広島県消防学校へ入校し、訓練を受けています。相当な負担がかかっているのが現状です。また、新たに役割期待される法律であることから、今後の訓練の困難さが予想されます。しかし、これはとても重要なことです。これまで法律の趣旨を述べてきましたが、今の法律に書いてあるとおりです。今、消防団では、活性化委員会を立ち上げ組織の底上げを図ろうと頑張っていると伺っています。消防団員は崇高な使命感のもと、自分たちの地域は自分たちで守るという志を持った方々です。年齢構成も20歳から65歳までと、人生勉強の場でもあります。本市も法の精神を理解し、消防行政を行っていかなくてはなりません。しっかりとした訓練を行い、いつ訪れるかわからない災害に備えるため、地域から信頼される消防団にならなくてはなりません。団員が誇りを持って活動することが一番の活性化策であり、新入団員の獲得にもつながると考えます。本市の今後の消防行政の行方についてお伺いをいたします。

以上3点について、簡単に御答弁をよろしくお願い申し上げます。

### 〇副議長(上野克己) 市長。

# [市長 入山欣郎 登壇]

○市長(入山欣郎) 人口減少が続いている中での人口推計を見ますと、先に行けば行くほど厳しい状況が出てまいります。大竹市においては住宅団地開発が続いたこともあり、24年度、25年度と減少曲線は以前に比べると大変緩やかなものになっており、これが一時的

なものであったとしても大変うれしい状況と考えます。だからといって人口推計が悲観的 過ぎるということではございません。傾向としてしっかりと見させていただきまして、政 策に生かしてまいりたいと考えます。先を見越されての御質問ありがとうございます。

それでは、乃美議員の御質問にお答えします。

まず1点目の第五次総合計画の後に待つ人口減少社会への対応についてでございます。 将来日本の人口が減少していくことは以前から言われてきたことであり、これまで本市は もちろん他の地方公共団体も含め、国を挙げて少子化対策には力を入れているところでご ざいます。既に2005年から人口減少期に入っており、今後さらに加速する人口減少社会が 訪れようとしています。内閣府では、このままの少子化傾向が続けば2060年には1人の高 齢者に対しまして現役世代1.3人になるという、支える者と支えられる者の不均衡がさら に進行することが推計されています。

人口減少社会が現実味を帯びてくる中、我々が今できることといたしましては、これまでどおり、わがまちプランに掲げる住みたい・住んでよかったと感じるまちを目指し、安心して子育てのできるまちにしていくことだと考えています。

支える者と支えられる者の不均衡につきましては、本市においてもさらに加速する推計が出されており、地域包括ケアを進めることも重要であろうと考えます。また、高齢者の皆様がみずからの生きがいや健康保持のためにできる限り長く働いたり、体を動かしたり、地域の活動をしていただくことで、なるべく支えられる側に回らないという気概を持っていただくことも大切なことであろうと思っています。いつまでもお元気で生き生きと、この大竹で暮らしていただきたい、これもわがまちプランの方向性の一つでございます。

一方で、若い世代も元気で、仕事にやりがいを見つけて充実した人生を送っていただき たいと考えます。乃美議員がおっしゃいましたように、すっかり価値観が変わってしまい、 結婚しない、子供を持たない若い世代もだんだんとふえているようでございます。

私は、よいまちをつくっていくには何と言っても教育が重要であると考えています。大 竹に誇りを持ち、自分も大好きな大竹を一緒につくっていく一員であることを自然に自覚 できるような子供たちを一人でも多く育てたいと考えており、大竹を愛する人づくりはわ がまちプランの推進力となる基本目標としています。

雇用につきましては、これまでも産業振興基盤の整備による企業の留置や新規企業の誘致などにも力を入れてまいりました。おかげさまで本市には世界に誇れる企業がたくさんございます。市としての扶養力は大きいものがあると考えております。市としてできる産業振興は基盤整備、就業支援等、限られているのが現状でございます。雇用の促進に向けては、企業のニーズを捉え、市としてどのような支援ができるかを考えていきたいと考えます。

加えて、今すべきことは、そこに見えている人口減少に応じた持続可能な行政運営を考えることであろうかと思います。わがまちプランは、よいまちという夢を描きながらも、その考え方を根底に持った計画でございます。今ある計画を確実に実施していくこと、絶え間ない努力と歩みこそが今すべきことと考えております。

次に、2点目の行財政システム改善推進本部会議における検討状況についてお答えいた

します。

本市の行財政改革は、わがまちプランの目指すよいまち実現のための前提条件として、 行政・社会の仕組みづくりがまちづくりの基本目標となっております。その取り組みの方 向性は、社会の仕組みづくりとして市民自治の促進、そしてもう一つが行財システム改善 推進本部会議で検討を進めている行政の仕組みづくりになります。

本部会議では、これまでの4次にわたる行財政改革の取り組みを節約と効率化だけでは限界があると総括し、これからの取り組みは現在の仕事や組織を前提とした改善ではなく、現状を根本的に見直すこと、一人一人の職員に蓄積された知識や技術が生かせる仕組みを構築することを考え方の基本として進めることといたしました。これまでの行財政改革と根本的に考え方を変えましたので、具体的な取り組みにつきましては現在も試行錯誤を繰り返している状況でございます。

今年度特に力を入れているのは、事務のやり方の標準化でございます。この取り組みは 職員一人一人が執行する事務について、しなくてもよい事務を見出し、ミスのない効率的 な事務ができる仕組みをつくることを目標として進めています。職員が減少し、事務のノ ウハウを複数の職員で共有しにくくなっております。また、組織の中で積み上げたはずの 経験が人事異動により知らず知らずのうちに失われ、その結果、本来なら防げるはずのミ スが起きるおそれもございます。この取り組みは、このような可能性の軽減につながるも のと考えています。

また、効果的に事務を実施するため、それぞれの職員の能力を最大限に活用し、組織で考え組織で対応できる職場を目指すことも重要であると考えています。原点に返り、職場内のコミュニケーションを円滑にするため、課や係におけるミーティングを定例化し、話し合いの機会を物理的にふやすよう各部署に指示しているところでございます。

限られた人材や財源を有効に使い、持続可能な行政サービスを展開し続けるために、現有の職員で地道に考え、実施している取り組みでございます。これまでのように数値で幾ら削減しますといった目標を設定することも、成果を数値で示すことも難しい取り組みでございますが、基本方針の取り組み理念でもありますように、時間はかかりますが、取り組みの成果を目に見える形にしてまいりたいと思いますので御理解をいただきたいと思います

続きまして3点目の大竹市消防団の活性化についてお答えいたします。阪神・淡路大震災、東日本大震災などの経験、近年各地で頻発する局地的な豪雨、豪雪や台風などによる災害を踏まえ、住民の生命や財産を災害から守る地域防災力の重要性が増しております。しかし一方では、少子高齢化、勤務の形態として事業所等に雇われている方や遠方へ通勤する方の増加などにより、地域における消防防災活動の担い手となる消防団員を十分に確保することが困難な状況になっています。

このような現状を鑑み、昨年、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定、施行されました。地域防災力の充実強化に関する国や地方公共団体の責務などを明らかにし、また消防団の強化のためにすべき措置が次のとおり決められました。

まず、消防団入団促進のため、消防団の理念であるみずからの地域はみずからが守ると

4

いう意識の啓発のための措置でございます。市ではこれまでも広報紙やイベントなどあらゆる機会を通じて消防団のPRを行っておりますので、引き続き、より細やかなPRを実施してまいりたいと考えております。

次に、地方公務員の消防団への加入についてでございます。現在、消防団には職員5名が加入しております。災害対策本部が設置された場合、消防団活動に従事することはできませんが、その他の災害時には消防団活動を行うことは可能であり、職員の防災行政に対する理解が深まるとの認識から積極的にお願いしていこうと考えております。

次に、事業所の協力に対する働きかけでございます。消防団員に占める事業所に勤めている方の割合は年々増加しており、円滑な消防団活動を行う上では事業所の理解と協力が欠かせません。昨年、消防団協力事業所表示制度の運用を開始し、10の事業所に表示証を交付したところでございますが、今後も従業員の消防団への加入及び消防団活動が円滑に行えるようにするため、事業所に対し働きかけを行ってまいります。

次に、消防団員の処遇の改善が挙げられていますが、年報酬、費用弁償につきましては、 県内状況を見てみますと中ほどに位置しております。平均的なものと考えております。今 後とも県内状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

続いて、消防団の装備の改善でございます。昨年、消防団の装備の基準が改正され、新たに消防団員の安全確保のための装備や通信機器、救助活動用資機材などが追加されました。本市におきましては、東日本大震災の状況を参考に救命胴衣、無線機などの整備を行い、消防団員の安全確保を図ってまいりました。今後も資機材につきましては計画的に整備できるよう検討したいと考えております。

最後に、消防団員の教育訓練の改善でございます。これまでも定期的に消防学校での教育訓練に派遣してまいりましたが、現在、国において教育訓練の基準の見直しが行われておりますので、通知があり次第、対応したいと考えています。また、市独自での教育訓練が実施できないかについても検討したいと思います。

このたび法律で改めて市の責務や市が講じるべき必要な措置が定められたわけですが、 消防団みずからも活性化委員会を立ち上げられ、充実強化について検討をいただいている ところでございます。消防本部・署と消防団、この2つは消防防災体制の両輪でございま すので、消防団の充実・強化は市民の安心のための重要事項であると認識いたしておりま す。これまで取り組んできたことをさらに進め、住民、自主防災組織とも連携をとりなが ら地域防災力の充実・強化に努めていきたいと考えています。

以上で、乃美議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

- 〇副議長(上野克己) 5番、乃美議員。
- ○5番(乃美晴一) ありがとうございます。まず1点目の来るべき将来の恐ろしさと言っていいのかしようがない現実と言っていいのかわからないんですが、先ほども申しましたように、26年後の推計値で毎年100万人減りますよと。大竹市はやっぱり約同数です65、生産年齢人口と65歳以上、先ほど市長も答弁の中に元気なお年寄りになってくれればいいんだというお話もありましたが、元気なお年寄りになっても、やはり年金問題とかやっぱり変わらず発生をしてまいります。世の中の社会システムがこのまま維持できるかなあと

-76-

いうふうに物すごい不安、不安というかを感じています。その不安が、今までありましたように若者の消費の減退とかつながってきたんだろうというふうに思います。これを打破していくという方法は本当にはないのかもわかりません。ただ我々は、30年後どういう町になるのかというのを想像しながら維持できるシステムをつくっていかなくてはならないんですが、30年後は多分皆さん想像できない状態だと思います。26年後すら我々でも予想がもうほとんどできない、どういう状態になっているのかと。この町が1万9,000人になったときにどういう状態に一体なっているんだろうということは想像すらできないんだろうというふうに思います。ただ、それをあえて想像していかなくてはならない。

大竹市は扶養力のある町だと先ほど言われましたが、当然のように地区によっては今現状を見ても若い世代しか住んでいない地区もありますし、そこは60になったら出ていく地区ですからそういうこともあり得ますが、そういうこともありますんで、扶養力はある程度あるんだろうというふうには予想しています。それを今後どのように、具体的な方法というのは無理だと思いますけど、国と一緒に考えていくのも当然ですし、国任せにしてはいけないということを過去何回も言ってきましたし、我々でできることをしっかりやっていきましょうということをお話をしてきました。

ぜひ今後、若者が都会から帰ってきたくなるような、そういった方法を考えていっていただきたいなというふうに思います。我々の出て行った子供っていうのは大手企業の扶養力には入りませんので、なかなか、今は随時採用とかされているみたいですんで30ぐらいで帰ってこられる方もいらっしゃいます。そういった方も含めて何か新たな方策っていうのは、広島県が推進しますファンドを使った新しいIT企業の投資とかそういったことも考えていけるのではないかと思っていますんで、ぜひよろしく御検討いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

ただ、悲観するもんではないと、悲観した将来を見据えて我々は今からまちづくりとか本市のシステムづくりをしていくんではないということだけは御認識を間違いないようにしていただきたいと思います。新しい未来をどういうふうに切り開いていくか、それを皆さんで一緒に考えていきたいというふうに思っています。

最後に1点目の質問で、やっぱりシンポジウムとか、今世代間格差って叫ばれています。 大竹市にいる若い人たちが世代間格差を実際に感じているかどうかはわかりませんけど、 心の中で漫然と感じているんだろうな、その辺に関するシンポジウムをどこかで企画され てみてはと思いますし、それが何の意味があるんかと言われたら、今25年後、30年後を皆 さんで一緒に考えましょうよということをぜひどこかで、今の二十歳代の方が50、60にな る時代ですから、その辺を一生懸命みんなで考えてみたいと私自身思っていますし、ぜひ 行政としてもそういう取り組みが必要なんではないかというふうに思いますので、そのこ とだけに関して検討いただけるかどうかを御答弁いただきたいと思います。

### 〇副議長(上野克己) 市長。

**〇市長(入山欣郎)** 御提案をいただいての御質問ありがとうございます。次の世代の人たちがどのように考えてどういう社会を望まれているかということにつきましては、行政として把握していく必要が大変あろうかと思います。どこかの機会で検討できればというふ

うに思います。御提案ありがとうございます。

- O副議長(上野克己) 5番、乃美議員。
- **〇5番(乃美晴一)** 次のチャンスは第六次総合計画をつくるときだろうというふうに思います。そのときはもっと現実の問題として20年後の大竹はどうなっていますかねというお話ができるんだろうと思いますんで、ぜひよろしくお願いいたします。

それから2点目なんですが、行財政システムの改善推進本部会議なんですが、過去何回も申し上げてきましたように、職員じゃ無理ですよって言ってきたと思います。まずは多分自分の仕事を自分で見直すということから始まるんだと思いますが、先ほども質問の趣旨の中で、自分の仕事を自分で必要ないと言えるわけないじゃないですかと。過去何回も申してきました。そのことは御理解いただいとるもんだと思うんですが、まずは自分の仕事を見直してみようと、それを組織力で見直してみようということだと思います。

ただ、先ほど市長の答弁にあったかもしれませんけど、2年たてば新しい仕事に変わると、そういう状況の中で、本当に今自分がやらなきゃいけない事務が必要なのかどうかということをどうやったら考えられるんだろうかと。私自身不可能に近いことを今皆さんやられておるんじゃないかというふうに考えるんですが、このことに対して言いにくいこともあるでしょうけど、ある程度の方針が出たら、現状の方針が出たら、また教えていただいて、どこかでそのことについても考えていただければと思いますが、いかがでしょう。

〇副議長(上野克己) 市長。

- **〇市長(入山欣郎)** 大変難しい、自分自身も危惧しているところの問題でございます。行 政の中に入らせていただいて、要らない事業じゃないかというような市民の皆さん方の御 意見をいただく中で、そのことを具体的に検討してまいりますと、必ずどんな事業、どん な仕事にもそれによって恩恵を受けられている市民の皆さん方がいらっしゃいます。そう いう意味で職員自身が考えたときに自分の仕事、大変有用で市民の皆さん方のお役に立っ ているということ。だから職員に一生懸命仕事を考えてくださいとお願いしたら、一生懸 命な職員、真面目な職員ほど次の仕事をつくってまいります。仕事が一生懸命な人が集ま るほど際限なく広がる。それが市民の皆さん方が喜んでいただける公共の福祉が増進する という仕組みが行政の中にあります。そのことと行政が少ない収入の中で安定的に運営で きるような仕組みづくりということは、非常に難しい相反する課題でございます。そのこ とを今議員御指摘のように職員みずからが考えるというのは大変難しい部署ではあります が、でも必ずトータルの収入が落ち込んでくる次の時代を見据えた中で、そのことを考え て、そしていざそういう事態になったときに職員がそのことについてすぐに行動が起こせ るようなことの覚悟を職員一人一人が持っておかないといけない。そういう時代がもう目 の前に来ているというふうに考えておりますので、そういうことで大変まどろっこしいよ うな議論を積み重ねておりますが、職員の中で、確実に市民の皆さん方に事業をいろんな ところで縮小せざるを得ないということを御提案する時代が目の前に迫っておりますので、 そのときにすぐにそういうことが対応できる職員の一人一人の実力を蓄えるためにも議論 を積み重ねておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。
  - O副議長(上野克己) 5番、乃美議員。

**〇5番(乃美晴一)** 率直な御意見だと思いますんでありがとうございます。実は先ほども う一つの柱が市民自治だというふうにおっしゃいました。これも1月の終わりに我々生活 環境委員会で千葉市の若葉区を視察してまいりました。そこは若葉区の中の、とても人数 が多いんですが、あんた方の住む地区は10年後このぐらいの人数になりますよ、高齢化率 はこのぐらいになりますよ、それで自分たちで何ができるのか考えてくださいということ を積極的に行政が、言い方を変えると何もできんので自分らで考えてねという世の中にな っていますよということになっとるんだと思うんですが、そういうふうに、それは国の人 口推計とかは別に独自に丁目ごとに人口推計をしたと。たまたま町内に大学があったんで、 その大学でやっていただいたということなんですが、ぜひそういったデータも、それはオ ープンにしていますよと、そういうデータを誰でも見られるようにオープンにして、皆さ んでこのデータを活用してくださいというふうなやり方をされていますんで、その市民自 治という部分においてはそういった活動も、実際に自分たちの住むどこどこの何丁目が今 500人いるけど、これが10年後に100人になるのかというようなデータを見せられるという ことになりますので、本当に考えなくてはいけない世の中になったなあというふうな評価 をいただいていますというふうにおっしゃってましたんで、ぜひその辺も含めて考えて、 そういうこともあり得ると、方法としてあり得ますよということでお話をしときたいとい うふうに思います。

それから、次に入ります。消防団に行きます。先ほど言われたのは全部、消防団中核法の、省略しますけど、中核法のほぼ中身だと思います。この中核法の主な論点というのは処遇を上げなさいよとかじゃないですね。法律を全部読んだわけじゃないですけど、新たな役割が消防団に付加されますよと、住民救助という役割が明確に付加されますよということです。そのために処遇も考えないといけません、資機材も整備しないといけません。今までの消防団業務にプラスアルファ救助活動をしなさいというのがこの中核法の主な論点だというふうに思いますので、そのために本当に消防団が一生懸命研さんを積まないといけないというようなことになってくるというふうに思います。

実際に、報酬の部分に関しても山間部はやっぱり高いです。常備消防に頼らない率が高い場所ほど、消防団員の報酬というのは増加する傾向にあります。沿岸部というのはどうしても低い傾向にあります。土曜日もいろいろあったみたいですが、やっぱり大竹市においても山間部のほうが消防団員のなり手がない、基本的に人口が少ないですよと言われる部分もあるんですが、そういう場合もあります。いろいろ話し合っていただければいいんですが、インセンティブをつけるという方法もありますので、沿岸部と山間部では団員の報酬を変えるとか、そういう方法もあり得ますので、そういうこともいろいろ視野に入れながら、その処遇については今後考えていっていただきたいなというふうに思います。

新たな資材整備をしないといけないんだと、今後国・県の方針が出たら新たな資材整備を計画的にやりますよ、計画的にやるのは毎度言われることなんですが、今度の法律で施行されると新たに何が必要になるんですか。大体わかりますか。いいですか。

- **〇副議長(上野克己)** 消防課長。
- **○消防本部消防課長(國本美之)** 議員さんが先ほど言われました救助資機材を積載をした

**-**79**-**

1

車両等の配備が国のほうで方針を決定をされました。当市におきましてもこの車両を手を 挙げさせていただいております。ただ、確約といいますか、これはございませんが、団員 の教育も含めまして今後、ちょっと内容が違いましたでしょうか。済みません、申しわけ ありません。人材教育をこれから進めていくのに、団員の皆さんは本当生業の傍ら消防学 校等に行っていただいております。ただ、我々常備の職員が東京のほうにも高度な研修等 で勉強して帰ってきておりますので、こういったものを活用できるように消防団のほうに も教育訓練ができるように今後協議を進めて、消防団の知識といいますかレベルのほうも 向上させていければと思っております。

- 〇副議長(上野克己) 5番、乃美議員。
- ○5番(乃美晴一) 最初のほうは何かようわからなかったんですが、必要な機材として救助工作車に近いものが必要ですよと。ただそれは全部配備できないんで、どこかにもらうということですかね。どこかにもらおうとしているということですかね。わかりました。で、それをもらうと、今度は誰か教える人が要るんですよ。それは消防署員でやりましょうということでいいですかね。そういうことですね、わかりました。

ということは、新たな教育訓練も今後どんどんやっていくということになりますし、消防団も新たな役割が付加された中で地域の中核としてならないといけないというふうに、地域の防災の中核になっていくということになるんだというふうに思います。ぜひ御理解をいただいて、皆さん忙しい中、時間を割いてやってらっしゃると思いますんで、ぜひ今後もその応援をしていただけるように、私も応援しますし、ぜひ地域防災力を上げるための中核としてなっていただかなきゃいけませんので、ぜひ応援をしていただきたいと思いますし、今後も行政的な金銭的な援助も含めてよろしくお願いをしたいと思います。

現状、消防団は定年が65歳、分団長、副分団長、団本部幹部は65歳、そのほかの団員は60歳ということで、3年前でしたか2年ほど定年延長をしていただいています。してもらっているみたいです。ただ、そのことが年数がたって今の定数がとか新規入団者の関係とか、見直しが必要になるんであれば見直しはやぶさかでないというお考えがあるのかどうか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

〇副議長(上野克己) 消防長。

+

○消防長(西岡 靖) 団員の定年につきましては平成23年4月1日に、それまで分団長以上の方が60歳、これを65歳に、あるいは部長以下の方58歳が定年でございましたが60歳にということで改正をさせていただいております。確かに定年を延ばせば団員の確保もされやすいというような考えもございます。ただ、この3年間でそれほど、じゃあ、団員がふえているかといえばそうではない。定年を延ばすことだけが団員を確保する手段ではないと思います。やっぱり消防団に加入していただく方というのは、自分たちの地域は自分たちで守るんだというようなそういう気概を持った方、そういった方になってもらいたいという気持ちがございます。ということで、長い目で見なきゃいけないんですが、そういった人づくり、大竹を愛する人づくりを進めることが消防団にも加入していただけるような、そういう地域になっていくんだろうと思います。

今議員さんが御指摘がございました定年延長の話ですが、先日の団の幹部会議におきま

して、確かにございました。今は分団長以上が65歳ですが、もう全団員を65歳以上にしてはどうかというような、そういう御提案もありました。それにつきましてはまた団の幹部、あるいは我々団を担当しておる者のほうで検討はさせていただきたいと思います。まだはっきりとは結論のほうは出ておりませんが、検討材料にはさせていただきたいというふうに考えております。

- O副議長(上野克己) 5番、乃美議員。
- ○5番(乃美晴一) 現状から逃げる方法ではなくて、ぜひしっかりいろんなケースを踏まえて検討していただきたいというふうに思います。最終的に最初と最後が大竹を愛するまちづくりと市長と消防長両方でまとめられましたんで、我々も大竹を愛する人づくりを目指して今後頑張っていきたいと思いますので、本日はありがとうございました。
- 〇副議長(上野克己) 続いて16番、山本孝三議員。

〔16番 山本孝三議員 登壇〕

**○16番(山本孝三)** 皆さんにはお疲れの御様子ですが、私なりに市長に率直な質問をさせていただきますので、最後までよろしくお願いをいたします。

御承知のように自民党と公明党の連立内閣、安倍第2次内閣が誕生して1年近くになろうとしているんですが、何でもかんでも数の力で物事を強権的に推し進めると、こういう姿勢が、ああいっては失礼かもわかりませんが目に余ると。まさに安倍政権の暴走を何とか食いとめるべきだという世論が高まっているのが現状だと思います。その中で注目すべきは、まず憲法を総理の権限で解釈を変更できると、こういうことを堂々とおっしゃる。しかし国の基本をなす憲法が時の総理の判断や願望のために解釈をどうにでもするというふうなことがまかり通れば、これはもう法治国家でもなければ立憲主義を口にすることもできない。こういう危険なことが今国会で議論されております。

憲法問題だけではありません。自然エネルギーについても、これまで国際的な公約をしてきた地球温暖化防止のための $CO_2$ 削減についても、安倍政権は近く原発に依存をしたエネルギー基本計画なるものを閣議決定しようとしております。国際的にも、こうした日本政府の対応に批判の声も上がっておるのも事実です。また、憲法25条に保障する権利としての社会保障制度も全ての分野にわたって負担増大、給付の削減、こういうことを次々にやろうとしているのが現状です。税制の問題でも、一番不公平で弱い立場にある人々への負担を強める消費税が4月1日から強行されます。今年度中には8%をさらに10%にしようとする、その判断の時期も秋ごろにはやると言っております。

教育の問題はどうかといえば、これまでの歴史を否定してみずからが好む戦争への道を ひた走ろうとする、そういう教育に道を開こうとする制度改正を強行しようとしておりま す。本席で午前中いろいろ議論がありましたが、まともに安倍政権に批判を加えること自 体が遠慮しなければならないような、今、政治的な環境と雰囲気に置かれているのが実態 ではないでしょうか。私は議論を聞いておって、戦後の平和教育、民主教育に携わってこ られた教壇に立っておられる教師の皆さんを初め、この席におられる教育長、あるいはま た悲惨な戦争体験を身近に見たり聞いたりしてこられた入山市長、政府に対してまともに 物が言えない、そういう状況に今置かれているんじゃないですか。このことを私は一番危

惧をいたしておりますし、ただいまから質問させてもらう3つのテーマもそれぞれある意味では今安倍政権が強行しようとしている福祉の分野、医療の分野、エネルギーの分野に、あるいはまともに抵抗せざるを得ないような問題をはらんだ重要なテーマだと考えております。そういう意味合いで端的に質問をさせていただきます。

最初に介護保険制度についてお伺いをいたします。医療や介護の制度改正が今進められようとしておりますし、ある分野では既に負担増を含む改正が4月1日から施行される状況にあります。それで、お伺いしたいのは介護制度の問題、医療制度の問題が直ちに4月1日以降こうなるああなるということは全てではないにしても、1年後、近い将来こういうことが法的にも規定をされて、今の数の世界でいえば実行される危険性が非常に大きいと、こういうことで具体的に国あるいは県のほうから、大竹市に対して医療や介護の制度改正が将来こういうことになりますというふうな通達なり制度改正に向けての準備なり、指示や指導なり、既にあったのかどうか。また自治体の長として、こうしたこの国の動きに対して、法律の提案の前には諮問会議等では市町の意見を聞くとか地方六団体の意見を十分踏まえるということがうたわれておりますけれども、市長会等で医療介護の制度改正についての国の説明なり、またその場での市長会等の意見集約、国への意見の反映等の機会があったのかどうか、その辺のことも含めて改正の内容をわかる範囲でひとつ聞かせていただきたいと思います。

そして少なからずこれから市町の段階としてこうした制度改正が行われると、当然のこととして市町の対応が求められると。そうしたことへの市長としての考え方、見解なるものをひとつ聞かせていただきたいと思います。

2番目の国保事業ですが、これは数年前から市町で行っているこの事業を県単位に広域化するということで、県が招集する会議にも大竹市も参加をして、いろいろ協議を重ねてこられたと思います。昨年10月にも市が参加する連携会議に出席をされたそうですが、ここでは今広域化に向けてどういうことが議論になっとるのか、市としてどういう対応を求めて意見を述べてこられておるのか、そこのところをひとつ聞かせてもらいたいと思うんです。本来なら該当する問題が全てですから、市町村に。そこでの協議の議事録なども市町村議会に配布をして、我々も国保の加入者の皆さんの代弁者として席を持っとるわけですから、議事の内容なり議論の内容を明らかにするのが私は筋だと思うんですが、そんなことは余りやらない。どこで何がどう決まっておるのか、既成事実をその場になって、やれそれを押しつけられても困りますんで、我々の意見も可能な限り反映できるような状況なり議論になっているテーマなり、その都度報告もしてもらい、我々の意見も反映できるように努力をしていただきたいと、こういう思いで質問をいたしておりますので、答弁のほうよろしくお願いいたします。

それで一番問題になるのは、県内の23市町村全て国保料の負担にしても収納率にしても 健診率にしても、これは全部違うわけですね。どこでそれを調整するのか、こういうこと は我々にはなかなか理解できないわけです。時期的にもそんなに遠くない時期に広域化と いうことが予定されておるわけですから、その辺のことを踏まえて、この際連携会議で問 題になっていることをひとつ明らかにしていただきたいと思います。

それで問題なのは、今でも十分に細かいところまで医療の分野で国保事業を充実させるということが難しいのに、広域化したらなおさらその辺のことが難しくなって、結局は加入者への負担なり医療面での手当てをすべきところが抜かってくると、こういうことになりゃせんかということを私は心配する。そのいい例が、後期高齢者医療制度が年齢によって差別をされまして今日に至っておりますが、この後期高齢者医療の問題について大竹市からは執行部から1名、議会から1名代表が出ておりますが、何が論議されて、保険料の負担にしても何でそうなるんかというようなことはほとんど市町の議会では議論にもならないし、説明もありません。これと同じようなことになったんでは、本当に地域医療を充実させて皆保険制度のもとでその恩恵に浴するという保証ができるんかどうか心配をいたしております。

それでせっかく県が市町の担当者を集めて会議をやるわけですが、今どこの市町でも医療費が年々高騰するということで、後発医薬品の普及に取り組んでおりますよね。先進的な呉市など、全国から随分勉強に来られるそうです。県内でも最近では江田島市が後発医薬品の普及で1,000万円医療費を抑制できると、こういうふうな実績めいた数字を上げたというようなことも報道されております。お隣の廿日市市でもそういう数値目標を掲げて医療費抑制に取り組んでいる。大竹市の場合、この前の私の質問に対して、理論上は大竹市も250万円薬を減らして医療費抑制に役立っているはずだという説明がありました。江田島と比較して人口的に見れば大竹のほうが少し人口が多いと思うんですが、その江田島が1,000万円の実績を上げると、大竹は250万円、この単純な数字の比較だけでも、もう少し取り組みを強めて医療費の抑制に役立てるようなことはできんのかと思うんです。

こういう県内で先進例があるのに、何で県段階でせっかくの会議を開かれて医療費の問題だとかああいうことが今論議になり、国も後発医薬品の普及に努めるという目標数値も掲げて取り組んでおるときに、継続的で一貫した指導なり取り組みのありようなり議論にならないのか、これは不思議でしようがないですね。こういうところに今の政治の何かしら腑に落ちない問題点を感じるんです。いい例があって、患者さんにも医療費の抑制にもつながるということが実績としてあるならそれを全県に広げる、全国に広げるという努力を何で政治がしないのか。ここの問題も私としては非常に疑問なんです。そういうことも含めてジェネリック医薬品の普及への取り組みを改めてお願いしたいんですが、御答弁をお願いします。

最後に、自然エネルギーの活用についてお伺いをいたします。今、国際的にも地球温暖化の防止、 $CO_2$ の削減の取り組みがやかましく言われて、各国がそれぞれ削減目標を約束もしたり、あるいは会議の席での意思決定の上では義務づけをやるという状況が続いております。そういったことから言えば、今安倍政権が進めようとしている原子力依存のエネルギー基本計画なるものは、これはちょっと受け入れがたいんじゃないのかと思うんですが、しかしこれもまた数の力で押し切ろうという構えですから、相当大きな世論と運動を背景としなければ、原子力発電に依存をした国際世論にもこうしたCOP20の動向にも反する方向に日本は走り出すと、こういうことになりかねんと思うんです。

それでCO2の削減問題、自然エネルギーの活用を具体的にこの場で私なりに論じてみ

たいんですが、一つは大竹市がCO<sub>2</sub>の削減のために目標数値を掲げて、近年取り組んでこられた実績なり経過について話を聞かせてもらいたいと思います。

ことしの予算書にも県の予算、補助金ですか2,400万円計上されて、この使い道は木野集会所の屋根に太陽光パネルを設置すると、こういうような予算上の予定になっているようですが、これはキロ数がどの程度発電できるんか需要を満たす上でどの程度の範囲が満たされるのか、その辺のことは私もまだわかりませんが、できればそういうことを含めて、既に大竹市も図書館や大竹中学校、あるいは小方学園に太陽光パネルを設置して10キロワットとか30キロワットの発電を使っているという状況もあるんですが、一つは大竹市自身がそういう公共施設への太陽光パネルの普及をやるということも大事なんですが、もう一つはやっぱり市民の皆さんの意識を啓蒙して、広島県内で一番普及が進んでいると言われる世羅町のように助成制度もつくって、自然エネルギーの普及を図るというふうなことにも取り組む必要があるんじゃなかろうかと思うんです。

自然エネルギーといえば太陽光だけでなしに水力発電所もありますし、あるいは風力発電もあるわけですが、思い切って大竹市として自然エネルギーの再生利用に踏み込んだ取り組みをしたらどうかというふうに思うんですが、最近では長野県の飯田市、山梨県の都留市、高知県の梼原町ですか、こういうところでは本当に全国からも勉強に来る人が殺到して、それぞれその成果を踏まえて我が町でエネルギーの地産地消ということが言われるぐらい自然エネルギーへの取り組みをやっておると。日本は全体として水力を利用しようとすれば、山が大抵急峻であったり河川が落差が3メートルも5メートルもあるというふうな状況が多いわけで、そういう中小河川、こういう河川を利用してそれぞれの地域のエネルギーを供給すると、こういうことが取り組まれて成果を上げているということが随分あちこちであります。大竹市もそういうことからいえば、自然エネルギーへの再生可能な取り組みをぜひやったらどうかということを思っておりますので、市としてのお考えを聞かせていただきたいと思います。登壇しての質問は以上で終わりますが、よろしくお願いします。

### 〇副議長(上野克己) 市長。

## 〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長(入山欣郎) 支える者と支えられる者との均衡が崩れる厳しい社会情勢を背景に、 国民健康保険制度、介護保険制度などの社会保障制度が大きく変わろうとしております。 市民の皆様にとりましても大きな関心事であろうかと思います。時宜を得ての、また定期 的に御質問、大変ありがとうございます。。

それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の介護保険制度についての御質問にお答えいたします。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案、いわゆる医療・介護総合推進法案が本年2月12日に閣議決定され、現在開会中の国会において審議される予定となっております。

本法案は、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムを構築し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、介護保険法、医療法等の関係法律の

改正案を一括法案としてまとめたものでございます。

なお、本法案には、介護保険制度の見直しに関する項目も数多く盛り込まれております ので、その主なものを6つほど紹介させていただきます。

まず1点目として、特別養護老人ホームの新規入所者が、原則として要介護3以上の中程度の方に限定されることになります。原則としてと申し上げたのは、要介護1または2の方につきましては、認知症や虐待を受けているなどのやむを得ない事情により在宅生活が著しく困難であると認められる場合に限り、特例的に入所が認められることになるためでございます。

2つ目として、一定以上の所得がある方が介護サービスを利用する場合、利用者負担割合が従来の1割から2割に変更されます。この一定以上の所得の基準につきましては、単身かつ収入が年金のみの方の場合、年間の収入が280万円以上となる見込みでございます。

3つ目として、高額介護サービス費に係る自己負担上限額の見直しが行われます。具体的には、住民税課税世帯の方の上限額である3万7,200円について、医療保険の現役並み所得者に相当する方とそうでない方の2段階に分けられます。後者が3万7,200円のままであるのに対し、前者の現役並み所得者相当の方の上限額は4万4,400円に引き上げられます。

4つ目として、施設入所等における食費及び居住費について、住民税非課税世帯に属する方などは利用者負担が軽減される措置がございますが、この軽減を判断する基準に預貯金等の額や配偶者の所得、非課税年金の収入額が考慮されることになります。

5つ目として、要支援1または2の方が受けられる介護予防サービスのうち、訪問介護 及び通所介護につきましては、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行 します。移行時期につきましては、平成29年度までに全ての自治体で実施することとされ ております。

最後の6つ目でございますが、低所得者の保険料軽減強化に関する見直しが行われます。 第1号被保険者の介護保険料は、住民税課税世帯における本人非課税の方の保険料を基準 とし、それより所得の低い方についてはその度合いに応じて保険料が軽減され、逆に所得 の多い方については基準額から割り増しとなる段階別の保険料としております。これまで 最も保険料が低額であったのは、基準額に0.5を乗ずるものでございましたが、見直し後 の基準では、基準額に0.3を乗じた額が最低額となり、所得が少ない方の負担がより軽減 されることとなります。

以上、介護保険制度見直しの内容について主なものを6つほど紹介させていただきましたが、被保険者の方、とりわけ一定以上の所得のある方につきましては、これまでよりも 負担を増すものが多いようでございます。

介護保険制度の見直しに関しましては、全国一律に行われるものですので本市が対応できる部分は限られてまいりますが、最後に紹介させていただきました保険料軽減の強化につきましては、保険料の段階を幾つに分けるか、保険者である市町村の裁量となっておりますので、被保険者の方に過度の負担とならないよう配慮しながら検討してまいりたいと考えております。

また、要支援1及び2の方が受けることになる訪問介護、通所介護のサービスにつきましては、市町村が事業を実施することになりますので、サービスの質・量について市の権限において充実を図る必要が生じてまいります。現時点では具体的な取り組みについて申し上げられませんが、全ての市町村において移行が完了する平成29年度までにできる限りの努力をしてまいりたいと考えております。

続きまして、平成24年度からの3年間を計画とする第5期介護保険事業計画の検証についてでございますが、この3月末をもって第5期計画の2年目が終了いたします。本年度の実績は推計値となりますが、過去2年間を総括いたしますと、給付についての実績は計画値を下回ることになると予測しております。

その大きな要因としましては、昨年10月に入所定員が29名以下の地域密着型特別養護老人ホームを整備いたしましたが、当初の計画から半年余りおくれたこと、また平成24年度に事業開始を見込んでおりました定期巡回・随時対応型訪問介護看護、いわゆる24時間サービスについて現時点で整備できていないことが挙げられます。この24時間サービスは、地域包括ケアを進める上で核となる公的サービスとなりますので、ぜひとも早期に整備を図りたいと考えており、現在3度目となる公募を行っているところでございます。

次に平成27年度からの第6期介護保険事業計画についてでございますが、既に計画策定に向けた準備に取りかかっております。本格的な策定作業は平成26年度に入ってからとなりますが、このたびの計画では、従来の介護サービス量の推計をもとに介護保険料を算定するという目的のほかに、地域包括ケアの推進に向けた取り組みについて定めるという新しい役割が加えられております。まずは向こう3年間の介護サービス量の推計を的確に行い、適切に介護保険料を算定するとともに、次期計画が本市における地域包括ケアシステムの実現に向けた実効性のあるものとなるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の国保事業についてお答えいたします。広島県におきましては、全国に先駆けて平成32年度までに広域連合による運営を前提とした県単位化を図る方向性を、平成25年2月に国民健康保険事業のあり方として取りまとめ、市町と協議を進めようとしておりました。

しかしながら、昨年8月に社会保障制度改革国民会議による答申がなされ、12月には改革の方向性と実施の時期を定めた「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立いたしました。法律では、平成29年度をめどに国民健康保険の財政上の構造問題を解決した上で、県が財政運営を担うことを基本とし、市町村も積極的に役割を果たしながら国民健康保険事業の推進を図ることとされており、これを踏まえた新たな議論が求められております。

昨年10月には、広島県と県内の保険者が広域化等連携会議におきまして諸課題について協議いたしましたが、統一の結論には至っておりません。また、広島県市長会・町村会におきましても昨年6月に広域化検討協議会が設置され、関連機関との連携を図りつつ並行して議論が進められているところでございます。

一方、国においては、広域化に向けまして、平成27年の通常国会に関連法案の提出を目指すこととされております。地方の考えを反映させるためには、本年秋までに保険料の設

定方式や算定方法を初め県と市町との役割分担、収納率や保健事業のインセンティブなど について、県としての方針を取りまとめる必要があろうかと思います。

個別の検討に当たっては、作業部会等の設置が想定されておりますが、本市の被保険者の皆様にとりましてよりよい運営形態となりますよう、しっかりと意見を述べていきたいと考えております。また、後発医薬品の普及・啓発につきましては12月の一般質問でもお答えいたしましたように、差額通知の効果をしっかりと検証し、必要に応じて関係機関とも連携しながら一層の使用促進、医療費の適正化を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目のエネルギーの活用についてお答えいたします。現在、本市が直接実施する事務及び事業について、第3次大竹市地球温暖化対策実行計画を策定し、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減に取り組んでいるところでございます。この計画では、公共下水道事業等の一部を除いた市の事業に関する平成28年度の温室効果ガスの排出量を、平成23年度の排出量に比べて4%以上削減することを目標としております。

本市の事業に係る温室効果ガスの削減量ですが、第3次実行計画が取り組みの途中であるため、既に検証を行っております第2次実行計画の結果を説明させていただきます。第2次実行計画では、平成17年度の温室効果ガスの排出量を基準として、平成22年度の排出量を6%以上削減することを目標としておりました。検証の結果、基準年である平成17年度の排出量は二酸化炭素量に換算して約8,750トンであるのに対し、平成22年度の排出量が約7,950トンとなっており、目標としておりました6%を超える約9%の削減が達成できたところでございます。

温室効果ガスの排出量削減に係る主な取り組みとしましては、照明機器のLED化や設備更新時における省エネルギータイプ機器の導入、庁舎等の空調管理によるものでございます。また、平成23年度には本庁舎、総合市民会館、夢エネルギーセンターで、一般財団法人省エネルギーセンターが行っている省エネルギー診断を受け、専門家による省エネルギーに関する提案を受けております。この提案事項については、第3次実行計画における新たな省エネルギーに係る取り組みとして検討し、反映させているところでございます。今後も、本市の事業に係る温室効果ガスの削減に努め、第3次実行計画の目標を達成できるように心がけてまいりたいと思っております。

また、議員の御指摘のとおり、地球温暖化対策には自然エネルギーの導入も重要であると考えております。本市では、平成22年度に市立図書館に10キロワット、大竹小学校に30キロワット、平成24年度に小方学園に10キロワットの太陽光発電システムを設置し、自然エネルギーの利用に努めているところでございますが、今後も自然エネルギー活用については研究してまいりたいと考えております。

以上で、山本議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

**○副議長(上野克己)** 一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩をいたします。 なお、再開は15時5分。山本議員の再質問からを予定をいたしておきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~()~~~~~~

14時51分 休憩

 \perp

15時05分 再開

~~~~~~~~~~~

○議長(寺岡公章) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問及び総括質疑を続行します。

16番、山本孝三議員の再質問から行います。

16番、山本議員。

O16番(山本孝三) それでは、介護保険の問題について、重ねてお伺いをいたします。先ほど市長のほうから制度の改正内容を、6点あるというふうにお話がありましたが、これは実施はいつになるんですか。私が聞き漏らしたと思うんですが、もう一度実施の時期について説明をお願いします。

それと、この中には市町の段階で手当てをすべきものは1、2、3というふうにおっしゃって、6番目の項目にかかわって市として、この6番目の項目については取り組んでいくというふうな言葉があったと思うんですが、1から5までの項目については、これは法律で決めたから市町の段階では手の施しようがないということになるんですか。そこのところをもう一度説明をお願いしたいんです。

それで、平成24年度から始まった計画の検証、26年度はまだ年度が変わっておりませんが、24、25について一つだけその計画がまだ実施の段階でないというのが24時間対応の介護看護の問題ですね。しかしこれも言うなればそれが24年度から実施できるんで保険料の値上げの必要があるということで、これは値上げの根拠にされましたよね。これがいまだにサービスの給付ができないと、対応ができないということになると、これはやっぱりそう簡単にしようがなかったのうということで済まない問題じゃないかと思うんですが、あくまでこれは事業者が応募してくれなきゃどうにもならんということになると、計画の段階から何か見通しがないのに計画だけは組んで保険料の負担だけは先行させるということに聞こえるんです。どうなるんですか。25年度はもう3月ですから、すぐ26年度が始まりますよね。

それと地域密着型の特養についてですが、幸い飯谷に建設をされましたが、私も昨年オープンしてから、12月でしたか、施設の見学をさせていただきましたが、その時点では、29床のうち半数程度しか今のところ入所者がないというお話でした。その話の中で、残念ながら施設の位置が余りにも都市部と遠距離にある、そういったことで入所の条件としては入所を希望される方があっても若干遠慮される向きもあるんじゃなかろうかというふうなことをおっしゃいましたが、今はどうですか、入所の状況は。満杯になったんですか。

それで問題なのは、この計画書を見ても年々老人人口がふえて、27年度には32%に達するという見込みですね、老齢者の人口構成は。だからそういうことからすれば、地域密着型の29床の施設も早晩必要になるんじゃないんかと思うんですが、そこで待機者が240名とか200人とか言われるんですが、実態的に入所を希望される方というのはどこまで把握しとられるんですか。そういったことについて聞かせてもらいたいんです。

- **〇議長(寺岡公章**) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長兼福祉事務所長(正木丈治) それでは山本議員さんの御質問にお答えをい

-88-

たします。

まず初めに介護保険制度の6点ほど申し上げました時期でございますけれども、1つ、特別養護老人ホーム新規入所者、この関係の要介護3以上、この関係につきましては27年の4月というふうになっております。それと一定以上の所得がある方の利用者の負担割合を1割から2割へ変更されるという部分、これと高齢者高額介護サービスに係る自己負担額の見直し、もう一つ施設入所等における食費及び居住費について、この3点につきましては27年の8月を予定をいたしております。

それと要支援1または2、介護予防サービスの関係でございますが、これは答弁でも申 し上げましたけれども、平成29年度までに全ての自治体で実施をすると。

6点目の低所得者の保険料軽減強化に関しましては、27年の4月を予定をいたしております。

それと24時間の定期巡回サービスの件でございますけれども、その関係して介護保険の 予定どおりの事業は行われてはないということでございますが、今現在、過去2回の公募 をいたしましたけれども、事業者を決定するには至りませんでした。現在3回目の公募を 実施しておりますので、順調にいけば平成26年度の上半期に事業の整備ができるのではな いかと期待をいたしております。

それとその関係で保険料のお話がございました。保険料につきましてはそのように努力をいたしたいと思いますが、現実として保険料につきまして、この3年間ですから第5期が24、25、26年度と3か年を1つの期間としておりますので、そこで仮に保険料について余剰金が出た場合には、次期保険料のほうに充当させていただくというような形で制度化されております。

私のほうからはちょっと以上、お答えをさせていただきます。

- 〇議長(寺岡公章) 保険介護課長。
- **〇保険介護課長(佐伯隆文)** それでは、私のほうからは特養の入所状況でございますけど も、後飯谷にあります特別養護老人ホームにつきましては、29名の定員に対しまして今21 名から22名程度の入所でまだ満床にはなっていないというふうにお聞きしております。

それから待機者の関係でございますけども、ことしの県の調査によりますと、まだ後飯谷の分は入っておりませんけども、ゆうあいホームの関係でいきますと106名という形になっております。ただ実際に入所が本当に必要な方については30名弱ではないかというふうには認識しております。以上でございます。

- 〇議長(寺岡公章) 16番。
- O16番(山本孝三) それで登壇して市長にお尋ねをした項目があるんですが、これは社会保障改革諮問会議ですか、ここでの条文を見ると、市町の意見をよく聞くとか地方六団体の意見をよく聞いてそれを制度改正に反映させるように努力するというふうなことが書いてあるんですが、全国市長会等で具体的なそういったことへの議論なり、政府に対する意見の反映なりというふうなことはなかったんですか。

そのことが1つと、それから今の厚生労働省自体が、入所の必要のある希望される方は 全国で24万人という数字をいつも公表するんよね。この積み上げというのは市町から県、

県から国へ上がって、国もそういう集計をしとるんでしょ。この24万人の入所希望者があるということを国の機関が正式に数値として発表するのに、市町の段階じゃ、さっき言われるように200人希望者があるといっても実態はそうじゃないというふうなことをおっしゃったんでは、誰が一体正確な実態把握をするんですか。国も、市町から上がり県から上がって初めて全国集計をしたものを公表するんでしょ。その市町の段階でこう思いますとかこうでしょうとかいう話じゃ、正確な実態把握はどこで誰がやるんかということになるよね。だから今言われる100名程度でしょうとかいうことをおっしゃるんですが、その100名程度の中で入所をしようとする希望者は一体実態としてどれだけおられるんかというたら10名弱ぐらいでしょうと。どこを押さえたら我々に実態がわかる状況になるんですか。この106名というのはどこから出た数字ですか。その中で10名弱というのはどういう調査なり、把握の仕方をされたんですかね。そこのところをもう一度。

それで、その24時間体制もさることながら、通所でリハビリを受けたり、それから居宅介護をしておられる人の訪問介護、そのようなことの施設体制というのはもう大竹市の場合十分整っておるということで理解していいんですか。それとも通所によるリハビリとか、あるいは簡易なといってはおかしいかもわからんが、治療を少しは受けるというふうなことをしたい人の施設、それから居宅で介護を受けておられる方の訪問介護、市の場合それぞれの事業所がそれぞれの対象者を抱えて満足すべき状況にあるというふうなことですか。お願いします。

- 十 〇議長(寺岡公章) 健康福祉部長。
  - ○健康福祉部長兼福祉事務所長(正木丈治) まず、市長会において、介護保険制度について提案をしたりいたしております。昨年の6月、昨年の11月と2回にわたっていたしております。それにつきましては今議員質問の件も入っております。介護予防給付の地域支援事業への移行についてということで、市町村の財政力や基盤整備の状況が異なる実情などを踏まえ検討して結論を得ること、その際予防サービスを受けている要支援者が継続して同様のサービスを受けられること、地域の実情に応じて安定的に事業実施できるよう適切な支援と十分な財政措置を講じること、利用者に混乱が生じないよう十分準備期間の設定と周知・広報を行うことについて十分配慮することなどでございます。

今、地域支援事業の要支援の1、2の関係で通所介護あるいは訪問介護という件でございますけれども、29年度までに全市町村が実施をしなくてはいけなくなっております。多様なサービスを用意しろということがございますので、その既存のサービスも含めてNPO法人なり違う形でのさまざまな要望に応えられるようなものを用意していかなくちゃいけないということについて、このサービスの多様性を確保するということが私どもが今から29年に向かって準備を進めたいという一番の根幹になろうかと思っております。以上でございます。

- 〇議長(寺岡公章) 保険介護課長。
- **〇保険介護課長(佐伯隆文)** 待機者の件でございますけども、県の調査で106名というの を県のほうで集計をしております。先ほど御答弁いたしました、その中で30名弱程度とい うふうな認識を持っておりますけども、具体的な数字につきましては来年度から始まりま

す第6期の計画に向けて、また調査をしましてそれに反映させていきたいと思っておりま す。以上でございます。

- 〇議長(寺岡公章) 16番、山本議員。
- ○16番(山本孝三) だから県がその106名というのは、市が上げた数字じゃないわけね。 県は何を根拠に106名と言うわけ。大竹市としては次の3カ年の計画の中に、10名にせよ 入所したいという人がある以上何とかしてあげにゃいけんわいね。ほっとくわけにいかん でしょ。だから将来的に近い、また地域密着型にせよ性格は何にせよ、入所したい人の希 望に沿えるような施設の拡充なり考えにゃいけんようになるよね。だから実態がつかめな きゃ、そこがはっきりしませんよね、必要性が。

それで今この私どもの手元に配付されておる大竹市高齢者福祉計画・大竹市介護保険事業計画、これは担当の職員の皆さん、あるいは関係の事業者、あるいは関係の団体、社協なんかも含めて協議をされてこれはつくられたものじゃないでしょ。これはコンサルというんですか、民間の会社が委託を受けてつくったんでしょ。それで、その策定委員会の席に民間委託の会社の人が出席されて、それが皆さんに説明すると。担当の職員の皆さんも、市内の事業所でいろいろ苦労したり協力したりするような諸団体の皆さんの知恵が集約されたということでないから、議事録を読んでもこの3カ年計画の妥当性なり事業の実施にどう責任を持てるかというふうな議論は全くないんよね、議事録を読んでも。だからコンサルに頼んだり民間会社に委託して格好だけつけるような計画でなしに、27年以降の3カ年計画については、本当に担当職員の皆さんを初め各市内の関連事業所なり関連団体なり、そういう人の知恵や工夫、それで介護で苦労しておられるような方々の意見が生かされるような、やっぱり計画の練り方をすべきじゃないかと思うんですが、その辺どうですか。

それで、老人福祉施設という場合、ゆうあいの里のような性格な施設もありますよね。 自分で自炊ができる、許可をとれば外出もできる、またカラオケが習いたいとか謡曲をや りたいとか、お花をやりたいとかいうふうな趣味をお持ちの入所者は、それなりにそうい うグループに属してやっておられる。こういう生活ができる施設よね、ゆうあいの里とい うのは。こういう施設は規制があるんですか。

大竹がつくるといっても、大竹の場合、高齢者人口の割合からいえば必要ないといって 許可がおりんのですか。それともできるんですか。最近岩国などへもちょくちょく私も入 所しておられる方の見舞いに行ったりするんですが、自炊できる能力、体力、経済的な問 題もあるんですが、そういう人の集合体ですね、施設は。こういうのも幾つかありますよ ね。これも老人福祉施設といえば言える性格のものじゃないかと思うんですが、そういっ たことについて何か規制があるんですか。あわせてお願いします。

- 〇議長(寺岡公章) 保険介護課長。
- **〇保険介護課長(佐伯隆文)** 施設の設置につきましては近隣市町にも同様な施設がございますので、その辺を勘案して作成することになるとは思いますけども、特に規制があるというふうには認識しておりません。以上でございます。
- ○議長(寺岡公章) 計画について、どのようにしたかという、そのあたりも御答弁お願い します。保険介護課長。

- +
- ○保険介護課長(佐伯隆文) 次期計画におきましては、今回の計画もそうなんですけども、専門的な分析を要する部分は当然ございますので、当然コンサルの力も必要な部分がございます。ですけども、今議員さん御指摘のとおり実際に介護保険事業計画というか、その事業にかかわっている方にも意見をいただくのは適切かと考えておりますので、次期計画においては検討してまいりたいと思います。以上でございます。
- ○議長(寺岡公章) 1件目の介護保険制度については、再質問は次が最後になりますので お願いします。16番。
- ○16番(山本孝三) それでは国保の問題に移りますが、一番身近に思うことからちょっと 再質問させてもらいますが、登壇して私も、ジェネリックの普及の問題で県段階の会合が あるんじゃが、そういう席で県の指導も参加している市町の担当者からの経験も全然出ん のですか。具体的にジェネリックの普及によって医療費の抑制に役立つということが評価 されて実績も上げとるのに、何でこれを広島なら広島全ての市町村で取り組むような議論 なり県の指導、アドバイスなりやらんのかね。医療費が高い高いと言うことは言うけれど も、実際に効果のある方策については議論もしなけりゃ普及の努力もせん。それで安易に 保険料を上げると。そういう政治の体質を改めるべきじゃないかと思うんだがね。

大竹市も理論上250万じゃいうようなことを言わんと、実学的に成果としてはこうなるというところまで踏み込んだ対応はできんのですか。江田島市だって1,000万の成果を上げたというようなことが報道されて評価も高いのに、大竹市が250万で理論上の話だと。全部これは理論上の話ですか。呉にしても、江田島にしても。そんな手ぬるいことをやっとったんじゃどうにもならんでしょう。患者のためにも。国保の会計だってどこでも厳しい状況で、加入者の皆さんにはそれ相応の負担を求めなきゃならんという年々の悩みがあるわけですから、幾らかでもそこのところを軽減する医療費全体の抑制を図るという努力を何でせんのですか。改めてジェネリック普及の取り組みについて、腹づもりなり、これからの取り組みの内容を、こういうのを強めますとか数値目標をこういうように引き上げて成果を上げる努力をやりますとかいう話を聞かせてください。

それで、この国保の改正論議がされてもうかなり時間がたつんですが、実際に実施はいつを目指しとるんですか。私の聞いとる範囲では27年というふうにも聞いておるんですが、それまでに保険料負担の格差の問題や受診率の問題やら収納率の問題やらいろいろありますよね、違いが、市町村ごとに。その調整をどう図るかということで、市としての意見はどうなんですか。保険料についてはこうあるべきだと、例えば国がこの程度の援助をすべきだとか、拠出金でも出して一定期間は高い保険料の市町に対してはこういう手当てをするけれども、全体の平均値が出るまではこういう形でいったらどうかとかいうような意見があると思うんですが、市としてはどう考えておるんですか。受診率とか収納率とかいろいろ違いがあるわけですから、その足並みをそろえる上で協議もされとると思うんですが、市としての考えをまずはっきりさせないと、ただ集まったというだけじゃ意味がないと思うんよね。そこのところを聞かせてもらいたいんですが。

- 〇議長(寺岡公章) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長兼福祉事務所長(正木丈治) まずジェネリック医薬品の件でございますが、

-92-

+

ı

今現在本市におきまして、25年の1月から差額通知を行っております。これによりまして、 差額通知につきましては全体被保険者の5%ずつ、順次重複しないような形で皆さんに周 知できるような形で行っております。したがいまして、徐々にではありますけれども、効 果額は上がってきております。江田島市という例が出ましたけれども、今の私どもが把握 している部分でいけば、今現在でいけばそれに相当するぐらいの形のものがもう出てくる んだろうというふうに考えております。といいますのは、累積という形で全部出ておりま すので、私のほうでいけば今現在月額として100万円近い効果が出ておるという状況把握 をいたしております。これにつきましては継続的に通知を行いまして、その効果を徐々に 引き上げてまいりたいというふうに考えております。

それと、国保の広域化の関係でございますけれども、この関係につきましては昨年の12 月ですか、社会保障の関係の法律が、持続可能な社会保険制度の確立のための改革の推進に関する法律というのが成立いたしております。その中で国保の広域化ということが、県へ持っていくということが出ております。これにつきましては地方六団体の意見を聞いた上でそれを詰めていきたいということがございます。この1月にはその会議が持たれているというふうに思います。

大竹市とすれば、全国的な会議もございますけれども、県の主管課長会議、あるいは県の市長会においての協議も重ねておりますので、今、先ほどおっしゃられました徴収の問題、賦課の問題という、それと徴収を直接するのか、あるいはそれぞれの標準を決めて市町村でやるのか、基本的には大きな意味では、今現在でいけば都市部というところが赤字を抱えているというのが結構多いというふうになっております。その辺についてその周辺部の負担が多くならないようということにつきましても、これも市長会を通じましてその辺の負担が生じないようにということは申しておりますし、担当者の会議におきましても提案される、議論される内容につきまして大竹市の被保険者にとってよりよい制度となるように意見を申し述べてまいりたいというように考えております。

- ○議長(寺岡公章) 答弁いただいたようですが、いかがですか。16番、山本議員。
- ○16番(山本孝三) 県の会議は誰が出ているんですか。出たのはどなたかわからんが、何が議論になって何をどうしようというようなことを今作業としてはやりよるんじゃということをもう少しわかるように説明できんのですか。話がどうも曖昧模糊としてわからんのよ。どこまでどういう話があって、この問題についてはこういうふうな方向性が出たとか、このことについては国との折衝の過程でこういう国に要望を上げて、国もこういう対応をしようとしとるとか、国の関係を抜きにしちゃあどうにもなりゃせんからね。そういうことが全然我々に伝わってこんのよね。まだ、やれそれあした施行されるということじゃないから、それまでに市町の段階で十分な、我々の意見も含めてこうしてほしいとかこうあるべきじゃないかとか、意見の反映ができる場があるとすればそれも大いにやるべきだしやる必要があるんですが、何がどうなりよるんかわからんようじゃ手の打ちようもないし知恵の出しようもないわけで、もう少しあからさまにというか具体的に我々に中身が伝わるような話はできんもんですかね。
- 〇議長(寺岡公章) 保険介護課長。

- +
- ○保険介護課長(佐伯隆文) 広域化の課題についてお答えいたします。広域化の課題については大きく2つ挙げられております。広域化後の保険料の賦課のあり方、これは県内均一で賦課するか、あるいは各地域ごとで不均一に賦課をするか。それと国保の業務に係る県と市町の役割分担、これについては被保険者の資格管理、医療給付に関する事務、保険料の賦課及び徴収に関する事務、保険事業に関する事務、これを県と市町でどう分担していくかということを課題として協議がされているところでございます。以上でございます。
- ○議長(寺岡公章) 出席者はどうなりますかね。課長。
- **〇保険介護課長(佐伯隆文)** 協議は2つございまして、1つは広域化検討協議会、こちらは構成員が市長会と町長会ですかね、それから県が入っております。こちらの構成は広島市、呉市、府中市、坂町、安芸太田町、神石高原町と広島県となっておりまして、こちらの会議のほうには直接大竹市は入っておりません。

それから広域化等連携会議というのがありまして、これは国保の担当課長が集まる会議 になっております。前回の会議はちょっと私は議会の関係で出席できませんので、担当係 長のほうが出席しております。以上でございます。

- **〇議長(寺岡公章**) 答弁ありましたが、いかがいたしましょう。 16番。
- O16番(山本孝三) それで、限られた時間に答弁いただいて、さらさら話を聞いてもなかなか整理が難しいんよね、私も。それで、今議会中に国保の特別会計の審査も予定がありますんで、そういう場でわかるような、ひとつ資料を用意してもらいたいと思うんじゃが。そういうことがないと、なかなかこういう場でさらっと聞いてもわかりゃあせんですよ、そりゃ。さっきから言うジェネリックの問題でも江田島とえっと変わりゃあせんとおっしゃるんじゃが、えっと変わらんのに大竹市の数値というのはその4分の1ぐらいしか話としては出んのですから。どうやって理解せえと言われても理解できんでしょう。だから26年度はこういうふうにやると、それから手法は江田島も廿日市も大竹も呉も変わりゃあせんのじゃと。目標数値はこういうように掲げてやったり実績数値がこうじゃおっしゃるが、大竹の実績として250万円、少なく見積もっても100万円は削減できたとおっしゃるんじゃが、そのことが理解できにゃ、何回繰り返して質問しようが答弁もらおうが納得できんわけね。

それで担当課のほうでは、江田島はどういう手法でジェネリックの普及をやっとるか実績としてどういう評価をしとるかというようなことは、問い合わせをするなりその手法について聞くなりできるわけでしょ、一々行かんでも。呉にしてもね。呉なんか全国から注目されとる市ですから。そういうところで可能な範囲の手法、手だては大竹も生かしていくということにすれば、理論上の話でなしに実体的な成果につながることになりゃせんかというのも私の思いなんですが、そこまでやってみたらどうです。目標もはっきりさせて。江田島に負けんぐらい1,000万円ぐらいの目標を掲げてね。そういうお気持ちはないですか。

〇議長(寺岡公章) 保険介護課長。

+

**〇保険介護課長(佐伯隆文)** 差額通知の実績についてでございますけども、平成25年12月

-94-

議会の一般質問で、平成25年2月から7月までの6カ月間で260万円の削減効果があったというふうに答弁させていただいております。毎月新規の通知者が発生しておりますので、比較対象者は増加しておりまして、効果額も増加してまいります。2月から11月までの9カ月間で約530万円の削減効果があったというふうに見込んでおります。このやり方は江田島市のほうにも問い合わせをして、やり方は同じというふうにお聞きしております。それで1年経過した場合につきましては約900万円から1,000万円程度は見込んでおりますので、ほぼ江田島と同水準だというふうに認識しております。以上でございます。

# 〇議長(寺岡公章) 16番。

○16番(山本孝三) それでは最後の自然エネルギーの活用について話を進めたいと思うんですが、先ほど市としての取り組みの成果、超過達成ということで成果を上げておられるんですが、今年度予算に上がっておる予定される事業で、木野の集会所に2,400万円投じて太陽光パネルを設置されますよね。これは設置された暁にどういう需要の対応になるのか、2,400万円に対応する効果、それはどういうふうな見込みになるんかということをひとつ聞かせてもらいたんです。

それから大竹小学校の30キロワット、小方学園の10キロ、市立図書館の10キロ、これは それぞれ事業費を幾ら使ってどういう効果につながっとるんですか。施設として中電から 電気を買わんでもええというような状態なんですか。そこらあたりをひとつ聞かせてくだ さい。

それで登壇して申し上げましたが、県内では世羅町が、太陽光発電の民間への、市民の皆さんの居宅に設置をするという事業を県内では一番普及率が高いと言われているんですが、ここでは3万円から10万円の補助要綱をつくって、補助条例ですか要綱じゃなしに、条例をつくって普及に努めておるという経験が報道されておりますが、これは大竹市として考えてみる必要があるんじゃないかと思いますけどどうですか。

それと水力発電の問題で、全国各地で今小規模河川の水位を利用しながら自然エネルギーの活用を進めるということに取り組んでおられますが、大竹の場合、今まで研究されて、そうはいってもこういう難問があるとかこういう障害があるとかいうふうなことで踏み込んだ取り組みはしてないんだということなのか、改めて今から考えてみたり研究もしたりしようかということなのか、その辺のことをまず聞かせてください。

#### 〇議長(寺岡公章) 自治振興課長。

- **○自治振興課長(吉田茂文)** 木野集会所の太陽光パネルの件でございます。国のニューディール基金を活用しまして、新年度、木野集会所に太陽光発電システムを設置したいと考えております。これによりまして、木野集会所は避難施設となっておりますので災害時の停電時に蓄電池からの自家発電ということで対応できますし、通常におきましても木野集会所でかかります電気料について賄い、もし余力の電力がありましたら売電も検討していきたいと考えております。以上です。
- 〇議長(寺岡公章) 総務学事課長。
- ○総務学事課長(野崎光弘) それでは、大竹小学校と小方小中学校の太陽光発電について お答えします。

発電する量なんですけれども、学校で使う全ての電力を賄える量というわけではなく、 太陽光によって発電された電力を付加するというふうな形だというふうに認識しておりま す。余剰が出た場合売電という形で販売する契約となっております。以上です。

- 〇議長(寺岡公章) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(青森 浩) 続いて、1点目の世羅町のほうで補助金をやっとるということでございますが、もともとは県の事業で、平成21から23年まで同様の事業も大竹市もやっておりました。24年以降はやっていないということでございますが、当時検討させていただいたときの理由としまして、国の事業で実施して23年で終わったということについて国・県の方針を踏まえて検討した結果、24年からやらないということにしたんでございますが、その理由としては2点ほどあります。まず1点が、県に設置されました再生可能エネルギー推進構想検討会、ここで提言が出されております。これは平成23年12月中間まとめという形で出されております。その中で当該補助制度が太陽光発電等設備を設置できない個人や企業にとっては不公平であるという指摘があり、施策として不適当であるという見解がなされているというのが1点でございます。

それからもう一点は、各世帯の太陽光発電により発電された電力は電力買い取り制度が適用されますが、この制度により電力会社が買い取る費用は太陽光発電促進付加金、太陽光サーチャージといいますが、これとして通常の電気料金に上乗せがあるということから、電気利用者全体が負担する仕組みとなっているということにとっては、太陽光をつけていない方にとってはさらなる不公平感があると、それが否めないということから、当時新たな制度としては見合わせたところであります。ということで新年度もそういう検討はしておりません。

それから風力発電でございますが、当時いろんな自然エネルギーという中で、まず太陽 光については取り組んだという実績はあるんですが、先ほど答弁もありましたが、基本的 には補助率が10分の10であるということで費用対効果、市の支出が少ない中での自然エネ ルギーの活用ということで太陽光に取り組んできたところでございます。

それ以外につきましてははっきり具体的に詳細に詰めたわけではございませんが、一般的に風力につきましてはなかなかいろんな問題、例えばつけたはいいけど風が当たらなかったとかいろんな問題もありましたので、特に詳細には検討していません。

それから先ほど最初の登壇の質問でもありました水力発電、これにつきましてもまた非常に事例は少ないということで、大竹市としては今のところ検討しておりません。以上でございます。

〇議長(寺岡公章) 16番。

+

○16番(山本孝三) 23年24年当時、太陽光発電が県の事業を財政的な裏づけも含めて普及した時期があるが、県段階でいろいろ議論されて不公平だというようなことが言われ出してやめたと、こういうふうに聞こえたんですがそういうことですか。何が不公平なのか。世羅町が今のような条例までつくってやりよるのは、県も不公平だからというんで行政指導でもやったという話は聞かんがね。どこに不公平があって何を根拠に不公平だというのかが私にはわからんけどね。

-96-

それで市として、県が補助金でもくれるからやるとかやらんとかいう話ではなくて、市が独自にそういうことへの踏み込んだ考えで対応をしたらどうかということが私の質問ですから、たまたま県のそういう援助の措置なり国の奨励なりがあったということでしょうが、改めて市としてそういうことについての踏み込んだ対応をしたらどうかということを私としては申し上げよる。

あわせて水力の問題が、水力も今部長がおっしゃるのは需要がないからとおっしゃるん ですが、需要があるないというのはどういう根拠でそうおっしゃるのか私はわからん。電 力の需要があるんだから、中電から買うか地産地消の開発をやって供給するかというだけ の違いで、需要があるのは間違いないでしょう。何で需要があるかないかというようなこ とをおっしゃるのかようわからんのじゃが。じゃあ、それで河川といってもいろいろ規制 があったり管理する機関が違いますから、市が勝手に思ってもそりゃなかなかすんなりで きるかどうかという問題はあるんですよ。これは今国でも国交省も検討中ですから。全国 そう変わらんのだから河川の形態、それから都市部を背後に控える山の急斜面を流れる河 川、えっと変わらんような日本全体の状況ですから、国交省も河川管理上、手続なり許認 可のことについては鋭意検討して便宜を図る方向で努力するというふうなことを言ってい るんですよ。大竹の場合もそういうことを一方ではやってもらいながら、同時に市として の積極的な踏み込んだやっぱり対応があってもいいんじゃないかと思うんで、こういう場 で質問させてもらいよるんで、決して私は需要があるとかないとかいうようなことを先に 言うたんじゃ、話は全然前へ進まんじゃろうと思うんだがね。研究してみたり、河川の利 用についてどういう法的な制約があるかというようなことを調べてみたりしながら水力発 電について前向きで研究もしたり取り組んでみようという気持ちはないですか、市長。

### 〇議長(寺岡公章) 市民生活部長。

**〇市民生活部長(青森 浩)** 3点ほど御質問があったものですので、先にお答えさせても らいます。

まず1点目の不公平感ということでどうかということでございますが、あくまでも県の検討委員会の提言で、有識者の提言の中で申されておると。市としてもなるほどそうだなというふうに理解したと思うんですが、要は太陽光ってそんな安いもんではありませんので、補助金については当時7万円でした。そうしたときに、やはり多分200とか250とかかなり大きな金額になりますので、そのうちの7万円の補助ですので、やっぱりやろうにもできないという方もいるという中で不公平だというのが当時の県の見解だったというふうに認識しております。

それからするかしないかということでございますが、26年度については予算要求をしておりません。27年度についてはまた改めて検討したいと思いますが、当時の発想としましては21、22、23全部100%補助でやっておりますので、いざやるということになると100%市の一般財源ということになりますので、その辺も含めて非常に厳しい選択にはなると思いますが、検討をさせていただきたいと思います。

それから3点目の需要がないという、ちょっと私の発音が悪かったんだと思うんですが、 需要でなくて事例が少ないということを申し上げました。先ほど高知県の梼原町の事例と

かを出されましたが、広島県内で小水力発電というのは全部で27カ所あります。その中で当時河川水を発電用として用いるためには、今委員御指摘のとおり水利用に影響を与えないこと、要は水利権の確保が必要であることで、新規にやるというのは非常に難しいというのが現状でございます。広島県内の27カ所といいましても、そのほとんどは昭和20年代から30年代、中山間地域の電力が不足している地域にやられたというのが事例でございます。唯一あるのが北広島で平成15年に1カ所やられているというのが事例でということで、事例は少ないと、需要でなくて事例が少ないという説明をさせていただきました。

その中でちょっと梼原町の事例を調べさせてもらったんですが、2億円余り事業費がかかっております。交付金で4割出ております。ということは通常であれば6割は一般財源ということになるんですが、人口が3,800人規模でございますので多分一般財源ということはないと思いますので、聞いてみると当然過疎債を利用して建設されたということでございます。なかなか大竹市の場合に過疎債の適用はないと思いますので、一般的にもしこれをやるということになると市の負担も5割以上の負担が出てくると、一般財源で出てくるという中では今現在の制度では非常に難しいのかなというふうに思っておりますので、今後売電価格、その変動状況あるいは国の補助制度、そういったものの変動を見ながら将来的に検討していきたいと考えています。今現在では水力については非常に難しいのかなというふうに思っています。以上でございます。

#### 〇議長(寺岡公章) 市長。

+

○市長(入山欣郎) 太陽光発電について県の補助制度等ができた当初から私は不公平であると、この制度は長く続かないということで積極的に進めませんでした。というのは、今ついている御家庭を見られたらわかるとおりで、その当初の二百数十万円を支出してつけられるということができる御家庭というのは限られた御家庭でございます。そしてキロワット時43円で購入するということで、その差額の費用は全部一般の市民の皆さん方、つけられない市民の皆さん方が負担されるということで、この制度はおかしいというような思いを最初からいたしておりました。案の定、今三十数円に値段が落ちてまいりました。電力は市民の皆さん方の生活の中で負担の大きな要素、金額でございます。これが安くできるということ、経済的な効果ということも考えながら物事を進めていく必要があるというふうに考えております。

今小規模での水力発電についてはどうかということもございましたが、これも経済性を考えた中でやはり進めていく必要があろうかというふうに思います。また二酸化炭素の削減の中で水力発電という効用につきましては、大竹の地では玖波発電所、水力発電所、弥栄発電所がございまして、2万700キロワット、常時出力は6,000キロワットでございまして、平成25年から1月、12月等については7万9,551.8メガワットアワー。要するに大竹の家庭でいきますと、一般家庭2万9,000軒が水力発電で全部賄えるという状況にもございます。大竹の町は水力発電で一般家庭が全部生活しているような状況もあるということ。やはり経済的な理由が一番大きな理由で、補助制度については非常に難しい問題であるというふうに自分自身は認識をいたしております。これから国を挙げてどういう電力政策をとるかということについては、まさに国民の皆さん方としっかり議論する、またこういう

場面で議論する中でどうかということを決めていくべきだというふうに考えております。 以上でございます。

- 〇議長(寺岡公章) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(青森 浩) 済みません、1点ほど訂正をさせてください。先ほど起債と補助金という言い方をさせていただいたんですが、今の事例は北広島町の事例でございました。補助金が半分、起債が半分ということでございます。それから梼原町の場合はかなり環境モデル都市宣言という形でやられておりまして、いろんな形をやられとるみたいで、交付金4割の残り以外については基金を積み立てておりまして、基金の取り崩しにより建設したということでございます。申しわけありません。
- 〇議長(寺岡公章) 16番、山本議員。
- ○16番(山本孝三) 水力発電ということに、私としてはもう少し目を向けた踏み込んだ研究なり調査なりしたらどうかということを申し上げておるんですが、そのことについては今市長から話があったように、どうもそこまでの気持ちは動いてないというふうに感じるんですがね。しかし建設部のほうでも河川管理者の許認可の問題なり、それから現に水力発電をエネルギーの地産地消ということをうたって、市を挙げて取り組んで成果を上げている市や町もあるわけよね。そういうことの実態を調査もしたり、した上でもう少し目を広げた考えなり対応をしていくというふうにすべきじゃないかと思うんですが、せめてそこのところはどうですか。それすらもやらんということなんかどうかね。
- 〇議長(寺岡公章) 市長。
- **〇市長(入山欣郎)** 今御提案をいただきましたので幅広く勉強させていただき、また、ただただ経済的な議論だけではなくて、先ほど議員がおっしゃられたように観光的なこととかほかの要素からでもいろんなことを検討してまいりたいというふうに思います。御提案ありがとうございます。
- 〇16番(山本孝三) 長時間ありがとうございました。終わります。
- ○議長(寺岡公章) 続いて10番、日域 究議員。

[10番 日域 究議員 登壇]

**〇10番(日域 究)** 皆さんお疲れと思いますが、際どい時間になりましたけど、目が覚めるような質問をしてみたいなと思います。どうぞ御清聴よろしくお願いいたします。

きのう大竹中学校の卒業式がございました。私も参加させてもらいましたけど、最近の卒業式というのは余り教訓めいたことを述べないんかなと思いますけども、その中で祝辞を述べられた大竹市長、札幌農学校のクラーク博士の有名なせりふ「ボーイズ・ビー・アンビシャス」を引き合いに出して、なかなかいいお話でした。「青年よ、大志を抱け」、そこまではみんな知っている。でもその次が大切なんだ。「ノット・フォー・マネー」ぐらいまでは私はわかりましたけど、要するにお金のためではなく、けちな名声のためでもなく、人間の本分をなすべく大志を抱け。ビー・アンビシャスって後で調べたんですけども、そういうせりふが何度も出てきました。それがクラーク博士の残した言葉だという祝辞でした。卒業する生徒たちに市長が述べられましたその祝辞、その中学3年生たちに恥じることのない答弁をお願いしたいと思います。

 $\perp$ 

この20年間、20年以上かもしれませんが、大竹市を揺さぶってきた大きな問題が大願寺の問題でございます。土地の処分はもう2年前に終わりましたけども、今も大きな2つの問題を残しております。1つは言わずと知れた土地処分に係る問題、もう一つは大きな大きな借金でございます。では最初にこの借金のほうから質問してみたいと思います。

市長はもう随分前から自分は借金を幾ら減したっていうことを、そういう実績を強調さ れています。あるとき調べてみたんですけども、大願寺の借金そのもの、大願寺由来の借 金と言わせてもらいます。一般会計が土地造成会計から土地を買ったりしていますから、 会計別に見ると今ぐちゃぐちゃになっていますね。でも大願寺由来の借金っていうものは、 ことしのこの3月31日現在、平成25年度末で21億円減っています。平成18年の3月末だっ たかな、127億円から返済が始まったんですけども、8年間で21億円減っています。これ には大願寺の土地を売った売却代金も含まれています。大願寺の土地を売ったとき、もち ろん学校部分は売っていませんけども、売って結局127億円が21億円減った、大体6分の 1ですね。まだ6分の5は残っています。この数年間といいますか8年間というんかな、 減ったのは大願寺の借金じゃないんですね、主に。一般という言い方は当たってないかも しれませんが、大願寺由来の借金ではなくて、その他の起債の残高が減った。これは結構 一般市民から見ると勘違いしやすい部分じゃないかと思うんですけども、借金が減ったと いうことが、大竹市の財政全体を見たときに、これは市長が努力をして工夫をして一生懸 命減してきた成果なのか、あるいはそうじゃなくて、もう自動的にこんなことぐらいしか、 こうしかならなかったっていう、そういうものなのか、そのあたりをちょっと質問してみ たいと思います。お尋ねしてみたいと思います。

民間の企業と大竹市といいますか地方公共団体の財政って、ある部分で随分違います。 民間はもう自助努力ですから自分の成果で自分が頑張るだけしかないわけですけども、行 政っていうのは財政が保障されていますよね。さっきも梼原町ですか、それからどこか前 の山本議員の質問で出ていましたね、過疎債がどうとか交付税がどうとか出ていましたけ ど、基本的に財政力のすごく弱い自治体があります。すごい強い自治体もあります。違う かってほとんど違わないんですよね。財政の足りない部分は地方交付税っていうものが支 給されますから、それで財政需要は満たされるわけです。今から予算委員会が始まります。 そうすると毎回財政推計の表、資料要求の中に必ず入っていますけども、何年か先には財 政力が落ちるからどうするんだという質問がありますけども、財政力が落ちたら、今の制 度がある限り交付税が補塡してくれます。財政力が上がれば交付税が下がります。そうい うことによって歳入の部分というのはかなり安定しているわけです、どんな町であっても。 問題は、どうやってその歳入の部分を有効に使っていくか、無駄をせずに使っていくか ということが地方自治体の、私は財政の本分といいますか一番肝心な部分だと思います。 だから大願寺の百二十何億の借金をつくったにもかかわらず、それがために、その成果と して東栄の工業団地ができた。これは事実でしょうしありがたい話ですけども、そこから 上がる固定資産税の4分の3は交付税が減りますね。要するに、その成果は国が持って帰 るわけですね。お国が歳出しなくていいわけですから、国が持っていく。大竹市には戻っ てこないわけです。そういうショックアブソーバーのような仕組みになっていまして、そ

の中で結果として大願寺の127億円というのが残ってしまったわけです。

これは交付税の計算の外側にありますから、大竹市の基準財政収入額というものがあって、それは税収がふえれば交付税が減る、税収が下がれば交付税がふえるという環境の中において安定しているわけですけど、その安定している中から127億円を何とかして払っていかなくちゃいけないわけですね、その元利を。これはすごい厳しいことですよね。そういう説明はほとんどないまま何かよくわからずに借金の総額が減ったと言われても、これは市民を惑わすものじゃないかと思うんですけども、今財政全体を眺めての、その借金の減少した理由といいますか意味合いといいますか、そういうものをぜひわかりやすく説明してほしいと思います。

それではもう一つの問題です。土地の処分のプロセスにかかわる問題です。大願寺開発事業っていう言い方をしていいのかなと思いますが、土地の売り上げで借金を返すという事業でした。当初の計画は残念ながら挫折しましたが、それでもとにかく土地を少しでも有利に売ることが市にとって最優先の課題だったはずです。それにしては、さきの住宅用地売却のずさんさは一体何だったんでしょう。価格の問題は住民訴訟に委ねることとして、ここでは市の手続について質問してみたいと思います。

不動産評価審議会というものがありましたね。これは正式な市の中の審議会ですけども、7億1,300万円、妥当だとしたわけです。それっきりになっています。その後始末はどうなるんだろう。これが1点目です。その後公募をやっていますけども、公募って一体具体的には何をするんですかね。新聞広告を出すんだという話も聞いたような気がしますし、インターネットに出すのは出していますから、これは事実でしょうね。それ以外どういうことをするのかちょっと教えてほしいと思います。具体的にですね。

それで業者が決まっていろんな手続をして、最後に事業者選定委員会っていうものをやっています。これも記録によると午前中にプレゼンテーション、説明を聞いて、午後から決めたんですかね、そんな記録になっています。午前と午後、時間順にどういうメンバーでどういうことを決めたのか、やったのか教えていただきたいと思います。なぜそのような質問をするかといえば、売却承認を議決した平成23年12月12日でしたか、生活環境委員会において市長のこういうコメントがあります。「先行きの見えない中での事業計画をしていただきまして、それも詳細にわたって緻密に計算された中での提案というふうに見させていただきましたが、応募ができたのは、やはり先ほど担保がとれるかというお話がありましたが、金融機関からの事業計画についての承諾がなければ当然応募ができなかったわけでございます」。そうでしょうね。私もそうだと思います。

これは最近聞いたことですけども、プロポーザルってどんなふうにやるんだろうと思って、参考ぐらいになるかなと思って、この前県に電話してみました。一般論でプロポーザルってどのくらいの期間を与えるんですかっていう質問をしたんだと思いますが、最短で16日間、通常が24日って言ったかどうか忘れましたけど、1月足らずくらいが通常でした。2,500万円を超える政府調達だと46日間がとってあるという話でした。

そう考えると、今回あの土地をあんなふうに買って何とか処分するってことになるんで すが、それにしては期間が非常に短いわけです。にもかかわらず購入したこの会社は、鑑

定評価額の半額以下である3億5,000万円で購入することを前提にだと思います。メーンバンクではない金融機関と緻密な事業計画を立てたんですね。しかもその会社の過去の実績をはるかに超える計画です。そういう計画にその金融機関が乗ってくるわけです。金融機関も話に乗ってきてでき上がったわけです。その時点で、確かこれは課長の答弁か何かにあったと思いますが、80区画のハウスメーカーからの予約が入っている、そんなことでした。大変緻密な計画です。内容から考えて、もし用意ドンで2週間しかなかったら、こんなことは果たして可能でしょうか。

その前に、これも課長のお話にありましたけど、その前から営業に来ている会社は何社かありました。数社だったかな、数社ありましたっていう話もありましたけど、この会社はその営業に来ていた会社の中の1社なんでしょうか。そこもちょっと教えてほしいと思います。今4つ質問しました。

ここからはちょっと人から聞いた話ですけども、一方で、公募っていうのが平成23年11月10日からでしたかね、その1カ月余り前、9月の下旬に市長から大願寺の業者はもう決まったっていうふうに聞いた議員がいます。それは私は証拠はありませんよ、聞いた話ですからね。そういうことを聞くと、果たして公平・公正に行われたんであろうかっていう気がいたします。また、何社か営業に来たっていうお話があります。もちろん平成20年ごろから、ひょっとしたらその前からずっと土地はあるわけですからいろんな人が来たのかなという気もしますが、3億5,000万円より高い金額を提示した業者がいませんでしたか。もちろんその公募期間中にはなかったんでしょうね。もう瞬間蒸発みたいな、たった2週間ぐらいで書類を出せって言われたら出せないかもしれませんから、それは出せないかもしれませんが、3億5,000万円より高い価格をつけた業者がいたのかいなかったのか教えていただきたいと思います。それが5つ目です。

その次が最後の事業者を決定した事業者選定委員会のことです。市の公募の公告に、応募者の全員が不採用になることもあり得ますっていう意味の文言が入っています。どういうことかというと、たとえ1社であっても評価を行うっていう意味ですね。実際に評価した点数は公表されています。しかし何度お願いしても、その個々の評価シートは出してもらえません。私は何人か、そのときのメンバーに評価点をつけたかねって聞きました。つけてないっていう人は複数名いました。忘れたって、ロッキード事件の証人喚問のように記憶にない、もう2年前じゃけえ忘れたいねって言った人は1人いました。でも誰一人つけたっていう人がいないんです。このことは名指しをして申しわけありませんけども、非常に申しわけないと思いますけども、ここにいる方の中で当時の委員さんで、しかも上に判こを押していない方っていうと総務部長だけなんですけども、総務部長は書かれましたか、書かれませんか。書いたとすればさっきの時間的なことを言いましたけど、11月29日の朝から夕方までプレゼンと何かあったみたいですけども、どの時間帯でどのように書いたかお尋ねいたします。それがないと、この売却は公正なものではないっていうことになるわけですね。ぜひそこのところをお尋ねしたいと思います。

檀上での質問はこれで終わります。非常に大切な問題なんで、どうぞ腹をくくって御答弁ください。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

#### 〇議長(寺岡公章) 市長。

#### 〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長(入山欣郎) 議会で議論すべきこと、一番大切な役割を放棄して司法に任せるという中でのありようでございます。ここでの答弁については非常に制約された中での答弁になりますので、お許しをいただきたいというふうに思います。

まず1点目の大願寺関連の地方債残高がなぜ思ったより減っていないのかについてお答えいたします。

土地造成特別会計の地方債残高は、平成25年度末で約69億8,000万円の見込みとなっております。平成17年度末の126億3,000万円から見ますと、約56億5,000万円減少しているところでございます。しかしながら、議員御承知のとおり、自然公園用地として発行した一般会計分を含めた大願寺関連の地方債残高は、平成26年度末見込みで約105億8,000万円となり、約20億5,000万円の減少となっております。

土地造成特別会計の債務の平準化を目的として、私が就任する以前、平成18年3月に説明させていただいております内容は、工業団地として借り入れの許可を得た77億4,000万円を土地造成特別会計で返済し、残りの48億9,000万円を一般会計が地方債を財源として自然公園用地として購入するというものでございます。わかりやすく申し上げますと、土地造成特別会計の地方債の一部を一般会計の地方債につけかえ、土地造成特別会計と一般会計の両会計で、長い期間をかけて少しずつ返していくというものでございます。議会の決断もいただいたこの枠組みについては、現在も変わっておりません。

また、大願寺関係の地方債の元金償還は、据置期間もあり、平成20年度から始まっておりますので、実際は6年間で約20億5,000万円の地方債残高が減少しているということとなります。

この地方債を実際にどのように償還していくべきかについては、平成17年度に平準化が決定された時点からの課題であり、市長就任直後から引き継いだ大変重い課題でございました。そこで解決の道筋をつけるために平成20年3月に議会にお示しし御理解いただいたとおり、土地造成特別会計につきましては、主に大竹工業団地からの税収の約4分の1の繰出金と土地売り払い収入を財源として解決していくという返済スキームを現在も続けているところでございます。

また一般会計分の取り組みにつきましては、市民の皆様の生活に極力影響が出ないようにしながら、なお、やるべきことを確実にやっていくために、これまで歳入・歳出両面から行財政改革に取り組んできたところでございます。その主なものといたしましては、歳入面では特別交付税の増額要望を続けており、平成17年度と平成24年度の単年度比較では約1億7,000万円増額しております。また歳出面では、トータルでの人件費を4億9,000万円削減しているところでございます。

平準化の目的は、市民の皆様に過度の負担をかけずに今やるべきことをやること、確実に地方債残高を減らしていくことだと理解しております。財源の見通しがないまま126億3,000万円という大きな地方債を短期間で解決することとなると、市民の皆様方に大変な影響が出てくることは御理解いただいていることと思っております。大願寺関係の地方債

が一般会計と特別会計に分かれており、一見するとわかりづらく、また平成18年当時から 8年という時が経過し、小方ケ丘地区が大竹市のすばらしい財産へと生まれ変わったこと で全てが解決したかのように思われている市民の方もいらっしゃるかもしれません。

しかしながら、今後も長期にわたり地方債の償還を続けていかなければならないことは 事実であり、平成18年当時の計画から変わるものではございませんし、職員一同、いま一 度確認しておく必要があると思っております。そしてこれからも安定した財政運営を継続 的に行うためには、さらなる効率的な財政運営と効果的な施策の推進に取り組まなければ ならないと考えております。

続いて、2点目の大願寺住宅用地の売却に関する諸手続についてお答えいたします。まず不動産評価審議会の決定はどうなるのかについてですが、不動産評価審議会の任務は、価格の決定前の不動産の評価について審議するところでございます。この審議結果を参考に、入札に付する場合は最低価格を、また公募抽せんにより売却する場合は販売価格を最終決裁権者が決定することとなっております。

次に事業者選定委員会についてですが、大願寺地区造成地土地売払い事業の経過を申し上げます。まず平成23年11月9日に、当該土地売却に関する募集要項を公表いたしました。この募集要項では、土地売買契約の相手方の決定方法として、応募者から提示を受ける購入希望面積及び購入価格、提案内容等を総合的に審査し、土地売り払いの相手方として最適と見込まれる者を選定するプロポーザル方式により実施することとしておりました。平成23年11月25日を申込期限としたところ、御承知のようにエポックワン有限会社及びアオイ不動産有限会社の2者から成るグループから平成23年11月25日付で応募がございました。大竹市大願寺地区造成地土地売払い事業実施者選定委員会による一連の審査につきましては、次のとおり報告を受けております。

まず事業実施者選定委員会に対するプレゼンテーションが平成23年11月29日、午前10時55分から12時の間、当該グループの代表者が参加し行われ、このプレゼンテーション実施後、事業実施者選定委員会の11名の委員は評価シートにより評価を行い、事業実施者選定委員会の事務局に提出されたとのことです。

各委員の評価表を事務局において取りまとめた後、同日午後3時30分から4時55分の間、事業実施者選定委員会を再開し、事務局が評価シート集計結果を資料として提出し、委員により審査が行われた結果、応募者を選定業者とすることについて「了」とする結論に至ったと報告を受けております。

その後、平成23年12月5日にエポックワン有限会社及びアオイ不動産有限会社と土地売 買仮契約書を締結いたしました。

このように、大願寺地区造成地土地売払い事業については、募集要項等に基づき、適切に処理を行い、事業者選定に至っております。大願寺地区造成地売払い事業については、議会の皆様方の賢明な御判断により議決していただき、また厳しい社会情勢の中、大願寺地区造成地を買ってくださった業者の方には感謝をいたしております。

以上で、日域議員の御質問に対する答弁を終わります。

### 〇議長(寺岡公章) 建設部長。

-104-

+

ī

### 〔建設部長 長谷川寿男 登壇〕

**〇建設部長(長谷川寿男)** ただいまの答弁以外の御質問に対してお答えさせていただきます。

まず公募の方法でございましたけども、11月10日付で新聞関係、新聞といいますか日刊 建設新聞、それから中建日報、中国建設情報社の3社に対しまして、公募についての情報 提供をさせていただいております。詳細につきましては市のホームページのほうで要項等 を掲載しております。

2点目の営業に来ていた会社かということでございますが、営業に来られていた会社で ございます。以上です。

- 〇議長(寺岡公章) 日域議員。
- ○10番(日域 究) 営業に来ておられたんですか。今の市長のお話、手続的にはここに資料をもらっています、そのとおりこれを読まれたんだと思いますけども、まずさっき言いましたね、大願寺の売却はもう決まっているんだって。どの場面かというと、-----の席です。エスポワールかな、その場面ですね。もちろん関心がない人は覚えてないでしょうけども、私は、私じゃないですから、私じゃありませんよ。

実を言うと、それよりさらに2週間前の日付で、あそこの土地を買って設計して造成して、そういうラインの方たちのメモが私の手元にあるんですよ。もう銀行はオーケーした。ハウスメーカーも70は確保した。あとは公募を待つだけだ。もうちょっと待ってくれる。公募を待とうねっていう文書が来ているんですね。手元に。私も手元に実物を持っているわけじゃありませんよ。見たことがあります。

そういう話があると、結局さっきの公募期間もそうですけども、要するに業者が決まってから手続的にぱっとやる。よくほかに業者がいなかったって言われますけども、平成20年に2回公募していますね。11月、12月でしたよね。普通11月に公募してだめだったから12月にやりますって、通常ないことですよ。本来であれば。共通点がずっとあって、結局市長がそれを仕切っているわけではないっていうのが実態ですね。そうやって公募の中で業者が決まる。あるいは選定委員会の中で業者が決まる。そういう本来の順番で仕事が進んでいればこんなことにはならないんですけども、選定委員会で決まったんじゃなくて、決まった後から選定委員会を繕うから、その点数をつけてないわけですよね。

総務部長、私、そういや漏れてますよね。残念ですけど、あのメンバーで私が何人か聞いて、書いたっていう人がいないんですよ。書いたっていう人がいません。もちろんその会を仕切ったのは副市長ですよね。書いたっていう人間がいないのに全員の点数が公表されていますよね。こういうことは行政としてあるまじきことではないですか。まだ回数がありますんで、ぜひ御答弁をお願いします。

- O議長(寺岡公章) 発言を許します。15番。
- **○15番(西川健三)** 正式の会議でもないのに、名前を出された分は削除してください。私 も記憶にないのに。日域議員のほうがどこどこの場所で、これは削除するように求めてほ しいです。

○議長(寺岡公章) 暫時休憩します。しばらくお待ちください。

~~~~~

16時43分 休憩

16時46分 再開

~~~~~

○議長(寺岡公章) 会議を再開いたします。

本日の会議は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。 暫時休憩いたします。

~~~~~

16時46分 休憩

17時35分 再開

~~~~~

○議長(寺岡公章) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

さきの休憩中、日域議員から、本会議における先ほどの発言につきまして会議規則第65 条の規定により、その一部を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出 を許可することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 十 **〇議長(寺岡公章)** 御異議なしと認めます。よって、日域議員からの発言の取り消し申し 出を許可することに決しました。
  - 一般質問及び総括質疑を続行いたします。

日域議員に確認いたします。先ほどの再質疑、このたび日域議員は一問一答方式で申し 出をしておられます。質問の内容が2番目の質問のように見受けられますが、2番目の質 問から始めるということでよろしいですか。はい。

それでは執行部の答弁を求めます。

総務部長。

- ○総務部長(太田勲男) 先ほど日域議員のほうから、私が評価シートですか、評価をしたかどうかという御質問がございました。私は評価はしております。私の記憶では、当日は、日にちはここへ11月29日と書いてありますが、そこまでは覚えておりませんが、4階の第2会議室で、まずは午前中あり、その後冒頭に、多分冒頭です、冒頭に評価シートを配付されて、その中で鉛筆でつけて、その後昼休みから1時、2時ぐらいまでかけて評価シートに、一般的に鉛筆で出しませんのでボールペンに書き直して署名した記憶がございます。以上でございます。
- 〇議長(寺岡公章) 副市長。
- **○副市長(大原 豊)** 私、当時の選定委員会の委員長でございます。今総務部長のほうに 質問があったわけでございますが、私としては選定委員全員が採点したように記憶をして おりますので、採点をしていないという方は、当時の何か複数の委員が採点をしていない という発言をされたということなんですが、どなたとどなたでしょうか。教えてもらいた

いと思います。

- 〇議長(寺岡公章) 10番。日域議員。
- ○10番(日域 究) いや、それは今言えませんけども、要するにさっきこれは市長が多分このことをおっしゃったんだと思いますけど、記録票があります。記録票っていう議事録ですよ。この下にこう、あれは要約っていうんかな、一言一句じゃありませんけども、話した内容がちょっとついてましたね。そもそもこの議事録、これはきょう間に合うように出してもらいましてありがとうございます。ここに副市長、大原、部長、北地、課長、青森、ほんで課長補佐・係長にまたがって佐伯、それからあとこちらに係員の方の印鑑が押してあった旨、活字で表記してありますけども、これは報告ってなっているんですよね。ほかの何種類かのプレゼンの資料というか、プロポーザル方式でやったほかの事業者選定の記録を見ると、書式が違います。報告ではなくて会議のところに塗ってあって、この合議のところにずらっと印鑑が並んでいます。その印鑑はもちろん誰かはわかりませんよ、私は真っ黒のしかもらっていませんから。明らかにこの大願寺の事業者選定委員会の記録は異なっています。だからあるOBが、見てみいや、この書類うそやろうがって、参加した人間が判を押さんってことがあるかいやって、そうおっしゃいました。

例えば今の、総務部長はこの中の単なる一委員ですね。副市長はそれをまとめる係です ね。昼になって一応やめたことになっていますね。10時55分から12時の間がプレゼンテー ションで、この記録によると3時半から4時55分までが委員会だったんかなっていうふう に読めますけども、今のお話は昼休みの間に、昼休みの間に皆さんが投票用紙というかも らって、曖昧でもいいんですよ、記憶ですから、それを昼から渡して集計して。なぜこん なこだわるかっていいますと、この記録を情報公開で求めたんです。そしたら不開示でし た。全面不開示ってめったにないことですね。全面不開示。それで異議申し立てをしたら 部分開示、部分開示のときに2行ほど黒く塗ってありました。黒く塗ってあると気になり ますよね。黒いところは何じゃろうって、金額書いちゃるんかねとかつまらん推測をして、 そんな会話をしてましたけど、後から、裁判の関係もあって開示してもらいましたよね。 そうしたらそこには点数のことが書いてあるわけですよ、点数のことが。信用の点数が低 いのは会社の規模が小さいからでしょうね、とかそういうコメントがあって、それが法人 情報っていうことには当たるでしょうね。それで消してあったのかもしれませんけども、 でもそこに、別途この前出してもらいましたけど一覧の点数、11人の方がずらっとつけた 点数一覧表があって、初めてそれを皆さんが眺めて、そういやあ、この辺のアイデアの評 価は高いけども会社の信用状態がちょっと悪いのはやっぱり資本金がちっちゃいせいかね とか、それは当然そういう会話があってしかるべきですね。一覧表があってこそできる会 話がそこに記録されているわけですよ。それが私は出したくなかったんかなってつい思っ てしまいますね。

少なくとも私は4人ですよ、聞いたのがね。ほかの人も聞いてもいいですよ。あるはずがないものがあっちゃまずいですね、公務の世界で。大原副市長はそれを仕切った係ですから、要は答案用紙を配って、回収して、事務局のほうに、例えば今から昼じゃけんちょっと3時からやるけん、それまでにちょっとまとめてくれって言ったんなら結構ですよ。

その辺が一般的に聞いた側が、私も含めて聞いた側がそうよねって、そうじゃろうねって 素直に信用できるような説明をしてもらえますか。

- 〇議長(寺岡公章) 総務部長。
- ○総務部長(太田勲男) ちょっと答弁する立場にないんですが、そのときの状況は、まずプレゼンテーションが午前中ありました。私の記憶では、先ほど申したのは冒頭にその評点表ですね。個人個人の、これに点数をつけなさいよという、それが配られていましたよと。それにはプレゼンを受けながら鉛筆か何かで、多分鉛筆ですよね、鉛筆で丸したと思います。それからプレゼンが終わった後に、今度事業選定委員会がありますから採点をボールペンで書きかえて、昼休みか1時、2時までかかったんじゃ、もう2時ぐらいまでかかっとるんかもわかりません、それを事務局に提出したよというようなことを僕はしゃべったつもりでございます。
- 〇議長(寺岡公章) 副市長。
- **○副市長(大原 豊)** 総務部長が言ったとおりでございます。評価調書となっているんで、 評価するのに基準が要るだろうということで、それをもとにしながら私自身も丸をつけた 記憶があります。それを集めて、点数としたというふうに記憶をしております。以上です。
- 〇議長(寺岡公章) 10番、日域議員。
- ○10番(日域 究) それは全員のやつがあるわけですね。全員のやつがあるわけですね。これはまたあるとないじゃ大違いなんですけども、ここで、議会で虚偽の説明をしたからといって法的な問題がどうなるんか私は詳しくありませんけども、そのぐらい刑法に触れたりはしないのかなと思いますけども。そのとき、ここには15時30分から16時55分の間に4階第2会議室とありますけども、私が聞いた話では応接会議室に市長がいてっていう話があるんですよ。要するに、この人たちが決めたんじゃなくて事前に決めてある。さっきの入札の、入札っていうか最初の分もそうですけども、確かに全く白紙の状態で、さあいらっしゃいって言ったって人は来てくれませんから、買いたい人もいるでしょうし売りたい大竹市もいるし、事前の交渉ってありますよね。当然事前はいっぱいあっていいんですよ、当たり前ですよ。だけど、そこで、いざやるときに全部決めちゃまずいですよね。じゃあ、こうしようって言ってそこから参入した人も同じように可能性があるように、そこからはオープンに一定の期間を置いてやらなくちゃいけない。それができていない節はありますよね。

この決定もそうですけども、やはりこのメンバーが皆さんと一緒にお仕事してきた人たちですから、そんなやっぱり仲間意識は皆さん持っていますよ。仲間意識持ってます。だから別に反市長派でもないと思うんですが、ただこのことについて見たときに、一緒に我々は仕事をしてきたのにあんな決め方をされておもしろくないよねって、逆に皆さんと仲間意識があるがゆえに疎外感を感じている。もしそうだとすれば、このやり方は最悪だっていう感じがしますよね。何十年も同じ釜の飯といいますか同じ職場にいたわけじゃないですか。

何て言いますかね、これ以上ここで言ってもしようがないのかもしれませんけども、例 えばあの評価シートって結構難しいんですけども、会社の永続性とかなんとかありますけ

ども、どんな資料が出ましたか。相当膨大な資料がないと、あれはつけにくいだろうという項目になっていましたよね。どういう資料があったか教えてもらえますか。

- 〇議長(寺岡公章)いかがでしょうか。副市長。
- ○副市長(大原 豊) 全部覚えているわけではありませんが、財務諸表等があったと思います。その前に今、日域議員が応接会議室で市長がおってやったという発言があったんですが、いつどこで誰がやったか、またそういう発言をした方をちょっと教えてもらってというか、ちゃんと、単なるうわさだけでこの本会議場でやってもらっては困るんですが、断じてありませんので、この選定委員会については。絶対応接会議室でもやっていませんし、当然市長も当然出席しておりませんので、その辺だけははっきりしていますので、だから議員さんの今の発言をどうするかというのをちょっと決定してください。
- 〇議長(寺岡公章) いかがですか、日域議員。
- O10番(日域 究) 回数に入りますよね。
- ○議長(寺岡公章) そうですね、まだ4回。次が最後ですので、その中でお話しくださりながら次の再質問も一緒にということになります。日域議員、どうぞ。
- ○10番(日域 究) 今のは反問権になるんですかね。要するにですよ、いいですか、情報開示してくれないわけですよね。副市長が私に尋ねるのはそりゃ結構ですよ。でも、この点、分がありますかって、私はだから不服申し立てもしていますよ。3月の下旬にあるんですけども、そこまでしてこれを隠すかって。ましてやこのこれ1社でしょ。1社っていうことは、例えば誰かさんが低い点数つけたけん、うちの会社とれんかったんよって、こんちくしょうって思うことがないわけですよ。1社ですから1社でもう決まっているわけですね。だからいろんな状況があって、こっちの方が高くてこっちが低い点数をつけても別に恨まれることはありませんよね、今回の話で。それ、何回やったら情報を開示してくれるんですか。誰がそれを言うたかじゃなくて、問題の順番が逆でしょ。副市長がそもそも不動産評価審議会を仕切って、舌の根も乾かんうちに3億5,000万円で売るって決めたんですよ。副市長の思考回路っていうか、そこを疑いたいぐらいですよ。やっぱり自然な流れとは少し違うっていう気がするじゃないですか。そこをわかってくださいよ。

これは私が出したら不開示、不開示っていうことは不存在じゃないですね。あるけども出さない、出せないっていうことですね。あるわけですね。あるんだったらどこかで何らかの方法で。今回点数はね、点数は関係ないわけですよ。変な話ですけども点数は引いていませんよね。ボーダーを引いて何点以上合格だっていうやり方はやっていない。これも変な話ですよ。全社が不合格の可能性がありますっていうふうな文言をホームページで書いておきながら、その線引きをしてないっていうのも変な話ですけども、それはそれとして1社しかなくて、その業者でやったんですから、それが80だろうが60であろうが今さら何も思うはずないじゃないですか。それでも点数がだめなら点数のところを墨で塗ってもいいですけども。この評価シートの右側に名前を書くところがありますよね。あそこには当然自筆で名前を書いてあるんだろうなと思いますけども、それがなぜここまで出せないのかって。

何度も言います。私は4人聞きました。そりゃ1社しかないんじゃけ出さんよね決まったようなもんじゃんって。一定の説得力がありますよね。複数なかったわけですから。それをもうちょっとせめて、あんな何億ってことの仕事ですからやっぱり一定の納得がいくような情報の開示はしてほしい、提供はしてほしいと思うんですが、それができなかったらやっぱりあれですよね、幽霊の姿を見たり枯れ尾花でしたかね、見てみたら大したことなくても見れないとすごく不信感って大きくなりますよね。当然ですけど。そのあたりはわかってほしいなと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

### [発言する者あり]

- ○議長(寺岡公章) いかがですかね。答えられるところは何かありますかね。先ほどの反問がありましたけれども、それについて何か答えられるところがありますか。日域議員、いかがでしょうか。
- O10番(日域 究) もう一回しゃべる機会が与えられたと思って。

[発言する者あり]

- ○議長(寺岡公章) 不規則発言は少々お控えいただきたいと思います。
- O10番(日域 究) だから我々は情報を持ってない。そっち側がやったことでしょ。そっち側が仕事として市民から負託を受けてお仕事としてされたことじゃないですか。そのことについて、私が一議員として不信感を持っているわけですよ。それを尋ねているわけですから、誰がそんなこと言うたんやって聞くんであれば、聞くなとは言いませんが、それを副市長がおっしゃるんだったら、その前に私が言っていることに答えてくださいよ。答えてくださいっていうか、ある程度納得する材料を与えてくださいよ。全然なしに誰が言ったんやって言われても私は困りますよ。
- ○議長(寺岡公章) 少々混乱しております。少々お待ちください。反問権その他でそれぞれの質問といいますか問い合わせが今行ったり来たりしております。発言回数も5回になっておりますので、この件については双方には発言はお控えいただきたいと思いますけれど、いかがですか。よろしいですか。

市長、どうぞ。

- ○市長(入山欣郎) 今3億5,000万円で副市長が決めたというふうにおっしゃった。決めたのは、契約議決は議会で決めていただいたと御理解いただきたいと思います。副市長は決める権限はございません。
- **〇議長(寺岡公章**) それでは、日域議員、1つ目の質疑に対する再質疑はありますか。 どうぞ、10番。
- ○10番(日域 究) 今3億5,000万円を決めたのは議会だって、もちろんそういう見方はできますよね。もちろんそういう見方はできますし、そうあるべきだと思います。そこのところがちょっとどうかなっていうところで、ある意味係争中なんですけども、1問目に今から行くわけですね。都市計画税っていうのがありましたよね。1億5,000万円ぐらい入るんだ。そのときの、私はそれに反対した記憶はありません。反対した記憶はありませんが、コンマ1がいいとかコンマ2がいいとか、かなりいろんなことをおっしゃる方もいまして、反対だっていう人もおられました。その是非は今は言いませんけども、あのとき

市長のおっしゃった説明が1億5,000万円のお金があったら3億円の仕事ができる。これはうそじゃありませんよね、大体一般的な仕事について言えば補助金とかあったりしますから、それを借金でしたときに交付税措置があればなおかつ返すときに楽だっていうことですね。

そういう意味合いからすると、今8年間で21億借金を返しましたね。でもあの表を見ると、今からちょっときついんですけども、1億5,000万円の増収、これは交付税に関係ありませんから都市計画税を上げても交付税は減りませんよね。だから純粋に1億5,000万円入るわけですけども、そのことが国の補助金を上手に利用すれば3億円の仕事ができるって。逆に1億5,000万円なくなったら3億円の仕事ができないわけです。そう考えたときに、この大願寺の借金っていうのは交付税の外側にいる借金ですから、もう生活費の中から返していくとなったときに、1億返したらある意味2億の仕事ができない、2億返したら4億の仕事ができないっていうふうな計算もある部分成り立つんかなという気がします。

この3億5,000万円の是非は言いづらいところもありますが、もともとが127億かどうか知りませんが、全部売ったら工事代が全部出てくるという想定のもとに始めたんでしょう。もちろん時代が違いますから、それを全面的に今から昔のことを批評するのもはばかられるところがありますけども。でも少しでも高く売らなくちゃいけなかったわけです。少しでも高く売らなくちゃいけなかった、そう考えたときに後から見て少なくとも不透明な部分が相当見えます。不透明だったかどうか内容が悪かったかどうかはわかりませんけども、不透明に見えるようなことはしてほしくなかった。少なくともこの段階でそこまでは言えると思うんですよね。さっきの購入業者が営業に来てましたかっていう話を来てましたっていう話ですけども、それはごく直前からでしょ。二、三カ月のもんでしょ。だから少しでも高く売るために、その金額が大竹市の財政にもろに影響するわけですよ。そのあたりは私の考えで合っていますか。もし間違っていたら教えてください。地方財政って難しいところがありますから、日ごろの生活と違いますから、ぜひその辺の解説というか批評をお願いします。

- 〇議長(寺岡公章) いかがですか。総務部長。
- ○総務部長(太田勲男) 地方財政の今の日域議員の解釈が合ってるかどうかと、解釈的には合ってると思います。基本的には高く売れるものは高く売るという、これは基本、高く売れるものであれば高く売りたい。しかしながらそのままほっておくわけにもいかない。大変難しい問題であると考えております。一般的に塩漬けの土地というのが結構市のほうでも土地開発公社等抱えておりますが、できるだけ早く完売していきたいとは考えております。そして先ほどの地方財政的な考え方につきましては、日域議員の言われるとおりだと思います。
- 〇議長(寺岡公章) 10番。
- **〇10番(日域 究)** そういや、1つ、1問目と2問目の関係もあるんですけども、高く売りたかったといった場合に、もっと高く売れる可能性はありませんでしたか。どっち向いて言ったらいいんかな。要するに、いろんな業者がいろんなものを持ってきてるでしょ。

さっき山崎議員の質問の中の市長答弁の中にあったかなという気がするんですが、福祉施設をつくるっていう話で物が決まった経緯はありますよね。でも市からすれば、要は宅地でよかったんだっていう言い方を確か市長はされましたけど、もっと言えば、それこそよっぽど迷惑施設ができれば別ですけども、市から見たらすごくあれじゃないですか、すごい借金をつくった事業ですから、常識の範囲であれば高く売れるちゅうんが一番ありがたいことですよね。そうですよね、それは間違いないですよね。その場合に、時間が経過したがために下がってしまったっていうのはありますね。これは間違いないことでしょう。これも常々市長がおっしゃっていますけども、ずっと売り損なってきたというのは、これは間違いないことだと思いますが、ただ、ここ数年の中でもいろんな業者がいろんな提案を持ってきていませんか。それも聞くんですよね。

私が預かっている資料でいうと、ある部分がもう最初からフィックスになっているからなかなか難しいんだと。ここでどこまで言っていいのかわかりませんが、もっと高い金額を示した方はいるんですよね。ほかにいなかった。例えば平成20年に11月に公募して12月に公募してって、全然コンスタントじゃないですよね。普通オープンに公募したら、だめだったら次の月に公募しませんよね。違和感をすごく感じませんか、そこだけ聞いたら。そうやって少しでも高く売ってほしかったなと、それが今さっき太田部長のおっしゃった会計のことですけども、財政のことですけども、この1億っていうのは結構純粋な1億ですから、もう本当に生活費、爪に灯をともして借金を返すような1億なんですよね。交付税措置を考えたっていう話も聞きましたけど、そんなものはどこにもなかった。とにかく自己責任っていうか大竹市のピュアな財政の中で全額返せっていう非常に厳しい借金ですから、それを考えたときに少しずさんではなかったかなと思うんですが、そういうことはないんですか。

# 〇議長(寺岡公章) 市長。

+

○市長(入山欣郎) 23年の12月15日の議会のときに日域議員が、あの土地が3億5,000万円で売ることがいいとか悪いとか、そういうことは言いません。ほかに高い値段をつけた人がいないんですから。そういう意味じゃ妥当な金額だろうと思いますというふうに御発言をされております。一番最初に自分が引き受けてから、当初から工業用地として売り出すために営業をさせていただきました。また、2期目になって初めてあの土地を住宅用地で売り出すということを議会承認いただいた中で、当然売るための努力をするということでいろんなところに営業するのも当たり前の話でございます。そしてその中でいろんな業者の方も、当然希望を持たれて話をされてきた方もいらっしゃるのも当然です。だから入札にかける、応募しようというときには、ここでこの時期で募集すれば何社かが出てくださるだろうという判断のもとに募集をするということでございます。

そしてもう一つ、高く買おうというふうに提案された方はいらっしゃいませんかという 御質問に対しては、いつもいろんな形で提案をいただきます。その方々に、とにかく応札 してください、あなたが思う値段で、あなたが事業として合う値段と思われる値段で応札 してくださいという、一貫してそのことを言い続けております。だから最後の今回のこと についても、1社だけじゃなしに数社が応募してくださるだろうという想定のもとにプロ

-112-

ポーザルということをさせていただいたということも御理解いただきたいというふうに思います。

○議長(寺岡公章) 次が4回目です。あと2回です。10番。

〇10番(日域 究) 財政の話じゃなくなってきてちょっと恐縮なんですけども、それで、 市長がおっしゃることは私はおおむねそうだなと思います。一つ違うのは、どこかで私の 発言を市長が引用されたというかおっしゃったことがあるんですけども、ただでもええっ て。でも、ただでもいいんですよ、ただにしますよって全国で言えば、ただであげるんじ ゃないですよ、ただ以上だったら何でもいいですよって言えば、わしゃ1億って言うのが いるかもしれません。そうしたらわしゃ1億5,000万円でいいかもしれない。ヤフーオー クションみたいなもんですよ。それでどんどん上がっていくわけですよ。そういうやり方 ならいいと思うんです。でも10億5,400万円っていう鑑定評価が20年にあって、それから 全然わからんわけですよね。で、平成23年11月の全協のときも私は言いましたけど、やっ ぱりもちろん無料は、無料というかただだったらただでも結構です、1億なら1億でも結 構ですけども線を示してあげるべきなんですよ、業者には。あのとき副市長が一生懸命お っしゃったのは、1円でも高く売りたいってすごく言いましたよね。いいですか、1円で も高く売りたいって言っといて、だから言わないんだ、言わないんだ、言わないって私が 金額言わんかったら書けんやんかって言ったけど、それ一点張りでしたよね。決まった後 何言ったか。下げないと業者がいないかもしれないって言ったんでしょ、副市長。記録が 残っていますよ。裁判のおかげで全部文字起こしもしてありますからね。高く売りたいか ら言わないって言って、ほんで決まったときには安くしないと業者があらわれないかもし れない。業者がどうしてあらわれるんですか、非公表ですよ。連立方程式を解いたら、あ の業者に金額を言ったってことですよ。そうなりますよね、理屈からいうと。私は今でも あの言葉にはすっごくひっかかっているんですよ。

で、市長が応募してくださいっておっしゃったのは、これはうそやないんだろうと思います、もちろん。でも10億5,000万円の数字が出て以降は皆さんヤマカンっていうか、このぐらいじゃろうねと思いながら推測で物を考えるわけですよ、推測するわけですよね。その中で3億3,777万円っていうのは異常な値段ですけども、客観的に見てそれが3億5,000万円で手が挙がったっていうことは、かなり不思議な話ではありますよ。

で、さっきの話に戻るんですが、さっき取り消しをしましたよね、私の発言を。あれが 平成23年11月29日です。私が見せてもらった文書は11月15日です。そのときに、今、事業 を進めた同じパターンで銀行は了承しとる。住宅メーカーも。そこには70戸って書いてあ りました、10戸違います、議会で聞いたんと。あの後10戸ふえたんかもしれませんが、住 宅メーカーも10戸はとれた。あとは年末ぐらいに公募があるじゃろうけん、それまでに最 終決断をするんだっていうふうな話ですよっていう手紙を私は持っていますよ、コピーを ね。そこまで聞いて何を感じるかですよ。これをうさん臭く感じなかったら、それはよっ ぽど神経がやられていますね。

ある業者に言わせると、大願寺のことを考えるときに大竹市役所へは行かんのんよねって。別の場所行くんじゃけえ、何であこ行くんやって。だから多分太田さんなんか知りま

せんよ、知りません。一部の連中が市役所外でやっているわけですから。やっぱりボール ペンを1本買うんならともかく、こういう大きな話をそういうダーティーな場でやっちゃ あいけません。何ならその資料全部ぶちまかして、全部おっぴろげて市長に説明を求めよ うかと思いたいぐらいですよ。非常に大竹の暗部です、これは。

大体さっきの話に戻ります。言わないって言ったやつが決まったときには質問もできな かったですね、あのときは。業者が決まった後の全協では質問は受け付けてもらえません でした。そのときの説明の中に、値段を下げないと業者があらわれないかもしれないから 下げたっていう話をされました。この落差は異常です。下げたら何で業者が寄ってくるの か教えてください。

- 〇議長(寺岡公章) 通告と若干ずれかけている部分もあるんですけれども、できるだけの っとって御答弁いただければと思います。いかがですか。 市長、どうぞ。
- あたかも不正なことが起こったというようなことをサジェスチョンし 〇市長(入山欣郎) ながらの憶測での物の言いよう。今、裁判に係争中でございます。このことは裁判で明確 になるだろうというふうに思います。ただ、私は一貫をして業者の方々には、あなたが合 うと思う値段で応札してください、だから事業計画は自分で立ててください、そのことを 言い続けたわけでございますので、それぞれの業者が自分がどういう事業計画を立て、ど ういうことをやるかということは自分たちで決めて応札をしてきたと。それは信じており ます。

その上に、なおかつどこかのところで値段が出たんじゃないか。最後のところで値段を 決めたのは自分でございます。自分の判で封をするわけでございます。これは職員も知り ません。私しか知らないことでございます。だから、どこかのところで話が漏れたとかい うような話はないというふうに思います。だから、ぜひそのこともわかっていただきたい というふうに思います。自分は終始一貫正しく物事を行うためにどこかと駆け引きをした りとか、どこかに情報を漏らして先に有利な条件で売るとか、またどこかに福祉施設をや ってもらうために安く売るとか、そんなようなことを考えはいたしません。終始一貫、来 た業者には、あなたが立てた事業計画を思うようにして入札をしてください、競争がきち っとあり公募する中で物を売るということについてやり続けたということでございますの で、決してやましい思いは一切ございませんし、またそういう不正をしたこともございま せん。

一部のちまたの中で、いろんな憶測の中でいろんな業者が暗躍したということも一部に は聞いております。でも私は、決めるのは行政でございますし最終的に判をつくのは私で ございます。その上で、適切な価格であると信じて議会に提案をさせていただき、議会討 論をいただいた中で、討論をいただいた中で採決をいただいたということでございます。 討論が不十分であれば再度討論していただければ、そのときよかったわけでございます。 討論はほかにございません、ありません、採決をいたします、採決をいただきました、あ りがとうございます。

〇議長(寺岡公章) 最後です。10番。

**〇10番(日域 究)** いや、さっきの応募者がないと困るから下げましたっていう説明は出 てきませんよね。市長は一生懸命おっしゃいました。それは私はできれば信じたいと思い ますが、例えばさっきの応募期間も短いですけども議会もすごく短かったですよね。短い 時間でというのは答弁の中にもちょこちょこ出てきましたけど、少なくとも12月1日に議 会に出すっていうのがですよ。12月の12日にやって、ほんで15日にはもう結論ですよ。鑑 定評価書も出ていなくて資料は何もないじゃないですか。私は徳山へ飛んでいきましたけ ど、本当に何もない、何もないっていうことは富士山に1合目から歩くっちゅうことです よ。資料があれば8合目まで行けるんですよ。1合目からああですかこうですかって言っ て、しかもあのとき私は委員じゃありませんけども、3回しか質問ができない。3歩しか 歩けないっていうことですよ。富士山の1合目から3歩歩いたってちょっとしか登れませ んよね。資料があれば、それだけでもかなり上まで行くわけです。その中で3回の質問が 生きてくるわけですよ。だから後から考えたら、皆さん情報不足の中ですごくとんちんか んな質問していますけども、議会対応も業者の募集も物すごくはしょるというか、そこで 何ていうか時間を与えてもらっていませんよね。その結果がこういうことですよ。市長は さっき一生懸命おっしゃいましたけど、裏がないことを言っていませんよ。例えば平成20 年からの話の中で、もうあの段階から見積もりが飛び交っていますからね、ある業者の。 工事する業者の見積もりが飛び交っているわけですよ。あり得ないでしょ。誰かが土地を 買って、それから、じゃあ、どこの業者に頼んでどうしようかっていうのは、それは土地 を買った人間が決めることですよ。大竹市の不動産は順番が逆ですからね。今から資料を 持ってきて夜中までやりますか。ありますよ、資料は。こんなふざけたやり方があるかっ て私は思っているんですよ。正直言って。市長いくら、気の毒な気はしますよ。ひょっと したら市長は被害者かもしれない。でもそうはいかないと思うんですよ。いいですよ。こ れ以上ここで言ってもしようがないですけども、やはりそれが結局さっきの1億円の金額 が2億円の事業を生む、逆に1億円損したら2億円の事業ができない。我々が一生懸命国 税を払って、その国が大竹市民も含めた皆さんが払った国税の中から大竹市に補助金をく れるわけですけども、大竹市の種銭が1億円減ったら、大竹市民の払った国税はよその町 に行ってしまうんですよ。小さなことですごく節約しながら大きなざるには穴があいてる んですよ。財政の担当者と話したら話が合いますよ、正直言って。とんちんかんな方はわ からないかもしれないけども、それは大変ですよ、財政の担当者は。

最後の質問をもう一回します。いいですか。安くしないと業者があらわれないかもしれないから下げたっていう、これは今文書を持っていませんけども、確かそれはありました。人間ってつまらんことにこだわるんです。いろんな話がある中で、私はあのフレーズだけすっごい頭にこびりついています。ぶっちゃけた話言いましょうか。私、前にも言ったことがあるかもしれませんけど、皆さんがルールを守ると思ったら大間違いですよ。私は国からそういう金額を聞いたことがありますよ。この前もどこかで官製談合でやっていたじゃないですか。そういうことがないように、そういうことが思われないように皆さんはきちんとしなくちゃいけないわけですよ。文句があるなら裁判せえじゃなくて、大竹市役所はきちんとしとるよねって、どこから見てもちゃんと情報公開してくれるし、さすが大竹

市長はしゃんとしとるよと、それが当たり前の話なんですよ。何かあったらあれ隠す、これ隠す、訴えられたら係争中だから物は言わない、情報を出さない。そんなもんがあるかって私は思いたいんですけども、さっきの金額を下げないと業者があらわれないかもしれない。で、その結果3%ですよ、言っときますけど、最低価格と入札価格の差は3%ぐらいですよ。物すごく偶然にしては余りにも極端なあれですよ。市長が幾らそこでちゃんとやっているとおっしゃっても、ちょっと金額が余りにも一致していますよね。これが最後ですからこれで終わりますけども、副市長が逆質問をしてもらったらもう一回答えられるんですけども、一応これで終わりますけども、今のはきちんと御答弁ください。お願いします。

### 〇議長(寺岡公章) 市長。

+

○市長(入山欣郎) 今、副市長のほうでいつ言うたか記憶はないということ、私も職員がどの場面でどういうふうに言ったかということについてはちょっと記憶がないもんで、一貫して自分が言ったことに対しては責任がありますんで、当然自分が言ったことについてはずっと一貫して言っております。だから一番最初に10億を超えるような値段で売りたい。だからそれで応札がなかったから、値段は下げないと業者は応募してくれないから値段は下げますよと。ただ今度は価格は一切公表いたしませんよということは言わせていただきまして2回目の応募から始まらせていただき、そしてリーマンショックが起こった後に大変売りにくい状況の中で、あの時代、私どもが大手ゼネコンを初め大手のディベロッパーに一生懸命営業してもどこも応じてくれないような厳しい状況の中で今こうやって売れたということ、応募してくれた業者には大変感謝している。あの時代でございます。一つ間違ったら会社が倒産するほどのリスクをかぶりながら応募してくれて、見事にあの土地をつくってくださったということについては本当に私は感謝したいというふうに思います。どうかそのことも御理解をいただきたいというふうに思います。

とにかく私は業者の皆さん方が来られても、あなたが計画した値段で、計画したように合う値段で応募してくださいということで言い続けておりますので、当初から企画される業者の皆さん方は、合うか合わないかは当然計画されたはずでございます。だから当然いろんな業者の人がいろんな造成価格等について見積もり等いろいろやられたようなことはあるかもわかりませんが、一切私はどこの業者にも約束を与えたことはございませんし、当然競争の中で何社かが応募してくださることをもくろんで、その時期を見計らって応募をしたということでございますので、今回のことについても何社かが応募してくださるその機運、その社会的な醸成ができたなという判断の中で決定をさせていただいて、議員全員協議会かな、こういう応募の仕方をしますということを説明させていただいたわけでございます。その中で予定価格について公表したらどうかという御意見がありましたので、日本全国の例で予定価格を発表すると全部がそれで応札をして、くじにまでなるような事例を話をさせていただき、そういう意味で少しでも高い値段で売りたいので予定価格は一切公表いたしませんと、皆さん方が合うと思う値段で競争してくださいということを言い続けたわけでございますんで、どうか御理解いただきたいと思います。

あとは、今の言うた言わない等につきましてはぜひ裁判で決着をつけたいというふうに

-116-

思います。ありがとうございます。

〔発言する者あり〕

○議長(寺岡公章) 何か補足がありますか。

暫時休憩します。

~~~~~

18時25分 休憩

18時29分 再開

~~~~~

○議長(寺岡公章) 会議を再開いたします。

何か執行部から補足がありますか。副市長。

- **○副市長(大原 豊)** 12月8日の全協の記録をちょっと見ました。私は発言しておりません。以上です。ということはちょっと違う委員会を、ちょっとしてもらわないと調査できません。以上です。
- ○議長(寺岡公章) ということです。
- O10番(日域 究) ありがとうございました。
- ○議長(寺岡公章) この際、お諮りいたします。
  - 一般質問及び総括質疑の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、次の本会議に議事を継続いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(寺岡公章) 御異議なしと認めます。

よって、一般質問及び総括質疑は次の本会議に議事を継続することに決定いたしました。お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(寺岡公章) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

御通知申し上げます。あす3月11日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

18時31分 延会

 $\perp$ 

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年3月10日

大竹市議会議長 寺 岡 公 章

大竹市議会副議長 上 野 克 己

大竹市議会議員 網 谷 芳 孝

大竹市議会議員 藤 井 馨